

平成20年3月6日（木曜日）

議事日程第1号

平成20年3月6日（木曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第5号 八峰町後期高齢者医療に関する条例制定について
- 第5 議案第6号 八峰町中央公園条例制定について
- 第6 議案第7号 八峰町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定について
- 第7 議案第8号 八峰町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 発議第2号 八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第9号 八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第10号 八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第11号 八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第12号 八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第13号 八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第14号 八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第15号 八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第16号 八峰町診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第17号 八峰町簡易水道設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第18号 八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定について

- 第 1 9 議案第 1 9 号 八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 0 議案第 2 0 号 八峰町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局の指定について
- 第 2 1 議案第 2 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 2 2 議案第 2 2 号 八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について
- 第 2 3 議案第 2 3 号 八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について
- 第 2 4 議案第 2 4 号 八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入について
- 第 2 5 議案第 2 5 号 平成 1 9 年度八峰町一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 2 6 議案第 2 6 号 平成 1 9 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 7 議案第 2 7 号 平成 1 9 年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 8 議案第 2 8 号 平成 1 9 年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 9 議案第 2 9 号 平成 1 9 年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 0 議案第 3 0 号 平成 1 9 年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 1 議案第 3 1 号 平成 1 9 年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 2 発議第 3 号 予算特別委員会の設置について
- 第 3 3 予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第 3 4 議案第 3 2 号 平成 2 0 年度八峰町一般会計予算
- 第 3 5 議案第 3 3 号 平成 2 0 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第 3 6 議案第 3 4 号 平成 2 0 年度八峰町老人保健特別会計予算
- 第 3 7 議案第 3 5 号 平成 2 0 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第 3 8 議案第 3 6 号 平成 2 0 年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 3 9 議案第 3 7 号 平成 2 0 年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第 4 0 議案第 3 8 号 平成 2 0 年度八峰町埴川財産区特別会計予算
- 第 4 1 議案第 3 9 号 平成 2 0 年度八峰町土地取得特別会計予算
- 第 4 2 議案第 4 0 号 平成 2 0 年度八峰町簡易水道事業特別会計予算
- 第 4 3 議案第 4 1 号 平成 2 0 年度八峰町公共下水道事業特別会計予算

第44 議案第42号 平成20年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算

第45 議案第43号 平成20年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算

第46 議案第44号 平成20年度八峰町営診療所特別会計予算

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地 薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤 實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長	加藤和夫	副町長	佐々木正憲
教育長	千葉良一	会計課長	金谷 茂
総務課長	嶋津宣美	峰浜町民サービス課長	皆川鉄也
企画財政課長	須藤徳雄	税務課長	佐々木 充
管財課長	木村 学	福祉課長	小林孝一
保健衛生課長	齊藤英市郎	産業振興課長	武田 武
農業振興課長	米森昭一	建設課長	辻 正英
上下水道課長	高宮建一	子ども園園長	小林慶範
農業委員会事務局長	松森尚文	教育次長	伊藤 進
学校教育課長	伊勢 均	生涯学習課長	福司和明
峰浜公民館長	金平嘉孝	学校給食センター所長	加賀谷敏一

議会事務局職員出席者

議会事務局長	岡田辰雄	書 記	齊藤 なつ子
--------	------	-----	--------

午前10時00分 開 会

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。

定足数に達しておりますので、これより平成20年3月八峰町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、1番松岡清悦君、2番大山義昭君、3番石塚正一君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

去る2月22日付で諮問しておりました3月定例会の会期等についての結果を議会運営委員長より報告願います。木藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（木藤 實君） おはようございます。議会運営委員長の木藤でございます。ご報告申し上げます。

当委員会では、去る3月3日、議長同席のもと全委員が出席し、議会運営委員会を開き、2月22日付で議長から諮問のあった平成20年3月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から19日までの14日間とし、日程につきましては皆様のお手元にお配りしました日割表及び議事日程表のとおり決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月19日までの14日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの14日間と決定しました。

本日の会議は、皆様のお手元に配付しております日程表に従って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

加藤町長より行政報告並びに予算編成方針について発言を求められておりますので、

これを許します。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成20年3月八峰町議会定例会を開会いたしましたところ、議員の皆様には、ご多忙のところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、提出諸議案の説明に先立ち、その後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

最初に、住宅火災についてご報告いたします。

1月21日に石川でボヤが発生し、一人暮らしの高齢者宅で反射式ストーブの火が衣服と敷物に燃え移り、救急搬送されました。幸い、軽いヤケド程度で済みましたが、住宅火災としてカウントされたことから、無火災記録は9カ月でストップとなりました。

次に、新庁舎関係について申し上げます。

先般の臨時議会でご承認いただきました新庁舎の建設用地は、各地権者と正式な売買契約を交わし、所有権の移転登記を完了いたしました。また、議会全員協議会で説明いたしました全体計画や庁舎の配置、冷暖房方式等に基づきまして実施設計を進めており、来年秋完成を目指してまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、峰浜地区の防災行政無線について申し上げます。

今年度、峰浜地区で進めてまいりました防災行政無線施設工事ですが、戸別受信機が設置された所から順次供用を開始しておりますが、一部不在住宅等への戸別受信機の取り付けを急いでいるところであります。

なお、請負差額については今補正に減額計上いたしましたが、最終的な不在住宅を加味した契約の変更が必要なことから、今議会開催中に追加提案をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、特別職の報酬改定について申し上げます。

合併協議会で決定後2年経過したことから見直しを図り、2月19日開催の八峰町特別職報酬等審議会に町長、副町長及び教育長の給料月額改定について諮問したところ、将来にわたって一層の健全財政を確保するため、一律10%の削減という答申が出されました。これを受けて今議会に関係条例の改定を提案いたしましたので、よろしく願いいたします。

次に、地域新エネルギービジョン策定事業についてであります。本事業は、本町に賦存する新エネルギーを活用し、エネルギー問題や地球温暖化防止に向けた温室効果

ガスの削減、森林の保全など、地球環境問題の解決に貢献することを目的としたものであり、昨年8月29日から今年1月30日まで、策定委員10名による策定委員会と庁内委員10名による庁内委員会をそれぞれ4回開催し、新エネルギーに関する住民アンケート結果なども参考にしながら、八峰町地域新エネルギービジョンを策定いたしました。

本ビジョンは、自然エネルギーの積極的な活用、町ぐるみ参加の新エネルギー活用、普及啓発及び環境教育の推進という3つの施策を設定し、実現性が高いプロジェクトとして、太陽光、マイクロ風力発電、木質バイオマス利用、地中熱利用、廃食油活用などを掲げております。

今年7月の北海道洞爺湖サミットでは、地球環境問題が主要テーマとなり、我が国においても、地球温暖化防止対策は最重要課題のひとつとなっております。

このことから、本町においても地域から地球環境、エネルギー問題へ貢献するとともに、循環型社会の実現を図るため、施策の推進に努めてまいり所存であります。

ビジョン策定にあたり、貴重なご提言を賜りました秋田大学名誉教授秋林智先生をはじめ、策定委員の皆様、並びに関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

次に、灯油購入費助成金について申し上げます。

町では、灯油高騰に対する国・県の施策に呼応し、高齢者や母子家庭などの低所得者世帯に対して灯油購入費として1万円の助成を行うこととしましたが、1月末までに419件の申請がありました。実際の家族の状況等を精査した結果、支給を決定した件数は388件であります。種々の事情により1月末までに申請されていない66件の方については、引き続き受付を行っているところであります。

次に、保健事業について申し上げます。

新年度から始まる特定健診、特定保健指導についてであります。国の医療制度改革に伴い、新年度から老人保健法がなくなり、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、特定健診、特定保健指導が実施されるようになります。このため、福祉課と保健衛生課が共同で実施計画の策定を進めてまいりました。

今回の計画の特徴は、いわゆるメタボリックシンドロームに着目し、健診で明らかになったリスク要因の数に応じて、対象者を階層化し、自らの生活習慣改善を支援するための保健指導に重点が置かれているところです。

特定健診は従来の基本健康診査に代わるものですが、対象や内容が年齢や加入する保険により違ってきます。また、がん健診等は健康増進法に基づき従来どおり実施されま

す。

このように住民の健診体制が変わることによる混乱を招かないように、そして住民一人ひとりの健康管理の質が低下しないように、1月にはPRのチラシを全所帯に配付したほか、2月には保健衛生委員研修会を開催し、周知を図ったところです。

今後も住民に新しい健診体制が十分理解されるよう周知するとともに、住民が自らの健康向上に意欲的に取り組むきっかけになればと期待するところです。

次に、生活環境関係について申し上げます。

八森地区のごみステーション化の状況ですが、2月末現在でステーション数が144カ所となっております。このうち約7割の97カ所で強化繊維プラスチック製のFRPを採用し、残り47カ所は網タイプ、鉄型、木製のステーションになる予定です。

4月から始まる八森地区ごみステーション化に向けて、町では、ごみの分別や出し方等について事前に慣れていただくため、3月24日から予行期間を設けることとし、それまでには予定箇所にステーションを設置していただくよう、このほど各自治会長に依頼したところです。また、3月10日発行の「広報はっぼう」で記事を掲載するとともに、ごみの出し方、分け方のポスターと、ごみの分別一覧表の冊子も全世帯に配付して周知を図ることとしておりますが、住民各位のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、農業関係について申し上げます。

新需給システムの実施に伴い、19年度から水田農業推進協議会の事務局をJA秋田やまもとに移し、生産調整業務を行ってきたところですが、事務の移行に伴う混乱がないよう町としてこの1年間、最大限支援してまいりました。

新年度からは、JAを始めとする農業者団体や農業者が主体となって協議会を運営していただくこととなりますが、町としてもそれぞれの役割の中で引き続き関与してまいります。関係者のご協力により業務は順調に進み、去る2月6日、臨時総会が開催され、19年度事業報告並びに20年度事業計画が承認決定されたところです。その主なものをご報告申し上げます。

まず、19年度の実産調整の実施状況ですが、対象農家969人のうち、生産調整に協力した農家は905人、協力しなかった農家は前年より1人多い64人となっております。64人のうち3分の1は自給的農家ですが、米価下落の大きな原因となっておる過剰作付の解消に理解が得られなかったことは大変残念に思っております。特に販売農家に

については、協議会と一体となり生産調整の確実な実施を強くお願いしてまいります。

次に、生産調整の支援策であります。

産地づくり対策について申し上げます。

本町の産地づくり交付金の活用方法は、生産調整を達成した全ての農家に交付する作物助成と、認定農業者等の担い手農家の取り組みに交付する担い手加算と担い手支援助成の3つの助成体系となっておりますが、19年度の助成総額は1億2,760万円余りに確定しました。

内訳としては、担い手農家を対象とした加算助成等が約8,350万円で、全体の65%となっています。作物別では大豆に対する助成が最も多く、約7,430万円で、全体の79%となっています。

また、品目横断対策に加入できない農家を対象とした米価下落対策である稲作交付金については、総額で約825万円となり、該当農家の水稻作付面積に応じて交付されます。

次に、20年産米の数量配分と生産調整関係について申し上げます。

ご存じのとおり、秋田県の20年産米生産目標数量は、生産調整の不徹底や、あきたこまちの販売不振が大きく影響し、前年より約2万5,000トン少ない47万5,000トン余りとなったところです。市町村配分でも全市町村が前年を下回る厳しい結果となっております。市町村別の削減率は、2%台から7%台とばらつきはありますが、本町へは5.4%の減、数量では418トン減の6,661トンの配分となったところです。

協議会では、これらの情報提供をもとに水稻作付率を61.9%、転作率を38.1%と決定し、各農家に配分したところです。これにより、20年産の転作配分面積は78ヘクタール増えて723ヘクタールとなります。

以上の内容やその他決定事項については、農事班長会議や集落説明会を開催し周知してまいります。

次に、地域水田農業活性化緊急対策について申し上げます。

この対策は、先の臨時国会で実施が決定したもので、20年産から5年間、生産調整を拡大し、確実に実施する契約を締結した場合、19年度で緊急一時金を交付するというもので、米価下落の原因となっている過剰作付の解消を狙いとしたものです。協議会との契約を2月中に終了しなければならないというスケジュールの中で、2月12日に町内2カ所で説明会を開催したところです。200人を超える方々が参加し、関心の高さが伺われました。その後、国から契約締結期限の延長が示されたことから、引き続き個別相談

と契約手続きを実施しておりますが、現在のところ約82ヘクタールの契約状況となっております。趣旨をご理解の上、ご協力いただきました方々に心から感謝申し上げます。

また、先の臨時町議会において生産調整達成者へ独自の助成制度を求める意見書が採択されたところでありますが、どのような助成ができるかなど、財政的な裏づけを含めて今後検討してまいりたいと考えております。

次に、県営中渡地区圃場整備事業に関連した旧目名潟子ども園敷地の換地精算金について申し上げます。

今年度、中渡地区圃場整備事業では、土地改良事業の総仕上げとなる換地事業を行っていますが、本年1月、県知事から換地処分通知をもって換地精算金が確定しております。旧目名潟子ども園敷地の換地精算金収入については、既に当初予算に計上しておりますが、換地制度についての理解不足などから過大計上となっております。確定額との差額について減額修正するため今定例会に補正予算を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、グリーン・ツーリズムについて申し上げます。

最近、都市部住民においてはグリーン・ツーリズムによる農山漁村体験への関心が高まってきており、この受け入れ体制の整備のため、2月14日、16名の会員で八峰町グリーン・ツーリズム協議会を設立しております。既に、本館地区でグリーン・ツーリズム、岩館地区でブルー・ツーリズムに取り組んでおりますが、本協議会の設立により情報交換や学習活動が活発となり、今後、全町的なグリーン、エコ、ブルー・ツーリズムが展開されるものと思っております。

さらに新年度からは、各省庁の連携の下に小学校児童を対象とした子供農山漁村交流体験プロジェクト事業がスタートすることから、時宜を得た協議会の設立であり、今後の活動に期待しております。

次に、山村振興事業についてであります。農林水産物処理加工施設の建設工事については、工事関係者のご努力により順調に進んでおります。

施設の指定管理者につきましては、指定管理者募集要項と仕様書に基づき、八峰白神自然食品株式会社から申請書が提出され、町では、この事業計画書等を審査いたしました。施設の目的を効果的かつ効率的に遂行できるものと認定し、指定管理者の候補者として選定いたしました。このため、本定例会に、八峰町農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定に関する議案を提出しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、加工施設製造品利用組合の募集に関しましては、第1次の加入申し込み期限を3月25日とし、組合員確定後に設立総会と加工施設の見学会を開催する運びとなっております。

今後この加工施設の活用から、地域で生産される農林水産物の付加価値を高め、八峰ブランド、白神ブランドの確立を進めながら、産学官連携の下に地域産業の活性化を加速させたいと考えております。

次に、ハタハタ館についてであります。昨年4月から1月末現在の入浴者数は13万2,000人を超えており、今年度の目標である13万5,000人を達成できる見込みであります。また、昨年7月から営業している宿泊事業にあつては、1月末現在の宿泊者数が2,600人を超えており、滞在型観光へ向けて順調にステップしております。

今後もさらに地域食材による料理メニューの研究や接客マナーの向上などを推進し、当町を訪れる観光客の増加を図るとともに、町内の様々な観光関係機関・団体との連携から多種多様な観光ニーズにこたえてまいります。

なお、今定例会にハタハタ館の入湯者の増加に伴い、入湯税相当額の管理委託料を増額する補正予算を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、ポンポコ山交流センターについてであります。昨年11月に入浴事業を廃業したことで来館者が急激に落ち込み、当センターでは体験教室などのイベントの開催から施設利用者の確保を図ろうとしております。2月はポンポコピザやキャンドル作りの体験とキャンドルデコレーションのイベントを開催しておりますが、今後、体験教室等のメニューを充実し、町内外の親子が集い遊べるエリアの構築を目指してまいります。

次に、産直施設「ぶりこ」についてであります。1月末で本年度の売り上げ目標の7,400万円を軽食含め1,000万円を上回る8,400万円の売り上げとなっております。これはハタハタ館や、あきた白神体験センターなどとの相乗効果によるところが大きいものの、産直組合においても売れ筋や消費者のニーズを捉えてきていることも要因となっているものと思っております。

また、1月末で約9,600万円売り上げた産直「おらほの館」や八森観光市などとともに、今後、新鮮で安心・安全な食材を提供するとともに、地産地消のまちづくりをさらに進めてまいります。

次に、今冬の除雪状況についてであります。ご存じのとおり昨年の12月から今年の2月までは平年並みの天気です。3月を迎えております。昨年の12月は降雪量が少なかった

ことから除雪出動も1日だけとなっております。しかし、1月に入ると降雪量も平年並みとなり、除雪出動は21日間、延べ除雪稼働時間が1,459時間となり、1日平均稼働時間が4時間と、当初計画した1日平均稼働時間の3時間を上回っております。2月に入っても平年並みの天気傾向は変わらない状況で、まだ、取りまとめしていませんが平年並みの除雪出動となっております。また、3月も平年並みの天気と予想されることから除雪体制はこのまま続け、今後の降雪に備えていく考えであります。

次に、災害協定についてであります。地震・大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等の場合に対応する応急対策業務に対し、必要な建設機械・資材及び動力等の確保及びその動員の方法を定め、被害の拡大防止と早期復旧に資する目的で、去る1月29日に八峰町建設業協会と災害時における八峰町所管施設の災害応急対策業務に関する協定を締結しております。今後の災害対策及び被害復旧等に強力なパートナーとなるものと確信しております。

次に、町営住宅入居者へのアンケート調査についてであります。

このたび町営住宅の入居者の意向を把握するため、アンケートを実施しました。対象者は6団地の94世帯で、回答を得たのは54世帯、57%の回答率でありました。

アンケート項目と結果については先般の全協で参考資料として配付しましたが、現在入居している町営住宅への「満足感」は35%、「不満」としているのは39%、残り26%は「普通」となっています。また、町営住宅の払い下げについては、「希望する」入居者が40%、「希望しない」入居者が26%となり、残りは「どちらともいえない」となっております。今後、未回答世帯の意向把握や、今回のアンケート調査で寄せられた意見を参考にしながら、町営住宅の維持管理に役立てたいと考えております。

次に、上下水道業務について申し上げます。

初めに、簡易水道の19年度の給水状況ですが、20年2月までの累計は前年度同期比較で給水人口は減少しておりますが、調定額は約1億1,400万円であり200万円ほど多くなっております。今後の見通しとしては、給水人口の減少傾向が続くものと思われませんが、調定額は横ばいで推移するものと考えております。

次に、埴川地区簡易水道の滅菌設備等の改修工事を20年度に計画しておりますが、国の補助制度改正から埴地区簡易水道と沢目地区簡易水道の統合が必要なため、県に対し両簡易水道の統合認可申請を行っており、本議会に関係条例の一部改正を提案しておりますので、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

次に、水道料金の滞納整理状況ですが、19年4月現在、滞納額の約70%にあたる226万円が収納されましたが、引き続き滞納整理に努めてまいります。

次に、12月以降の下水道工事関係ですが、公共下水道の沢目浄化センター増設工事、八森浄化センター増設工事の機械設備・電気設備などの6件、埜地区農業集落排水事業の管路工事3件、19年度で事業完了となる岩館地区漁業集落排水事業の管渠布設工事など5件は、工期内完成に向け最後の追い込みに入っており、工事現場の安全管理の徹底を指示したところです。また、埜地区農業集落排水事業の処理場建設用地は、2人の地権者と関係地区住民のご理解とご協力により、12月14日に所有権移転登記を完了しております。

なお、各下水道関係施設の完成により、今後は加入促進に努力してまいります。町民各位の加入をよろしく願います。

教育委員会関係についてご報告申し上げます。

最初に、八森地区3小学校の平成21年度統合に向けた事業の進捗状況について申し上げます。

まず、観海小学校の大規模改修工事については、平成19年度・20年度の2カ年継続として施工することとし、2月6日に入札が行われ、2月14日の臨時議会での契約締結承認を受けて施工業者と工事契約を行い、2月18日より工事を着工しております。施工にあたっては、児童の安全確保と騒音対策に万全の配慮をしております。

また、ソフト面では統合小学校名が「八森小学校」に決定したのに伴い、1月28日開催の学校づくり協議会で校歌と校章の決め方について協議を行い、校歌については、八森地区小・中学校の先生の代表と教育委員会が選任する音楽の専門知識がある人で小委員会を設置し、作詞・作曲を依頼する候補者を選定し、教育委員会の承認を受けて依頼することとしております。また、校章については、八森地区小・中学校の児童生徒を対象に作品募集を行い、八森地区小・中学校の先生の代表と教育委員会が選任するデザインの専門知識のある人で小委員会を設置し、応募された作品を参考に図化し、作成することとしております。

次に、平成19年度八峰町スポーツ文化栄誉賞の授与についてご報告いたします。

去る3月1日、八峰町文化ホールにおいて授与式が挙行され、残念ながら町長賞の該当者はおりませんでした。教育委員会賞では、スポーツ栄誉賞が3名、文化栄誉賞が6名、小・中学校奨励賞では、スポーツ栄誉賞が1名、文化栄誉賞が10名の合計20名の

方が受賞されました。受賞者の皆様には、そのご活躍に賛辞を贈るとともに心からお祝いと感謝を申し上げ、さらに今後の更なるご活躍を期待するものであります。

次に、社会教育関係について申し上げます。

社会教育事業として展開してきた各種生涯学習講座やスポーツ行事については、授業も終盤を迎えておりますが、これまで実施してきた事業としては、1月の八峰町の小学4・5年生によるスポーツ少年団のスケート教室があり、これには102名が参加したほか、少年少女体験事業では新年の書き初めや新春囲碁大会など、賑やかに開催されたところであります。また、2月にはチビッコ冬祭りが開催され、昔の凧づくりの体験事業が実施されたほか、第1回のユニカール大会では子供からお年寄りまで老若男女16チームが参加し、多くの町民が楽しくニュースポーツに汗を流しました。

また、ことぶき大学の健康講話並びに学習発表会は、2月6日に峰栄館において開催した峰浜校に182名、2月8日にファガスにおいて開催した八森校で129名の参加があり、老人パワー全開の一時を過ごしたところであります。

2月28日には「町の歴史を探る」と題して歴史講演会が開催され、町内外の歴史愛好者が八峰町の歴史を感じ取ったところであります。

次に、峰栄館の喫煙室設置工事についてであります。平成15年の健康増進法の施行に伴い、受動喫煙被害防止策が義務づけられたことにより峰栄館においてもファガス同様、喫煙室を設置するため工事に着工し、3月中完成を目指して工事を進めております。

次に、あきた白神体験センターの管理運営について申し上げます。

あきた白神体験センターの2月末現在の利用状況は、宿泊利用者が197団体3,413人、日帰りで研修室や多目的ホールを利用した人が92団体3,078人で、総利用者数は289団体6,491人となっております。

同センターは、ご承知のとおり昨年7月に白神山地や日本海の恵まれた自然環境を生かした自然体験活動拠点として開所以来、小・中学生の宿泊体験活動や家族・サークル等の自然体験活動に数多く利用され、好評を得ているところであります。

体験メニューとしては、白神山地を活用した二ツ森登山や留山散策、日本海を活用した海水浴やシーカヤックをはじめ、町内各所でのソバや豆腐、パンづくりなど地元食材を活用した食に関する体験活動など数多くのメニューを提供してまいりました。

また、夏から秋の繁忙期に比べ利用者が減少する冬期間は、アドベンチャーキャンプに代表される県事業を積極的に誘致したり、町家庭教育推進協議会が国から委託してい

る事業に関してセンターを主会場として開催していただくなど、利用者の拡大に努めるとともに、センターのオリジナル冬季メニューの開発等に努め、利用促進のためのPR活動を実施しているところであります。

しかしながら、19年度は途中からの運営であったほか、当施設が青少年の健全育成の目的を果たす施設でもあり、低料金で子供たちに自然体験活動を通して将来の人材育成を図っていかねばならないことから、運営経費について管理者の一部負担を余儀なくされているのが現状であります。町としても運営が軌道に乗るまでは今後ともある程度の町負担はやむを得ないと考えているところでありますが、できるだけ町費の持ち出しにならないように、経費節減のため鋭意努力してまいり所存でありますので、ご理解の程をよろしくお願いいたします。

また、体験センターの開所により、食事の提供や入浴、飲み物は隣接のハタハタ館を利用していただいていることや、体験メニューに係る二つ森登山、留山散策、海辺の自然観察などのガイド業務などの雇用の創出をはじめ、豆腐や白神酵母パンづくり、ソバ打ち体験、産直施設や町内の食堂の利用等、町全体に及ぼす経済効果を生んでいることも事実であり、体験センターだけの収支で簡単に図られないところもご理解いただきたいと思っております。

なお、19年度の運營業務実績から今回の補正予算に歳入歳出とも減額補正を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、中国製冷凍食品餃子等の学校給食への使用状況についてであります。

今回、食中毒を起こしたのは中国の天洋食品で加工製造された餃子を、JTフーズ等、関係業者が販売したものであります。本町では、昨年10月23日にJTフーズ社製品の餃子を使用しましたが、製造は当該福岡工場で製造したものであり、管内の学校から体調不良等の報告なく安堵したところであります。事故発覚後、2月に同社製の餃子の使用を予定しておりましたが、急遽取り止めをしたところであります。

今後とも、県関係当局や保健所等関係機関のご指導をいただきながら安全・安心な給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、本定例会に提案しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第5号、八峰町後期高齢者医療に関する条例制定については、新年度から始まる後期高齢者医療制度に係る町が行う事務について必要な事項を定めるための条例を制定するものであります。

議案第6号、八峰町中央公園条例制定については、中浜のダム跡地に造った八峰町中央公園の管理に関して必要な事項を定めるための条例を制定するものであります。

議案第7号、八峰町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定については、地方自治法や同法施行令の規定に基づき、何年間に渡るリース契約や保守管理等の業務委託を可能とするものであり、新年度に入った初日から効力を発揮しなくてはならない契約なども支障なくできるようにするために条例を制定するものであります。

議案第8号、八峰町課設置条例の一部を改正する条例制定については、下水道事業の事業縮小や特定健診等、新たな事業に連携した課の統廃合と、各子ども園の園長配置に合わせた課名の変更を行うものであります。

議案第9号、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、町内34カ所に配置する八峰町行政協力員の報酬を自治会から要望に合わせて均等割額2万円を報酬に、これまで報酬として扱ってあった世帯割額1世帯当たり1,000円分を報償費から配付員の謝礼と変更するものによるものであります。

議案第10号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、2月19日に開催した八峰町特別職報酬等審議会に町長、副町長及び教育長の給与月額の改定について諮問したところ、将来展望に立って一層の健全財政を確保するため一律10%の削減という答申を受けて、改定を提案するものです。

議案第11号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については、議案第10号と同様の内容であります。

議案第12号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、健康保険法等の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、国保税の徴収方法が普通徴収に加え特別徴収の方法によることとなったものです。

議案第13号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定については、住民基本台帳カードの普及促進を図るために、現在交付手数料が個人負担500円のを、国が特別交付税で見ることから3年間に限り無料とするため、条例を制定するものであります。

議案第14号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、葬祭費の重複支給の禁止や保健事業の特定健診を加味した表現としたところ です。

議案第15号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、介護保険料の激変緩和措置を継続して新年度も行うことができるようにするものであります。

議案第16号、八峰町診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、町営診療所で取り扱う事務の中の各種診断書、証明書の発行に係る手数料について「何円以内」の表現を改め、具体的に明記したものであります。

議案第17号、八峰町簡易水道設置条例の一部を改正する条例制定については、峰浜地区の沢目と塙の両地区簡易水道を統合して、峰浜地区簡易水道とするために給水区域を一本化するとともに新たに給水区域を加えたことから改定するものです。

議案第18号、八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定については、八峰町簡易水道設置条例の一部改正に伴い、峰浜地区の沢目と塙の両地区簡易水道を区分けしていたところを統合して、峰浜地区簡易水道に改めるものです。

議案第19号、八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定については、消防団員の費用弁償の区分を明確化し、消防団員に係る部分を報償費で分けたことによるものであります。

議案第20号、八峰町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局の指定については、岩館と東八森の各郵便局にお願いしているワンストップサービスについてのもので、郵政民営化によって郵便局株式会社との再契約が必要となったためのものであります。

議案第21号、公の施設の指定管理者の指定については、八峰町農林水産物処理加工施設の指定管理者として八峰白神自然食品株式会社を指定するものであります。

議案第22号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について、議案第23号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について、そして議案第24号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入についての3議案は、それぞれ一般会計からの繰入が必要なことから、地方財政法の規定による議決をお願いするものであります。

議案第25号、平成19年度八峰町一般会計補正予算（第9号）は、既定額から7,478万8,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を62億8,419万4,000円とするものです。

主なものとしては、水沢コミセンの工事費や庁舎建設の調査委託料の請負差額、検診委託料の減、ごみ収集委託料の減、漁集・公共下水道事業特別会計の繰出金の減、防災行政無線工事分の請負差額など、ほとんどが事業の精算に係る減額で、追加となったのは財政調整基金の積立金となっております。

議案第26号、平成19年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、既定額から413万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億9,074万9,000円とするものです。

主に、特定健診等のシステム構築費用の追加と、共同事業拠出金の減額となっております。

議案第27号、平成19年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、既定額に973万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億809万7,000円とするものです。

補正は、基金への積立てと施設管理費の追加となっております。

議案第28号、平成19年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、既定額から916万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億8,587万6,000円とするものです。

補正は、施設管理費の減額となっております。

議案第29号、平成19年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、既定額に75万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,177万6,000円とするものです。

補正は、公債費の追加であります。

議案第30号、平成19年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、既定額から241万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億5,152万9,000円とするものです。

補正は、施設管理費の減額となっております。

議案第31号、八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、既定額に184万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,120万4,000円とするものです。

補正は、施設の修繕と医療備品の購入に充てるものであります。

議案第32号、平成20年度八峰町一般会計予算は、新年度当初予算となります。

また、議案第33号、平成20年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算から議案第44号、平成20年度八峰町営診療所特別会計予算までは、各特別会計予算の当初予算となります。

以上、3月議会定例会でご審議いただく議案は合計40議案であります。

詳細については、各議案の提案の際に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、平成20年度の予算編成の基本方針と、その主な施策について私の所信を

申し上げます。

平成20年度のわが国経済は、平成19年度に引き続き企業部品の底堅さが持続するとともに、家計部門も緩やかに改善し、自立と共生を基本とした改革への取り組みの加速・深化と政府・日本銀行の一体となった取り組みにより、物価の安定の下での民間需要中心の経済成長になると見込まれております。

一方、サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の変動や原油価格の高騰等が我が国に与える影響については注視する必要があるとしております。

そうした中で、平成20年度の地方財政は、地方財政計画の規模の抑制に努めてもなお平成19年度に引き続き大幅な財源不足にあり、社会保障関係費の自然増が見込まれることに加えて、地方財政の借入金残高は平成20年度末に197兆円と見込まれ、今後その償還負担が高水準で続くところであり、将来の財政運営が圧迫されてくることが強く懸念されております。

このように、極めて厳しい地方財政の状況、国・地方を通ずる歳入歳出一体改革の必要性を踏まえると、引き続き地方公共団体においては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務となっております。

わが町としても、八峰町総合振興計画に基づき、その実現のため、合併のメリットを活かしながら、農林漁業や観光など地域資源を生かした産業振興を図るとともに、同時に、町民生活向上の諸課題を前進させていかなければなりません。そのためにも、将来にわたって好調が持続できる行財政基盤を確立することが求められています。

このことから、本町の平成20年度の予算編成に当たっては、各課において政策の目的及び方向性を十分検討し、事務事業の徹底的な見直しを実施するとともに、集中改革プランの着実な推進を図ること、限られた財源を最大限活用して効率的な財政運営を図ることを基本方針に、人件費の抑制や、引き続き経常経費の5%カットを実施したほか、懸案となっている役場新庁舎建設事業及び八森地区統合小学校建設事業の大型2事業に重点的に配分する予算といたしました。

また、歳入においては、地方交付税の算定方式の改定により、地方再生対策費が創設されるなど地方交付税の伸びも見込まれることから、前年繰り返してきた財源不足を補うための財政調整基金の取り崩しは行わないこととし、財政健全化に向けた努力を形

として表す予算となりました。

その結果、一般会計総額は前年度に比べて1.6%減の59億1,500万円となっております。それでは、項目ごとに重要施策について順次説明いたします。

最初に、行政改革について申し上げます。

新年度は、八峰町誕生して3年目となります。本年の1月末に開催の町行政改革懇談会では、平成18年度策定された八峰町行政改革大綱をベースに、同年策定の集中改革プランの目標に対して約9割を達成しているという評価となっており、残る項目についても既に見直しや検討に入っているところであります。

この懇談会では、新年度から始まる大型事業の展開が将来の町の財政状況悪化を懸念する声が出され、健全財政を維持すると共に、更なる行革推進に努めるようにとの答申をいただいているところであります。

このことから、各事務事業の見直しを行うと共に、21年秋の新庁舎での執務体制を確立に向けた組織・機構のあり方や埴川出張所の扱い、ワンストップサービスの見直し等を含め、総合的な検討に入りたいと思っております。

なお、4月1日から一部統廃合する機構については、今議会に提案のとおり進めてまいります。

次に、自治振興についてですが、これまでとおり地域の声を行政に反映させるために行政協力員会議を開催すると共に、町長と町政を語る会についても開催してまいります。

また、昨年の水沢コミュニティセンターに引き続き、本年度もコミュニティ助成金を確保できる見込みとなったことから、以前から要望のあった立石と横間の2自治会に地域コミュニティセンターを建設することとしました。合わせて、町内各地の集会施設に係る町の負担に違いがあることから、一定の期間を設けて、これらの違いの解消に努めてまいりたいと思っております。

次に、役場新庁舎建設について申し上げます。

19年度の土地取得基本実施設計を基にしながら、これまで議会全員協議会などでご協議いただきました全体計画に沿って木造2階建、延床面積2,000平方メートルの建物で建設に入っております。また、冷暖房については、県内でも先進事例となる地中熱ヒートポンプを導入することとしたところであります。

庁舎建設は20年度と21年度の継続費で対処し、供用開始を21年9月に設定して建設スケジュールを進めてまいります。

次に、戸籍の電算化について申し上げます。

現在の戸籍は簿冊での管理を行っておりますが、簿冊作成に使用してきたタイプライターや活字の製造・販売が中止されてきております。合わせて、峰浜庁舎火災における戸籍簿の焼失を踏まえて、データの安全な保管と災害時の即時復旧の観点から戸籍の電算化を図ってまいります。このため、20年度と21年度の2カ年で業務委託し、新庁舎の供用開始に合わせた準備を進めてまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

2月末現在で本町の交通死亡事故ゼロは837日を記録しております。しかしながら、飲酒運転等住居別実態調査では全県最下位となっており、新年度も交通対策協議会を中心に各種団体と連携を強化しながら、町民に対し、飲酒運転撲滅をはじめ一層の交通安全運動の展開を図ってまいります。

次に、防犯対策について申し上げます。

昨年当町においても車上荒しや空き巣などの犯罪が発生しております。町としては、今後とも町防犯協会や防犯指導隊、警察等の関係機関等の協力を得て、防犯パトロールなどを通して安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

消防団については、消防再編計画に基づく分団の統廃合が予定どおり進められており、新年度も常備・非常備共に消防設備の整備・充実に努めてまいります。

また、団の活動としては、消火栓の塗装ボランティアなどを予定しており、地域での火災予防活動に積極的に取り組むこととしております。

これまで水防訓練については県が中心となって能代山本管内の合同開催としていましたが、今年度から各町村対応となったことから、災害想定をしながら開催したいと考えております。

次に、遅れております町防災計画の策定ですが、まだ県との調整が続いておることから、新年度に入ってから町の防災会議を立ち上げ、検討の後に公表したいと思っております。

次に、選挙関係について申し上げます。

新年度の選挙としては、秋田海区漁業調整委員会議員選挙と峰浜土地改良区総代選挙が予定されております。また、21年4月の県知事選挙の投票に伴う期日前投票があることから関係予算を計上しましたので、よろしくようお願い申し上げます。

次に、定住促進対策及び地域交通対策について申し上げます。

定住促進対策としては、平成19年度において空き家調査やふるさと会員を対象としたふるさと回帰アンケート調査を実施しましたが、新年度においては、その結果を踏まえ、空き家データバンクの構築や定住促進対策協議会の開催、ふるさと会との交流を実施したいと考えております。

また、地域公共交通会議を開催し、町内の公共交通システムの構築について検討したいと考えており、その所要額を計上いたしました。

次に、福祉対策について申し上げます。

最初に、高齢者福祉ですが、一人暮らし老人や老人世帯の割合が高い当町では、配食サービス、外食支援サービス、デイサービス、一人暮らし老人見守り事業等を引き続き実施することとしております。

また、敬老式についても本年と同様に実施してまいる所存であります。

次に、児童福祉では、放課後児童健全育成事業を引き続き観海、八森、水沢、埴川の各小学校で実施してまいります。

年金事務についてであります。社会保険事務所と密接に連携を図りつつ、できる限りの協力を行い、住民が適正に年金を受給できるよう努めてまいります。

次に、子ども園について申し上げます。

1月末現在の入所申し込み状況ですが、沢目子ども園53名、埴川子ども園39名、八森子ども園42名、観海子ども園35名、岩館子ども園17名、合計186名となっており、児童数の減少が続いている状況であります。しかし、保護者の就業形態の多様化に伴い、未満児の途中入所希望が年々増加傾向にあることから、年度途中の未満児等の入所申し込みに対応できるよう保育体制の強化を図ってまいります。

子ども園の環境整備についてであります。八森子ども園及び観海子ども園のトイレの改修を図り、快適なトイレ環境の整備に努めます。そして、未満児の入所希望に対応し、未満児室に沐浴室や調乳室の設置を含めた内部の改修工事を行ってまいります。

また、沢目子ども園の遊戯室・多目的室・職員室に昨年に引き続きエアコンを設置し、今年度でもって終了する予定であります。

それと、昨年から行っている子ども園の耐震度調査であります。今年度は観海子ども園を調査いたします。今後とも子供たちが心地よく過ごせるよう、保育環境の整備に努めてまいります。

次に、保健事業について申し上げます。

新年度から、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、従来の基本健診が特定健診という名称に変わり、対象や内容が年齢や加入する保険によって違ってまいります。体制の移行に伴い、できるだけ混乱を招かないように住民へ周知を図るとともに、健康管理の質が低下しないよう、町民の一人ひとりの健康増進に努めてまいります。

平成19年度に策定予定でありました健康八峰21計画については、特定健診体制の移行や健康秋田21計画改定版、八峰町総合振興計画とのより緊密な整合性を図る必要があるため、1年繰り延べして新年度に策定することにしましたので、何とぞご理解願います。

自殺予防対策事業についてであります。今年度は自殺予防講演会や研修の実施、ふれあいネットワークの確立、陽だまりの会による交流サロンの開設等、組織や団体の育成支援を通じて体制基盤の整備に努めてまいりました。新年度も八峰町の自殺者ゼロを目指し、引き続き支援体制の強化を図るとともに、相談体制の充実についても努めてまいります。

この4月より予防接種法の改正により、中学校1年生及び高校3年生に相当する年齢の者に対して麻疹予防接種を実施することとし、発症予防対策としての所要予算を計上いたしました。

次に、生活改善環境について申し上げます。

八森地区のごみステーション化については、19年度において各自治会との個別協議により設置場所や形態等について2月末でほぼ決定になりました。これまでの各自治会の協力とご尽力に対して深く感謝申し上げます。4月からは既に実施している峰浜地区を含め、全町がステーション方式となります。

また、燃えるごみの収集回数については、峰浜地区の週3回、八森地区の週2回を全町にわたって週2回に統一とすることになります。今後とも、ごみの減量化や資源ごみの分別収集等について町民のなお一層のご協力をお願い申し上げます。

大間最終処分場については、平成18年12月に閉鎖工事を完了し、19年度は発生ガスや地中温度の測定等のモニタリング調査を実施しましたが、2年間の監視期間が必要なため、20年度も継続して実施することとし、所要経費を計上いたしております。

また、八峰町環境基本条例に基づき、町の総合的な環境施策を定めるため新年度に環境基本計画を策定することとし、所要予算を計上いたしました。

次に、八峰町営診療所については、施設や医療機械の老朽化が進んでいる現状であり、今年度に処置室やトイレの水道管の補修やレントゲン現像機の更新を予定しております。

受診者数は横ばい傾向であり、今後とも地域に密着した医療機関として、町民に親しまれるよう努力してまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

農業振興の推進にあたっては、農産物の生産振興、生産基盤の整備充実、担い手の育成・支援、経営改善や経営安定の支援を基本としながら、各種の施策を実施してまいります。

最初に、農産物の生産振興について申し上げます。

米の消費量は、食の多様化や食生活の変化によって年々減少の傾向にあります。さらには、生産過剰による米余りが重なり、昨年の米価は大幅に下落するという異常事態となったところです。生産調整の確実な実施が高まるとともに、米に強く依存する経営から、畑作や施設園芸などの複合経営の確立に向けた取り組みがさらに重要になっております。新年度においても農業夢プラン応援事業、園芸作物価格補償事業、特別栽培農産物等生産振興事業、園芸施設共済加入促進事業などの町単独事業や、国・県補助事業を活用しながら複合経営や経営改善・経営安定に取り組みに引き続き支援し、農産物の生産振興に努めてまいります。

次に、担い手の育成支援について申し上げます。

19年度から導入された品目横断的経営安定対策に対応して、認定農業者及び集落営農組織の数は159経営体と大幅に増加しましたが、面積要件が障害となり、品目横断対策への加入者は117経営体にとどまっております。

品目横断対策については小規模農家切り捨てと強い批判を受けるなど、国の「農政改革3対策」は、スタート1年目にして見直しを余儀なくされ、名称も「水田経営所得安定対策」と変わりました。見直し後の対策では、認定農業者であれば経営規模に関係なく同対策に加入できるようになったため、町単事業の「担い手育成応援事業」を活用して新たな担い手の掘り起こしに努めてまいります。

また、担い手アクションサポート事業では、関係機関と連携して、経営相談、技術指導など担い手のトータルのサポート活動を行うと共に、新規就農者の自立取得の支援など、担い手の確保や支援を行ってまいります。

次に、生産基盤の整備充実について申し上げます。

生産基盤の整備と充実については、県営防災ダム事業や農地・水環境向上対策事業を主として実施してまいります。

平成13年度からの継続事業でありました県営中渡地区圃場整備事業は19年度に終了し、本年度の新たな圃場整備事業はありません。20年度からは県営防災ダム事業が始まることになり、所要の予算を計上しております。

また、2年目となる農水・水・環境向上対策事業については、新たに参加する団体はなく、前年と同じ17団体が農地・水路などの農業用施設の維持管理や農村環境の保全活動を実施することになりました。この事業の実施期間は5年間ですが、1年目の経験と実績を生かして、生産現場の整備や環境保全活動をさらに進めていただきますようお願いするものです。

次に、サル害防止対策について申し上げます。

サルの被害は、八森地区のほぼ全域、峰浜地区でも山沿いを中心に拡大し、広範囲にわたる対策が必要になっております。新年度においては、散弾も使った追い上げを検討に入れながら、被害農家や地域関係者との協力関係や八森・峰浜地区猟友会との連携をさらに強化して、これまでの取り組みを継続してまいります。

これまでの法律は、野生鳥獣の保護と狩猟に関するものですが、今年2月、農林業被害の防止を目的とした新しい法律が施行されました。市町村が被害防止計画を策定した場合、県から有害鳥獣捕獲の許可権限の移譲を受けながら、個体数調整を含めた対策を市町村が主導権を持って実施できるというものです。法律の制定に合わせ、交付税措置の拡充や新しい補助金制度もでき、今後、サル害対策をさらに強化する上で期待しているところであります。

町としては、この補助事業の活用に向けた準備を進めておりますが、実施主体が町ではなく行政や民間で組織する協議会であることや、事業申請の時期が4月以降となっているため、今のところ関係予算を町一般会計で計上しております。国の事業採択が決まり次第、予算の組み替えをすることになりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、都市と農山村交流事業について申し上げます。

都市部で暮らす人々は、グリーン・ツーリズムに代表される農林漁業体験の関心度が高く、当町においても本館地区のグリーン・ツーリズム、岩館地区のブルー・ツーリズムが好評なことから、今後、この農林漁業体験事業を全町に普及し、農林漁業の振興と地域の活性化を推進してまいります。

また、白神山地のエコ・ツーリズムに関しては、海や里山などの自然環境も活動したエコ・ツーリズムを構築し、インストラクターやガイドの育成充実を図るとともに、新

たに森林の持つ癒しの力を活用した「森林セラピー」など、当町でしか味わえない心身のやすらぎ空間をどのように提供できるのか調査研究してまいります。

次に、林業振興について申し上げます。

中国などにおける木材需用の増加や国際的な乱伐抑止などで外国産材は値上がり傾向にありますが、国産材においては、引き続き木材市況が低迷しており、森林の荒廃が懸念されております。地球温暖化防止など森林の多面的な機能を維持するためには、森林の適切な管理が必要で、町では、森林環境保全整備事業等による間伐等の保育事業や森林整備地域活動支援交付金による計画的な森林管理業務を推進してまいります。

また、松くい虫対策については、引き続き大臣命令による保安林などの高度広域機能松林の保全対策が継続されますが、それ以外の区域に関しても、森林環境保全整備事業等による枯れ松や被害木等の伐採搬出処理を行い、被害の軽減に努めてまいります。

特用林産物の振興については、J A秋田やまもとが事業主体となって畑谷地区のカントリーエレベーター周辺に、5棟の菌床シイタケ生産施設の整備を計画しており、町では、この事業の間接補助金を当初予算に計上しております。

菌床シイタケは、当町の特産品となっており、農業の複合経営化に大きな役割を果たしておりますので、生産拡大を支援してまいります。

林道等の整備については、林業施業計画と照らし合わせながら既設林道、作業道の維持管理を行うとともに、母谷山線の開設事業と県営による林道米代線、北水沢山線、峰浜線の整備を継続、また、県営の高能率生産団地路網整備事業により、旧三井生命の町有林地に基幹作業道を新設し、森林施業の効率化を進めてまいります。

町有林については、鋤台道・真瀬沢・雨降場地内での間伐及び除伐等の事業を行い、適切な育林管理を行ってまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

つくり育てる漁業の一環として実施しております種苗放流事業については、今年度も引き続きヒラメ、トラフグ、アワビ及び内水面ではアユの放流事業を行ない、資源の増殖を図ってまいります。

また、燃料の高騰と漁価の低迷や漁獲量の変動から漁業者の経営安定を支援するため漁獲共済加入者掛金の助成を行なうとともに、秋田県漁業協同組合の経営強化のため、組織再編に係る利子補給についても継続してまいります。

漁港建設事業については、漁業関係者との調整を図りながら県営水産基盤整備事業で

八森漁港及び岩館漁港の整備を推進し、漁港・漁場・漁村の総合的な基盤整備から水産業の活性化を図ってまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

農林水産物処理加工施設に関しては、県食品総合研究所及び県立大学生物資源科学部などの技術指導の下に指定管理者と連携した生産体制の確立を図り、オリジナルの加工品、特産品づくりを続け、八峰町地域ブランド商品の販路開拓を進めてまいります。

また、八峰町の豊かな農産物や魚介類を提供し、生産者と消費者を結ぶ産直施設は、今や商工振興や観光振興にはなくてはならない存在となっており、今後とも各産直施設が連携して行うイベント等を支援してまいります。

また、中小企業の経営安定と商工業の振興に欠かせない融資斡旋制度の通称「まるブナ」については、昨年度に引き続き秋田県信用保証協会、商工会及び金融機関とタイアップして、利子補給及び信用補償料の助成を行い町内企業の支援をしてまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

世界自然遺産白神山地やJR五能線のリゾート列車などの人気で、この地域を訪れる観光客は増加傾向にあると言われております。今後、この観光客を町に滞留させるための方策や、リピーターを増やす工夫などを、八峰町観光協会をはじめとした関係団体と協議を重ねてまいります。

観光の宣伝に関しては、観光パンフレットやポスターの充実をはじめ、多種多様な観光ニーズに対応した観光案内の体制づくり、インターネットを活用したリアルタイムな情報提供及び八峰町観光協会や産直施設などが行う企画イベント等を支援し、積極的な誘客活動を展開してまいります。

また、首都圏で行われる観光・物産フェアへの参加や修学旅行の招致活動など、広域観光の展開やネットワーク化について能代山本広域市町村圏組合とともに取り組み、県外からの観光客獲得のために力を注いでまいります。

次に、観光施設等の運営方針について申し上げます。

「ハタハタ館」については、リニューアル効果とあきた白神体験センターとの連携で、事業計画を上回る運営状況にありますが、引き続き創意工夫を重ね、管理運営の効率化、経費の節減及び従業員のサービス向上を進めてまいります。

また、「ポンポコ山」については、軽スポーツなどの利用促進、遊具等の充実、ポンポコピZZアづくりなどの体験教室メニューの構築などから、親子をはじめ様々な年齢層

の方々が集まり、楽しめる公園施設づくりを目指してまいります。

次に、地積調査事業について申し上げます。

新年度の地積調査事業は、八森地区においては、八森字ノケソリと岩館の各一部で、面積は19ヘクタール、筆数が586筆となっております。峰浜地区については、沼田字シ砂坂の全部、沼田字鳥矢崎の全部、田中字向田面の全部、田中字大土面の一部、33ヘクタール、729筆となっており、この両地区の箇所調査測量を予定しております。

また、平成19年度に実施した継続地区については、地積の測定及び取りまとめを行い認証申請を予定しております。

なお、平成18年度に実施した地積調査事業の八森地区と峰浜地区については、本年3月14日に国土交通省へ認証申請を予定しており、認証書が届き次第、秋田地方法務局能代支局へ登記申請を行うこととしております。

次に、生活道路関係について申し上げます。

地域住民の交通安全と快適な環境整備を図るため、町道の改良事業関係及び維持関係事業を推進してまいります。

最初に、維持関係事業についてであります。町道舗装路面の劣化箇所について舗装補修工事を実施します。また、平成19年度で大型除雪ロータリー1台を購入したことにより、冬期間の除雪体制が確立され、冬季生活路線の確保が計画的に実施できるものと考えており、新年度も平年並みの積雪量と想定して予算計上したところであります。

次に、道路改良についてですが、平成19年度で調査測量業務を実施した町道大沢大信田線については、現在、下水道工事が実施されて舗装復旧が実施されることから、その区間について路盤改良工事を実施することとしました。

平成19年度から実施している町道石川幹線1号線側溝改良工事については、引き続き工事を実施することとしております。

また、大型車両等の通行に支障をきたしている町道本館中町線及び町道小入川岩館線岩館駅前交差点については、拡幅改良工事を予定しております。

また、新たに町道沼田田中線の側溝改良工事と町道水沢大久保岱線のガードレール設置工事を実施することとしました。

町全体の道路の改良や改修の必要な箇所、維持補修の必要な箇所等について、交付金事業の活用を踏まえてその計画策定を予定しており、新年度は町道峰浜中央線道路改良工事を計画し、交付金事業がまだ未確定の状況であることから、今後さらに関係機関と

連絡を取り事業実施に向け努力してまいります。

また、今後老朽化する道路橋が増大していく状況から、橋梁の長寿命化及び橋梁の修繕・架け替えにかかる費用の縮減を図ることが重要であり、予防的な修繕及び計画的な架け替えへと円滑な推進を図るため、長寿命化修繕計画を策定していくこととし、その所要額を計上しました。

次に、河川関係について申し上げます。

浜田地区の新川については、今年度、河川調査を実施しましたが、この結果、広範囲の流域との関わりがあり、さらなる調査測量した上で河川断面を決定することとし、その所要額を計上しております。

次に、町営住宅について申し上げます。

岩館地区漁業集落排水整備事業で、かもめ団地区域内が今年度で完成し供用開始されることから、かもめ団地の21棟の下水道切り替え工事を「公営住宅ストック総合改善事業」を導入して実施することとし、その所要額を計上しております。

次に、急傾斜地崩落対策事業について申し上げます。

県では、新年度も引き続き門の沢地区、横間地区を計画し、新規に岩館地区で工事が実施される予定で、その工事の負担金として3カ所分の所要額を計上しております。

次に、上下水道業務について申し上げます。

事業については、それぞれの特別会計でご説明申し上げますが、簡易水道については漏水など老朽箇所に対応が増えており、下水道事業では漁集事業が終わりとなるほか、各事業では施設の拡張期にあります。今後の課題としては、整備された施設に見合う有効利用を急ぐ必要があり、加入の促進になお一層努力してまいります。

次に、学校関係について申し上げます。

平成21年度の八森地区統合小学校の開校に向け、現観海小学校の大規模改修工事費や備品購入費、及び閉校式典に係る経費を予算計上するとともに、現3小学校の修繕費等維持経費は統合を見据え、最小限に止めております。

また、学校生活サポート事業については、新年度より県補助金がなくなりますが、学校教育上必要不可欠な事業であると考え、町単独事業として昨年度より1校多い4小中学校で実施いたします。

水沢小学校との統合に伴う旧岩子小学校児童の送迎バスの運行については、運転手確保のための予算措置を行い、児童の登下校の安全確保に十分配慮したところであります。

昨年9月に国際交流の新たな試みとして、国際教養大学との間で協定した、国際交流に関する連携プログラムに基づく国際交流や国際理解、そして語学指導事業は継続実施することとし、より充実してまいります。

次に、社会教育全般について申し上げます。

最近、少子高齢化、核家族化、情報化等の経済社会の変化や人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、家庭や地域における教育力が低下していることが指摘されております。こうした様々な社会的な課題が指摘されるとともに、学習意欲の低下や、子供たちに基本的な生活習慣が身につけていないこと、自然体験等の体験活動や読書活動の不足、学力や体力、コミュニケーション能力の低下など子供たちに係る課題も指摘されてきております。

このような課題に対して、自己の人格を磨き豊かな人生を送ることができるような環境を整え、一人ひとりの資質・能力の向上を通して社会全体の活性化を図っていくことを目指してまいります。

このため、合併時に策定した八峰町の社会教育中期計画に沿って、住民自らが必要と考える地域課題や、生活課題を中心に学習する人々やグループ、サークル間の交流促進などを図ってまいります。

また、まちづくりは人づくりという観点から、長期的な目標を持った学習環境の整備を図るとともに、白神の自然の中で安らぎ安心して生きがいを持って暮らせる地域づくりを目指します。

具体的な町民の要望や生活課題に応じた学習機会の提供を行うため、八峰・峰浜の両公民館での生涯学習講座や青少年体験活動の充実、ことぶき大学での高齢者の豊かな生きがいづくりなど、学社連携を推進するとともに、家庭教育の充実を目指します。

また、開かれた地域実現のための体制整備や支援を充実するため、社会教育施設の開放や生涯学習奨励員の活動推進、ボランティアの育成並びに地域の人材と施設のネットワーク化を図るほか、スポーツ少年団の指導者育成を図ってまいります。

合わせて生涯スポーツの推進を図り、ニュースポーツの普及、生涯学習講座を活用した健康づくりなどを推進してまいります。

次に、あきた白神体験センターについてであります。

これまでの利用状況や動向等については行政報告のとおりであります。新年度は昨年の反省と実績を踏まえ、新規利用者の開拓とリピーターの拡大を目指してまいります。

既に新年度の予約も順調に進んでおり、現時点での予約いただいている学校数は、小学校23校、中学校11校、高等学校2校の計36校で、今年度利用学校数を既に上回っております。この中にはリピーター校が約半数入っており、現在検討中の学校からも今後予約が入るものと期待しているところでもあります。

また、来年度に向けて海・山体験メニューのバリエーションを増やし、春の白神山地散策メニュー等比較的早い時期から体験活動ができるように準備してまいります。

特に、昨年実施できなかった自主事業にも力を入れ、世界自然遺産白神山地と日本海の豊かな自然の中で、体験活動や宿泊研修を通して青少年の健全育成を図ることは勿論、県民に対する生涯学習の場の提供や、国が提唱している都市と農山漁村交流事業の受け入れ等も考えてまいります。

また、体験センターの開業に伴って交流人口が拡大されていることから、これを地域活性化に結びつけることができるように、ハタハタ館や直売所の「おらほの館」や「ぶりこ」、ポンポコ山などの各施設とリンクさせて、相乗効果を出していければと思っております。

経営面では、徹底した施設管理経費の抑制に努め、魅力ある体験メニュー事業を重点的に進め、県内外の観光業者などへの誘客PRを積極的に行って利用者拡大に努め、持続可能な施設運営ができるように努力してまいりますので、ご指導、ご助言、よろしくお願いいたします。

次に、学校給食について申し上げます。

学校給食費については、低迷する地域経済や最近の石油類の高騰による保護者の経済的負担増を考慮し、据え置きとしたところであります。ただ、中国製食材の使用を巡り、食の安全性が危惧されるなど、今後食材の供給先の変更や石油類高騰に伴う食材の値上げも予定され、現状の給食費で賄いきれるか厳しい状況下にあります。しかしながら、新年度も食の安全供給を最優先に考え、献立等の工夫や経費の節減に努力するとともに、児童生徒の食育教育の推進に努めてまいります。

続いて、各特別会計の概要について申し上げます。

はじめに、国民健康保険事業について申し上げます。

今般の医療制度改革により、この4月から町国保は40歳から74歳までの加入者に対し、特定健診と特定保健指導を実施することになりましたが、それに必要な費用を保健事業費として計上しております。

また、新たに策定した「特定健診・特定保健指導実施計画」を実行に移すことにより、生活習慣病を原因とする種々の疾患の減少を図り、本人の健康増進と医療保険費用の減少を目指すこととしております。

歳入歳出予算額は、平成19年度に比較して411万1,000円減となる10億6,877万1,000円と計上しました。

次に、老人保健特別会計について申し上げます。

老人保健特別会計による事業は、4月から後期高齢者医療制度に移行するため、3月診療分についてのみ20年度で処理する必要があることから、予算を昨年の12分の1とし、歳入歳出それぞれ1億715万円といたしました。

次に、介護保険事業勘定特別会計について申し上げます。

今年度は第3期介護保険計画の最終年度にあたりますが、歳入歳出予算は対前年比4.1%増の8億795万5,000円としております。要因は、利用者増による保険給付費と地域支援事業費の伸びによるものですが、計画の範囲内となっております。

なお、20年度は第4期介護保険計画の策定年にあたり、そのための所要額を計上しております。

次に、新たに設けられた後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

町は保険料の徴収や加入脱退届の受付、保険証の引き渡しなどの事務を行い、徴収した保険料は保険者である秋田県広域連合に納付することになります。そのための予算を歳入歳出それぞれ8,969万3,000円を計上しております。

これまで75歳以上の方々は老人保健法により他の健康保険等に加入したまま老人医療の適用を受けておりましたが、後期高齢者医療制度は他の健康保険からは独立したものであり、対象となる方々は全て他の健康保険を脱退し、この制度に加入することになります。新しい保険証は3月下旬に加入者全員に送付されます。

また、保険料についても、これまでと異なり加入者全員が納めることとなりますが、そのために必要な通知は広域連合、町及び社会保険事務所等から送付される予定です。

町では、広域連合と緊密な連携を取りながら各種事務を行ってまいります。そのための条例を今回提案しております。

次に、沢目財産区特別会計について申し上げます。

今年度の予算は、既存の土地貸付収入を主な財源としていることから、歳入歳出総額を301万6,000円としております。

次に、埴川財産区特別会計について申し上げます。

今年度の予算は、新規の事業がないことから管理費を主体として前年度並みの予算計上としました。

なお、歳入歳出総額は213万1,000円となっております。

次に、土地取得特別会計について申し上げます。

土地取得特別会計の9割を占める公債費については、平成19年度で一部償還が終了するため、歳入歳出総額を2,822万6,000円としました。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。

水道事業の使命は、町民に安全で安心な生活用水の安定供給であり、日常の施設管理や漏水の迅速対応など日々努力しておりますが、湧水が年々減少傾向にあることなど一部水源の水量が心配される場所があります。20年度は岩館地区の約100軒の給水管接続工事にあわせて石綿管更新と埴地区の滅菌設備等改修工事、石綿管を更新する配水管布設工事を計画しております。

埴地区配水管布設工事は、農業集落排水事業との平行実施のため、施工箇所や延長は、下水道工事と調整を図りながら施工してまいります。

なお、歳入歳出総額は2億3,090万9,000円であります。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げます。

特定環境保全公共下水道事業の普及率は、八森処理区、沢目処理区とも100%であります。新年度も両浄化センターの増設工事を予定しており、八森浄化センターについては19年度に引き続き機械設備、電気設備工事を行い、21年春の完成を見込んでおります。沢目浄化センターも機械設備、電気設備工事の増設を行います。

また、役場新庁舎への上下水道管布設のための設計業務を予定しており、歳入歳出の総額は5億941万6,000円となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

埴地区農業集落排水事業は19年度から管路工事を実施しており、大沢地区内の県道改良工事の関係から、20年度も大沢地区が主な工事区域となる見込みですが、仲村から埴方面の施工も検討してまいります。処理場建設は2年計画で施工し、20年度は土木工事を予定しております。

なお、歳入歳出総額は3億3,287万1,000円となっております。

次に、漁業集落排水事業特別会計ですが、平成11年度に着手した同事業は本年度が事

業完了の年となります。新年度からは、施設の維持管理が主な業務になり、歳入歳出総額は2,366万8,000円となっております。

次に、町営診療所特別会計について申し上げます。

診療所の受診者数は、ここ数年横ばい傾向が続いておりますが、一般会計からの繰入金については実績に応じ、対前年比427万2,000円減の660万5,000円とし、ほかはほぼ前年度並みとし、歳入歳出総額を1億598万円といたしております。

今後とも、地域医療の拠点機関として町民が身近に受診できる施設になるよう努めてまいります。

以上、主要施策とその概要について申し上げますが、新年度は新庁舎建設や八森地区統合小学校などの大型事業を推進する年となります。予算執行にあたっては、職員共々、年々厳しさを増す財政事情を十分認識し、町民の生活基盤や福祉の向上と産業振興、さらには地域の活性化に効果的に作用するよう、なお一層努力をしなければならないと考えております。

議員並びに町民各位の特段のご協力をお願い申し上げ、平成20年度予算編成方針の説明といたします。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。休憩時間は10分、10分。40分に再開しますので、ご協力ください。

午前11時31分 休 憩

.....
午前11時40分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第4、議案第5号、八峰町後期高齢者医療に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。小林福祉課長。

○福祉課長（小林孝一君） それでは、議案第5号、八峰町後期高齢者医療に関する条例制定について、ご説明いたします。

提案理由は先ほど町長が述べたとおりですが、今年の4月1日から始まる後期高齢者医療に関して、八峰町が行う必要のある事柄を制定するものであります。

それでは条例の本文ですけれども、条文の朗読は割愛しまして、要点のみご説明した

いと思います。

目次にありますように、この条例は第1章で町が行う後期高齢者医療の事務、2章で保険料、3章と罰則とだけありまして、非常にシンプルな構成となっております。というのは、広域連合の条例の方でいろいろ詳しい規定がありますので、町の行う部分としては非常に事務的に少ないものですので、こういう構成となっております。

それで、この1章の1条ですが、町が行う事務のいわゆる根拠となることを、これは記しています。

そして2条は、その町がどういう事務を行うかということを示しているものであります。

第3条は、保険料を徴収する対象者がどういう方であるかということですが、1号では町に住所を有する保険者、被保険者、そして2号から4号までは、これは高齢者の医療の確保に関する法律第55号の規定に該当する、いわゆる住所地特例に該当する方々からも徴収するということになります。こういう方々は住所をほかに移していくわけですが、医療機関とかいろいろな施設からそれぞれの広域連合にこういう情報が連絡されまして、把握できるような仕組みになっております。

次に、第4条ですが、これは普通徴収に関わる保険料の納期ということで、7月から2月までの8期となっております。それで、これはあくまでも普通徴収の納期でありまして、町が徴収するのは普通徴収であるわけです。特別徴収の方々は4月から、国保の加入者であった方は4月から特別徴収が開始されていきますが、社会保険事務所を経由しての事務ですので町はそれにはタッチしないこととなります。

そして国保以外の方々に特別徴収になる方々は10月から特別徴収がなされますが、7月から9月までの3カ月間は普通徴収という形で行われて、10月から特別徴収に切り替わるということになります。

第5条ですけれども、ここは保険料の督促手数料で、これは町のほかの条例と同じ規定となっております。

6条の延滞金についても、これもほかの条例と同じ規定であります。

そして第3章の罰則ですけれども、これは法に基づいた罰則規定でありまして、7条、8条にそういう該当した場合は過料が課せられるということが規定しております。

それで附則でありますけれども、附則の1条では、この4月1日から施行するということ。そして2条では、いわゆる国保以外の保険の被扶養者であった方々については、

特例としまして10月から徴収が開始されて、10月から2月までの5期によって行われるということでもあります。

以上でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 4条のところについてちょっとお尋ねをいたします。

普通徴収の方法ということですが、私の認識では月額1万5,000円以下の年金者で、介護保険料と合わせて年金額の半分を超えた場合の普通徴収ということの普通徴収になるのでしょうか。それと普通徴収になった場合ですね、未納になった場合の資格証明書の発行というのは何カ月未納で資格証明書の発行になるのか、その辺ちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 小林福祉課長。

○福祉課長（小林孝一君） ただいまのごおっしゃられたように、まず一定の額以下の方は特別徴収されません。それから介護保険料と合わせて年金の2分の1を超えた場合も普通徴収の形で徴収されます。それと合わせて、先ほど言いましたように国保でない方で本人であっても特別徴収が開始されるのは10月ですので、それまでの間は普通徴収という形で徴収されることとなります。

それとあと、資格証明等の件ですが、それは広域連合の方でそういう規定があるわけですが、大筋の考え方は国民健康保険と同じ考え方、共通の考え方で資格証明書とか短期保険証というのは発行されます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 反対の討論をいたします。

この後期高齢者医療制度は、まだまだ高齢者の方々、一般の町民の方々には理解が行き届いておりません。まだまだ国の段階でもいろいろ審議していろいろ変えたりもしていますけれども、今、国会の中でも全野党がこれに対して反対というニュースも流れてきました。まだまだ不十分で、このまま高齢者の方々にこれ以上の負担をかけるこの制

度に対して私は反対しますので、この条例にも反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第6号、八峰町中央公園条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） 議案第6号、八峰町中央公園条例制定について、ご説明いたします。

八峰町中央公園条例を別紙のとおり制定するものであります。

提案理由としては、八峰町中央公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次のページをご覧ください。

さきの全員協議会においても説明しております八峰町中央公園条例であります。第1条、それから第2条においては、公園の設置、名称及び位置についてそれぞれ規定しております。

第3条では、公園内の行為の制限と、それに対する許可事項について。

第4条は、公園内における行為の禁止について。

そして第5条は、公園利用の禁止及び制限についてそれぞれ定めております。

第6条は、公園利用に関わる使用料についてで、有料使用に関わる施設がないことから使用料は徴収しないこととしておりますが、第8条で規定しておりますとおり、公園を占用する場合は道路占用料徴収条例を準用して占用料を徴収することとしております。ここで「占用」ということについて想定される内容でありますけれども、例えばイベント、どこかの団体でイベント等を公園内でやると、こういった場合、大部分の面積を占用すると、そういう場合。あとそれから、何か業者の方で公園内の方に看板や標識。これは商行為のための看板・標識ということが想定されます。その際には、道路占用料

徴収条例を準用しながら占用料を徴収するということとしております。

また、第9条では、第3条及び第8条で言う許可行為に関する原状回復義務等。

それから第10条では、公園利用者への損害賠償について。

第11条では、報告及び調査について。

そして第12条では、委任についてそれぞれ規定しております。

附則としまして、施行期日につきましては公布の日から施行するものとするということにしております。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。
3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） この第1条ですね、「住民が憩い、気軽に運動等楽しみながら健康増進を図るため」ということが書かれてございます。私もあそこができて何度か見に行ったんですけども、夕方になりますと照明がつきますけれどもかなり暗くて、あそこに散策する道路もあるんですけども、なかなか暗くて健康増進のために行く気がしないんじゃないかなという気もいたしますので、別にやっぱり明るいような照明をつけるような考え等があるのかお聞きしたいと思います。

それから、ああいうような広場になりますと、山村広場でもそのとおりでございましたが、キャンプを張ったり、また、バーベキューやったりしていろんなことがありました。それで、後からそういうことはいけませんというような看板等を立てたこともございますが、細かいことですが、あそこで諸団体がちょっと何人かで一杯バーベキューやったり楽しむことがこれからあると思いますが、そういう場合は町長にお伺いを立てれば許可してもらえるのでしょうかということです。

○議長（阿部栄悦君） 辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） 最初の第1点目の照明が暗いということでありまして、現在まだ雪の状況でありまして、まだ現況がしっかり把握できないような状況じゃないのかなと思っております。ただ、現段階で夜間見た段階では、おっしゃるとおり確かに暗いということで、私の方もちょうと考えております。それで、もし、入札差金がありますので、一応その差金の活用という形で照明灯を検討してもいいのかなというふうに考えておりますので、年度内にまずその辺のところを判断しながら照明灯の方を前向きに検討していきたいと考えております。

それから第2点目の公園内の利用に関わるキャンプ、それからバーベキュー等のこと
でありますけれども、キャンプにつきましては、ちょっとこれはキャンプ場があります
ので、町内の方にですね。ですから、キャンプの方につきましては、これはやはり
ちょっと規制していかなければならないんじゃないかなというふうに考えております。

あと、バーベキューにつきましては、各小グループといいますか、そういう形での
バーベキュー利用の方は、これはどんどん利用していただいてよろしいと思いき
れども、そこで直火で火を起こしてバーベキューするということは、これは禁止してい
きたいというふうに考えております。ですから、バーベキューする場合は通常のバー
ベキューの道具を持ってきてバーベキューしてもらおうと。直火にならない、芝生の上
に火を焚かない、駐車場の上で火を焚かないような、そういうバーベキュー形態であ
って、なおかつ小グループで楽しむ場合は公園の趣旨にまず即しているというふう
に判断できますので、それは支障ないというふうに考えております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 3条の関係についてお伺いいたします。

毎年あそこでは消防の大会を行っているわけです。今後もまたあその場所で消防
の大会を行うということのようですので、その場合においても町長の許可を受けな
ければならないのか。また、中浜の分団は練習はどこで行うのかわかりませんが、あ
そこで行うとすれば、やっぱりこれについても町長の許可が必要となるのかどうか。
この4のところの協議会のところに該当するのかなと、大会はですね、思うわけ
ですので、その点についてお伺いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） 消防の操法訓練に関わることでありますけれども、工事
の段階での全協の中でのご説明もしましたとおり、大駐車場のあの面積、確保し
たのが消防の操法訓練大会も実施できるような、そういうふうな長さで、長さの
面積といいますか、長さ幅をとった面積で施工しております。ですから消防の
操法訓練大会におきましては、管理する私の方の方に、例えば分団の方で利用
する場合につきましては、何日から何日まで使いますよということで、口頭
でお話ししていただければ、文書の許可申請とかはいらないと考えていますし、
あと、消防の操法訓練大会も何日ということが決まると思っていますので、
それは支障なく使用できるということで考えております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 3条の（2）ですけれども「業として、写真又は映画を撮影すること」ここに、あえてこういうふうな文章をつけたのはどうしてなのかなということをお聞きしたいと思います。

それと4条の（3）番「土地の形質を変形すること」、行為の禁止としてありますけれども、小さい山が、かなり大きい山かなと思ったら何か本当にちょっと登っていったらすぐ下れるような山で、子供たちには、小さい1、2歳の子供たちには喜ばれるのではないかなと思うんですが、あの山がどのくらいの固さのものなのか。何か登って崩れたり、何かこうおもちゃ持って、スコップ持っていったりすれば崩れるような山で、それが地形の、形質の変更するとか、そういうふうなことまで含まれる、あの山の固さというのはどの程度のものなのか、ちょっと教えてください。

○議長（阿部栄悦君） 辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） ただいまのご質問の第1点目であります。第3条第1項の第2号の業としての写真、映画を撮影することにつきましては、これはやはり映画を撮るといことはかなりの面積をまず占用して、そして、そこには一般利用者が入ってはだめですよということで撮影とかに入ります。あと、写真もある程度面積を占用しながら、プロの写真家は撮っていきますので、そういう場合は許可行為に当たりますよということであります。

あとそれから、第2点目の土地の形質を変更することの内容でありますけれども、これは通常の遊び、レクリエーションの中において土が崩れたとか、そういうことについては土地の形質を変更するということは当てはまりません。そして実際、山の固さにつきましては、通常の土砂を盛ったものでありますので、ただ歩いたり登ったり滑ったりして、それで崩れるということはないです。ですから、通常の土の固さだというふうに考えていただいて、そして通常の遊びとかレクリエーションの中でのものにつきましては形質変更には当たらないというふうに考えていただいて、実際、形質変更ではどうなるのかということになりますと、スコップとかバックホーとか持っていきながら実際の現状を、例えば山のところを大部分真っ平らにして、そしてやる行為とか、そういう大規模な行為が土地の形質の変更ということに当たりますので、その点ご了承をお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。議案第6号について原案のとおり採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号、八峰町中央公園条例制定については原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開したいと思いますので、ご参集願います。

午前12時02分 休 憩

.....
午後13時00分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第6、議案第7号、八峰町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） それでは、議案第7号、八峰町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定について説明いたします。

八峰町の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成20年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。地方自治法施行令第167条の17の規定に基づいて、長期継続契約を締結することができる契約を定めるため条例を制定するものであります。

次のページをご覧ください。

この条例は2条からなっていて、第1条の方は、地方自治法施行令第167条の17、これは地方自治法の長期継続契約、地方自治法第234条の3に定める長期契約を締結できる契約ということで、これは施行令の方で定めております。

施行令の167条の17の内容ですけれども、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、また

は役務を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち、これを条例で定めるものとする、ということによって第1条を受けてございます。

第2条の方に、具体的にできる契約の項目を2つ入れております。1つは、自治法に定めるとおり物品の借り入れに関する契約。リース類でございます。もう一つが、保守管理、それから庁舎等管理の業務の業務委託に関する契約ということで、この自治法に定めたものをそのまま入れてあります。

附則として、この条例は公布の日から施行するというところでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 翌年度以降というふうな説明がありましたけれども、かなりのものがこれに当てはまるのでしょうか。大体どういうふうな物品で、新庁舎もできるということを想定して、その物品がかなり入ると思うんですが、どの程度の物品の契約になるのか。契約というのはかなり慎重にやらないといろんな問題があちこちで出てますので、その辺の物品のどういうふうなものに扱われるのか。車もそうでしょうけれども。

それと途中で、5年間契約ということですので途中で町に不利な問題が起きたり、いろんな問題が起きたりした場合は、それを解約するとか契約し直すとか、そういうふうな条項とかあるんでしょうか。

あと、今までは短期契約でずっとやってきたわけですがけれども、これが庁舎建設とか物品の購入とかで支障があるものなのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 只今のご質問の回答になりますけれども、どういうものかということですが、物品の、先ほど申し上げましたように物品の借り入れでございます、これに関する契約でございますので、例えばコピー機のリース料、それから公用車の借り上げのリース料ですね、これらが物品の借り入れでございます。もう一つが保守管理、庁舎等管理の業務委託でございますので、電気の保安協会への業務委託とかですね、建物関係の設備の、エレベーターの業務委託、これらについては単年度でござい

ませんので、例えば5年とかということになりますので、この2種類についてのみでございませぬ。

それから途中解約、これは当然支障ある場合はできることになっていまして、それは支障ないと思っております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 今、保守管理について2種類という話がありましたけれども、浄化施設管理センターとか防災無線の保守点検、また、もろもろな保守点検がありますけれども、そういうのは一切そのたびに入札してやるということで理解してよろしいんですか。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 2件というのは物品の借り入れに関する契約と、もう一つの保守管理、庁舎等の業務の管理委託ということで、その今話されたような感じの浄化槽とかですね、これは全て保守管理、庁舎等の業務の委託になりますので、これは全て含まれることとなります。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） この長期契約することによってですね、料金をいくらかでも安くなるのかどうか、その点お聞きします。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 料金がこの契約で安くなるかということですが、変わりないと思っております。ただメリットとしてどういうことが、この条例を設けることで良くなるかということになると、新年度が4月の1日から始まるわけですが、一般的に予算が3月に可決してですね、新年度の4月1日に契約をすぐできるという、これは物理的に不可能だわけです。実際は新年度に入ってから契約の手続きをしてとなると、4月の中頃になっちゃうわけですが、この条例があることで、この3月の定例会の中で予算可決すれば3月中にその契約ができると、こういう点がメリットということになります。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 長期契約というのは、概ね何年ぐらいで契約の更新というのを考えているんですか。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 一概に言えませんが、ここで、自治法上で言っている長期継続契約については、八峰町であったら大概是5年とかですね、という期間を想定していると思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号、八峰町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号、八峰町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） それでは、議案第8号、八峰町課設置条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。八峰町課設置条例で規定している課のうち福祉課と保健衛生課を統合して福祉保健課に、そして建設課と上下水道課を統合して建設課に、次に、子ども園の名称は現在も残すわけですが、子ども園を統括するところの部署の課が幼児保育課に名称を変更するため条例を改正するものであります。

次のページをご覧ください。

これは現在の条例文の改正後なんですけれども、特に6のところ、右ページのところです、「福祉保健課」。(1)から(5)までは、これまでのとおり福祉課の関係をし

ていた部分でございます。（６）と（７）は、これまで保健衛生課が管理していた、それを合体させて「福祉保健課」としております。

それから７番の「幼児保育課」。これは今までは「子ども園」となっていました。これが課の名称が「幼児保育課」に名称変更になります。

それから１０番の建設課ですけれども、これのうち（１）、（２）までは、これまでの建設課の業務でございます。（３）からは、これまでの上下水道課の担当している部署。これをドッキングして１０番に「建設課」という名称で対応しております。

以上で、春からの組織機構は１１課 １出張所 １診療所、それから議会事務局と２委員会、合わせて１６部署ということになります。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第８号について質疑を行います。質疑ありませんか。
１３番木藤 實君。

○１３番（木藤 實君） このたびの統合ということで、福祉課、建設課は、まずそれぞれのメリットがまずあるかと思いますが、いま一つピンと来ないのが住民サービス課ですか、これが峰浜地区におきましては埴川支所と町民サービス課であります。この扱っている業務内容が支所の業務と町民サービス課の業務とまずだぶっているというか、八森庁舎においても総務課の業務とほぼ同じ業務ということですので、これも今この後考えていかなければならないのかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 今、議員の方からお話しされました５番の峰浜町民サービス課の業務は、これまでのそれぞれの庁舎の方の窓口業務に関係する部分でございます。ただ、これについては来年度ですね、新庁舎への事務移行の中で、来年の春の中でこれを考えていきたいと。午前の町長の行政報告、あるいは予算編成の中でもお話しのとおり、組織機構については来年度、平成２１年当初の中で埴川出張所の対応、それからワンストップサービス等の対応も含めてですね、大幅な組織機構を考えます。その時点で考えさせていただきます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。１４番見上政子さん。

○１４番（見上政子君） 幼児保育課のことでちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、今まで子ども園ということで保育園の施設管理から子供のことにに関して、子ども園ということで位置づけされていたと思うんですが、この幼児保育課ということに変わり

ますと、何か窓口的な受付が幼児保育課の方に来るようなイメージを受けるんですけども、幼児保育課となりますと厚生労働省管轄の福祉課の管轄になるんでないかと思うんですが、子ども園ということで今は4、5歳児、幼稚園の内容も含まれるということで、これが教育委員会の方にもはまるのかどうかわかりませんが、この幼児保育課となりますと入所届、退所届、それからショートの子の届とか、こういうものがこの課に来ることになるんでないかと思うんですが、この課はまた別で役場の庁舎の中の受付になるんですよね。そこら辺が非常に紛らわしいような気がするんですが、どのようにお考えなんでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） この所管課、7番の幼児保育課についてはですね、今まで課名が「子ども園」という、それが、名称が変わるということでございまして、決して役場庁舎の方にまたこの課が同居してポジションということでなくて、沢目子ども園の方にこの課を配置しながら業務を行います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 関連して。じゃあ、窓口的なものっていうことではないんですか。従来のおりの子ども園ということ。そこでいろんな窓口になるということではないんですか。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 現在の子ども園も窓口に一応なっていますので、これは名称変わって幼児保育課になりましたも、今話されたような入所手続き等もこの課を通して手続きする窓口になりますので、変わりございません。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） この課の設置条例とちょっとかけ離れたような質問になると思いますけれども、今、埴川出張所には5名ですか、職員がね、おるわけです。火災当初は戸籍の復活や何かで非常に業務も多忙を極め、それなりの職員も必要だったんだろうと思います。しかし、それも落ち着きましてね、合併後2年目も過ぎてこれから3年目に入るわけですけれども、それでも依然として5名の職員が必要なのかどうか。合併前の峰浜のときは2名しかおらなかったわけですね。所長、それからアルバイトの職員1人と。2名で業務を行ったわけですね。それから、村のときから見れば各証明書の発行の枚数なんかも増えているんだろうと思うんですけども、郵便局の方でもワンストップ

プサービス、それから税金等の収納もできるようになっておりますのでね、今までどおりこの5名の職員が必要なかどうか、その点についてご説明願います。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えします。

いずれ課の設置はそのとおりでございますので、これは全体的な人事配置をどうするのか、定員をどうするのかについては、今この後、人事異動に絡めていろいろ各課の状況を見てですね、配置を考えていきたいと思っています。

ただ、先ほど木藤議員にもお答えしましたけれども、これ以外の課の再編等については新庁舎の完成に合わせた形で来年度ですね、考えたいというふうに思っていますので、当面の人事の中でいろいろと今言ったような意見も含めながらですね、あらゆる面は検討を加えているところですので、ご了解願いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。お諮りします。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号、八峰町課設置条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第8、発議第2号、八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議会事務局長に朗読と説明をさせます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第2号

八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出します。

平成20年3月6日提出

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦 様

提出者 八峰町議会議員 木 藤 實

賛成者 八峰町議会議員 丸 山 あつ子

賛成者 八峰町議会議員 菊 地 薫

〃 〃 福 司 憲 友

〃 〃 須 藤 正 人

提案の理由でございます。八峰町課設置条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い、関連条例の改正を行う必要があるためでございます。+

次のページでございます。

八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例でございます。

八峰町議会委員会条例の一部を次のように改正する

第2条第2号中「、上下水道課」を削り、同条第3号中「福祉課、保健衛生課」を「福祉保健課、幼児保育課」に改める。

附則でございますが、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。

このたびの改正につきましては、先ほど議案第8号が可決されたことに伴いまして、この委員会条例のうち、第2条に規定しております常任委員会のうち、産業建設委員会及び教育民生委員会の事項の所管する課の名称を改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） これより発議第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号、八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 議案第9号について、ご説明いたします。

八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。行政協力員の報酬を今回別紙のとおり改正するというところでございます。

次のページをご覧ください。改正内容です。

今回のこれは行政協力員への費用弁償の報酬なんですけれども、これまでは均等割、34名おられるんですけれども均等割額を年額1人2万円として、さらに各世帯のですね、割ということで、1世帯当たり年額1,000円を加算したものを報酬として行政協力員の方にお支払いしておりました。これが、いろいろ会議の中で行政協力員の方の均等割の方のですね、年額2万円の方を報酬で、そしてこれまで世帯割、1世帯当たり年額1,000円の方の配付料といいますか、これを今度は報償費で1世帯当たり年額1,000円を支払う、こういうふうに分けました。これは町としての行政協力員の位置づけと、それから広報等の配付の趣旨についてちょっと整理をしたということで、地域の行政協力員の方からも要望がありましたので、このように分けました。

この条例は、春から、4月1日から施行するというところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第9号、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

- 総務課長(嶋津宣美君) 議案第10号についてご説明いたします。

八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。町長及び副町長の給料改定のための条例改正をするものであります。

次のページをご覧ください。

現在の条例のうち別表第1のこの表ですけれども、これについて変わります。町長の給料月額「75万円」になります。これまでは「83万4,000円」でしたけれども、10.07%の削減をします。それから副町長につきましては「55万8,000円」。これまでは62万円でしたので、これも10%の減となります。

附則として、この条例は、この4月1日から施行するということですので、よろしくお願ひします。

- 議長(阿部栄悦君) これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(阿部栄悦君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 議案第11号についてご説明いたします。

八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。議案第10号と同じく、これは教育長の給料改定の方に伴う条例改正であります。

次のページをご覧ください。

改正点は、第3条第1項中の教育長の給与の額が「56万7,000円」から「51万円」に改めると、これも町長、副町長に準じて10.05%の減となります。

附則、この条例は、4月1日から施行するというございます。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第11号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第12号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木税務課長。

○税務課長(佐々木充君) 議案第12号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。健康保険法等の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、国保税に特別徴収制度が導入されるということになったため、所要の改正をするものであります。

次のページをご覧くださいと思います。

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

条文の内容についてはですね、全協の資料がわかりやすいものですから、もしお手元にあつたらその方を見てもらえればと思っております。

それでは内容についてご説明申し上げます。

改正後の条文ですけれども、第11条、第12条関係で徴収の方法が、現在はですね、普通徴収の方法によるということになっておりますけれども、ここに特別徴収の方法が加わっております。内容的には6期、いわゆる年金支給月に特別徴収を実施するという内容でございます。すいません、全協の資料の前から5枚目にあります。横長のものがございますけれども。よろしいでしょうか。

それでは、第14条では特別徴収の内容等について規定されております。国保税に年金からの天引きが導入されるということで、特別徴収の対象となるのは65歳以上75歳未満で、年額が18万円以上の年金受給者である納税義務者、いわゆる世帯主でございます。

ただ、特別徴収とならない世帯主も規定されておりまして、介護保険料の特別徴収の対象でない者、それから国保税と介護保険料の合算額が年金給付の2分の1以上の者ですね、それから当該世帯主の属する世帯に65歳未満の被保険者が属する者、あと、例外的なものとして、災害その他特別の事情により特別徴収することが著しく困難であると認められる者ということが規定されております。

それから、第15条、第16条、第17条は特別徴収義務者について規定しておりまして、特別徴収義務者は年金給付の支給をするものとなっております。それから特別徴収義務者は、徴収保険税を翌月の10日までに納入すると。それから特別徴収義務者は、資格喪失後は徴収義務を負わないというような内容になっております。

それから第18条、第19条関係は、保険税の仮徴収の規定を設けております。これは4月1日から9月30日までの間に支給される年金から、いわゆる国保税を仮徴収すると。特別徴収の場合は10月から2月の支給までを普通の何と申しますか、特別徴収、本徴収ですね。4月から9月まで取るのを仮徴収という使い方をしております。

それから第20条では、特別徴収から普通徴収に変わった人ということの規定しておりまして、その場合は、いわゆる特別徴収じゃなくて普通徴収になるという規定でございます。その場合、保険税については普通徴収の時期に納めてもらいますという内容になっております。

この条例そのものは附則において、平成20年4月1日から施行するわけでございますけれども、附則の2項、3項において規定してございますけれども、特別徴収は平成20年度分以後の保険税から徴収するという内容で、本町の場合、実質的に今年の10月から年金から天引きされる制度が導入されるという内容になっております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 普通徴収税のことについてお伺いいたします。

月1万5,000円未満の人で、後期高齢者と同じように1万5,000円未満の方で介護保険と合わせた金額が2分の1以上超える場合は普通徴収ということになりますよね。世帯の中に65歳以下の人がいれば、これは該当しない。全て65歳以上の人から、一人ひとりから国保税をもらうということになると思うんですけども、この納付の仕方、どのような納付の仕方になるのか。高齢者夫婦というのは交通手段もないし、大変な状態の高

齢者が多いんでないかなと思うんですけども、そういう場合どのようにして支払いをするのか。それが動けない場合は、ひいては資格証明書の方も増えるんじゃないかと思うんですけども、どのような手立てを考えておりますか。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木充君） いわゆる納付の方法の、前段でおっしゃった対象になる世帯等は、議員のおっしゃったような内容です。

それで普通徴収の人についてどうするかということですが、大きく納税組合に加入している方とかはそういうものも利用なされているし、また、今何と申しますか、個々で納めている場合であれば口座の振替制度等があります。これは特段、手続き的には難しいものではありませんので、もし今おっしゃったような事情で、あるいは役場、あるいは金融機関の窓口ですね、行くのが大変という方であれば、そういう制度をご利用願いたいなと思っております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 反対討論を行います。

65歳以上74歳まで、高齢者の方々は後期高齢者と合わせて、この国保の徴収の仕方、本当に散々な目に遭うと思います。今まで世帯主が国体、世帯主と言っても65歳以上です。なのであれですけども、また個別に年金から天引きされたり、それから窓口にお金を持っていかなくちゃいけない、こういう制度というのは本当に国の制度として取りやめべきだと思うんですけども、これを町もやらざるを得ないですけども、私はこの条例には反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第12号、八峰町国民健康保険税条例

の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第13号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 議案第13号についてご説明いたします。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。住民基本台帳カード、俗に住基カードなんですけれども、この普及促進を図るために交付手数料を3年間に限り無料化するため、今回の改正をするものであります。

次のページをご覧ください。条文の簡単に説明を行います。

この住民基本台帳カードですけれども、平成13年からですか、始まっています、現在、町内発行が40件ございます。今回、国の方でこの発行に係る個人負担、本町では500円の手数をいただくことになっておりますけれども、国の方が3年間に限り、特別交付税の方で持ち出すということで、それに乗じまして20年4月1日から23年3月31日までの3年間、住民基本台帳カードの交付に係るこの500円を徴収しない、こういう文面でございます。

皆様お分かりのとおり、住基カードは全国どこでも使えるわけで、あるいは最近では税務署等でも自宅からインターネットで税務申告ができるということで、いろいろな面でそういうインターネットを使った自宅で行政手続きができる、個人認証ができるということをやっていますし、あるいは高齢者の場合は免許証に代わってご本人を証明する身分証明としても最近利用されています。こういうことで国に準じて500円を免除するというところでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） これは有効期限があって更新する必要があったのかなと思うんですけども、仮に更新する際も500円は徴収しないということになるんでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） このカードはですね、有効期間が10年となっています。したがって、再発行の場合はまた同様の、多分その頃になるとまた500円の負担が生ずると思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 先ほど免許証と同じようなカードというふうなことで言われましたし、それからインターネットで税の申告とかもできるということでしたけれども、そのカードには写真とかそういうのが付くわけですか。

それと、インターネットを持って、このカードがあればインターネットのプロバイダーですか、そういうふうな設備が必要なわけですよ。それは何万するとかって言われていますけれども、そういうふうな一連のそういうふうな利用価値があるというか。

それと、どこでも住民票が受けられるというふうなことでしたけれども、後どういうふうな特典があるわけですか。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 税務署の方でやっているのはインターネットで、自宅でそのカードを使って、その場合、市販されている器具があるんですけども、それがなければだめなわけですが、それがあれば自宅で税務申告できると。その場合、5,000円ぐらいが安くなるといいますか、そういうふうなことになっていました。

ほかの利用はですね、大きいところは今のところ住民基本台帳、住民票の発行がここでもなくても東京都内でもできたり、全国でもできるわけです。今あとそれから、国別という行政手続きの税務申告とかですね、これができるということになっていますけれども、それぞれ調査の中では、このカードの中に埋め込んでいるICチップを使って、例えば図書館での貸出カードといいますか、ああいう機能を持たせたり、やっているところがあるようですけれども、まだ本町の場合は具体的にそういう使い方をしていませんけれども、全国的にはこのカードを使ってポイント制にしたりとか、いろいろな制度で使っているようです。一般的には住民票がどこでも使える。それからさっき話したとおり高齢者の場合、危険のために免許を失効する場合がありますけれども、それに代わって身分証明にするということで、このカードの発効を求めてきて、それを提示して身分証明にしている、代えている方もおります。

すいません。写真も当然これには必要であります。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第13号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について議題とします。

当局の説明を求めます。小林福祉課長。

○福祉課長(小林孝一君) それでは、議案第14号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴って必要な改正を行うものであります。

次のページをご覧ください。

今回の改正は、法の改正に伴うのが2点、あと1つが追加であります。

まず1つ目、6条というところでありまして、ここには葬祭費を5万円支給するという規定があるわけですが、今回、後期高齢者医療制度が設立して75歳以上の方々が亡くなって葬祭を行った場合は、そちらの方から5万円が支給されるということですので、国保からは支給しないという、そういうダブリを避けるための規定であります。

次の7条でありますけれども、ここではいわゆる国民健康保険法72条の5に特定健康診査等ということが謳われていまして、それを受けて保健事業の内容の整理をしたものであります。

そして12条は、罰則規定の内容でありますけれども、市町村条例の罰則規定というの

は法律に定められた罰則規定を受けて定められておりますが、たまたまうちの方の規定が古い2万円という額になっておりましたので、法の規定は10万円以下ということでありましたので、今回それに合わせてここを改正するものであります。

以上でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 罰則規定が非常に高すぎると思うんですが、今まで2万円だったのが10万円に、一挙に5倍も上がるわけですけれども、このようなことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 小林福祉課長。

○福祉課長（小林孝一君） 只今のご質問にお答えします。

これは2万円を10万円に改めるということでありまして、金額がこの10万円に確定しているものではなくて、10万円以下の過料を課することができるという定めでありますので、10万円以下ですから、それはそのケースによって金額は定められると思いません。

それで、法令上10万円以下ということになっておまして、それは介護保険とか、それから先ほどの議決いただきました後期高齢医療の方も同じく10万円以下という規定になっておりますので、それらと統一する形でこういうふうにしたものですので、必ず10万円ということではありませぬので、そこをよろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 反対討論を行います。

以下ではあっても2万円と10万円、これには変わりないこととあります。罰則が非常に高くなりました。徴収も非常に負担の重いやり方になりました。これは一連の後期高齢者から発して町民に、住民に負担をかけるものでありますので、私は反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第14号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。小林福祉課長。

○福祉課長（小林孝一君） それでは、議案第15号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。介護保険料の激変緩和措置を平成20年度においても継続するため条例改正するものであります。

次のページをご覧ください。

改正の内容でありますけれども、現在ある介護保険条例の附則に次の1項を加えるという形で、これは改正されます。

それで、この文章は非常に複雑なわけですが、既に平成18年度と19年度で軽減措置を設けるといことで政令の一部を改正する政令ができたわけですが、さらに今回20年度の方も延長して軽減するといことで、さらにその一部を改正する政令、言葉が黙っているようでありますけれども、そういうふうな表現となっております。

それで内容としては、19年度と全く同じ形で軽減措置を行います。

それで対象となる人数と金額についてですが、平成19年度の4月1日時点で対象者が335人、軽減された金額が約205万円ほどでありました。ですから、20年度においてもまずこれが上限として軽減されると予定しております。

以上でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 激変緩和ということではありますけれども、昨年度と同様ということではありますけれども、いまだかつてこの負担というものは高齢者の方々、特に感じているところでもあります。こういうふうな制度、一連のこの制度に対して私は反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。この採決は起立によって行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第15号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第16号、八峰町営診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。齊藤保健衛生課長。

○保健衛生課長（齊藤英市郎君） 議案第16号、八峰町営診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

八峰町営診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成20年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございますが、各種診断料の明確化と見直しをして運営の健全化を図るため条例改正するものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

この条例の改正文の朗読は、先般3月3日の全協におきまして新旧対照表でご説明申し上げましたので朗読は割愛させていただきます。

この改正の趣旨は、1行目の「検案書料」を「死体検案書料」等と名称の一部変更と、これまで料金規定が「何円以内」と弾力的な規定であったものを、定額に定めたもので

ございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第16号について質疑を行います。質疑ありませんか。
14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） この削る、説明文の「新」の方のアから使用料、アからウ、削るところが、死体処置料のところ削られるわけですか。

それで、診療所のお医者さんですので夜間はおられないし、勤務時間が決まっていると思うんですけども、後期高齢者の中にもあるんですが、看取りを家庭の中でということがこれから多分かなり強く求められると思うんですけども、家庭で看取る場合に、我々はお医者さんに最終的に見てもらわなくちゃいけないわけですよ。日中、お医者さんいる場合、その診療所とか、峰浜の診療所とかお医者さんをお願いすることになると思うんですが、そういうことになった場合も、まあ鑑定書の場合は1万から2万円それはまあ、あれですが、その他の場合、1体につき5,000円から1万円以内というところが削られると、そういう場合はどのように対処したらいいのか、お考えをお聞かせください。

○議長（阿部栄悦君） 齊藤保健衛生課長。

○保健衛生課長（齊藤英市郎君） 見上議員の質問にお答えします。

第1点目の死体処置料ということで、これまでの条例では第3条にその項目がありましたけれども、これまで1件の実績もないと。恐らく今後もその可能性も非常に少ないということで、現実的にこの死体処置は町営診療所の院長先生は行わないと、こうみなして今回削除をしたものであります。

それから在宅の例えば危篤状態になった場合に、これまでの通例ですと町営診療所の医師がそれなりの連絡を受けまして、掛かり付け医のお家の方が主な事例であるというふうに伺っていますが、その家へ行って死体を検案しまして確かに亡くなりましたと、この場合が死体の検案書という規定で解釈していただきたいと思います。よろしいですか。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 私は今の時代に逆行してるんでないかなと思うんです。今、後期高齢者の入院の期間も決められてますし、自宅で見てくださいということがこれからどんどん行われる、そういう意味でも診療所の役割というのは非常に大きいのではない

かと思うんですが、それが看取りをまたその掛かり付けのお医者さん、能代とか、例えば山須田医院とか、そういう先生がわざわざこっちに来てくれるわけもないし、その意味でもやはり診療所の役割というのが大きいと思うんですが、この後期高齢者の制度に対して逆行しているのではないかとと思いますが、如何お考えですか。

○議長（阿部栄悦君） 齊藤保健衛生課長。

○保健衛生課長（齊藤英市郎君） 今のこの後期高齢者制度の移行と、この現在の町営診療所の手数料の逆行性は多少、捉え方もあるかなと思いますけれども、今回の手数料はあくまで能代山本管内の町営診療所の実際の実例と、それに見合った手数料の改正をしたというふうに解釈していただければと思います。

○議長（阿部栄悦君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 反対討論を行います。

後期高齢者に向けて、これから町がどのようなことをしなくてはいけないのかということがあらゆる面で、細かいところでこれから出てくると思います。特に、この看取りということに対して町はどのような対処をするのかということを一一般質問でもしたいと思っているんですけれども、そういう場合に、これを廃止するとか診療所の役割を今後もっともっとやっぱり強めていかないといけないと思いますので、このようなやり方に私は反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。この採決は起立によって行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数です。したがって、議案第16号、八峰町営診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号、八峰町簡易水道設置条例の一部を改正する条例制定について

を議題とします。

当局の説明を求めます。高宮上下水道課長。

- 上下水道課長（高宮建一君） 議案第17号、八峰町簡易水道設置条例の一部を改正する条例制定について、ご説明します。

八峰町簡易水道設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由、沢目地区簡易水道と埜地区簡易水道を統合して峰浜地区簡易水道にするるとともに、給水区域を一部追加するための条例改正でございます。

町長の行政報告でも述べましたように、国の補助制度改正によりまして平成19年度以降、水道の設備を補助事業で実施するには全町または旧町村ごとの水道の統合の認可が必要になっております。町では、20年度に埜地区簡易水道の滅菌設備等の改修を予定しております。そういうことから埜川簡水・沢目簡水の統合が必要になったものでございます。

次のページをお願いします。

八峰町簡易水道設置条例の一部を改正する条例。

八峰町簡易水道設置条例の一部を次のように改正する。

改正内容であります。別表の町営簡易水道の名称の欄の「沢目地区簡易水道」、「埜地区簡易水道」を、次のページの方であります「峰浜地区簡易水道」に改めるものでございます。さらに、新役場庁舎への給水のために給水区域の一部を追加するものでございます。峰浜地区簡易水道の方のページの2段目の方に「八峰町峰浜目名瀉字」がございまして。その欄の最後のところに「目長田の一部」を追加するものでございます。

20年4月1日からの施行予定でございます。

よろしくをお願いします。

- 議長（阿部栄悦君） これより議案第17号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番菊地 薫君。

- 8番（菊地 薫君） 参考までに伺いますが、補助事業の日程なるがゆえの一本化、わかるわけですが、これは実際には取水池、従来の沢目地区と埜地区、実態はこれ変わらないということなんでしょうか。それとも取水…そうですね、その実態は全く従来と変わらないのかどうかですね、その点を伺います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。高宮上下水道課長。

○上下水道課長（高宮建一君） 統合後につきましても給水状態は現在と同じでございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号、八峰町簡易水道設置条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第18号、八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高宮上下水道課長。

○上下水道課長（高宮建一君） 議案第18号、八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定について、ご説明します。

八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由、八峰町簡易水道設置条例の一部改正に伴い、沢目地区簡易水道と埜地区簡易水道を峰浜地区簡易水道に改めるための条例改正をするものでございます。

17号議案と同じ内容であります。

次のページをお願いします。

八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例。

八峰町簡易水道給水条例の一部を次のように改正する。

改正内容であります。条例中の全ての文言、「沢目簡易水道」、「埜簡易水道」を、すべて「峰浜地区簡易水道」に直す、そういう内容でございます。

4月1日の施行予定でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号、八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第19号、八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） それでは、議案第19号、八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。消防団員の費用弁償の額を改正するため条例を改正するものがあります。

次のページをご覧ください。

この条例の最後の方に別表第2があるんですけども、ここに費用弁償のそれぞれの項目がありまして、火災の場合の非常出動から小型動力ポンプ積載車、1回につき、あるいは1台につきいくらと書いてあります。これを今回直すもので、方法としては、下の方にあります。

まず、非常出動の場合、今までは費用弁償の額として1回につき「3,000円」、今回

は、これが1回につき費用弁償の額が「4,500円」になります。これは今までの支払い方法が9節の費用弁償から3,000円、それから1節の報酬から1,500円が出ていまして、合わせて4,500円出てました。これを2箇所からということではなくて1箇所で表示しました。費用弁償の額をまとめて4,500円です。

それから次の警戒訓練の出動については、それぞれ同じでございます。

これらについてのみ費用弁償として、上の表の機械手入れ、それから小型動力ポンプの積載車についての1台当たりの年額の費用弁償については、今回から、新年度から報償費で支払うということに直しましたので、今回はその下の方の3件について改めるということでもよろしくお願ひします。

これについては、附則で4月1日から変更するというごさいますので、よろしくお願ひします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号、八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第20号、八峰町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） それでは、議案第20号について説明いたします。

八峰町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局の指定についてでございます。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第1項の規定

に基づき、八峰町の特定の事務を取り扱わせる郵便局を別紙のとおり指定することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

平成20年3月6日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由ですけれども、これについてはワンストップサービス、郵便局における地方公共団体の特定事務の取り扱いに関する法律に基づいて、八峰町の特定の事務を取り扱う郵便局を指定することについて、議会の議決を求める、こういう内容でございます。

次のページをご覧ください。

指定文でありますけれども、ご存じのとおり昨年、郵政民営化で会社名が変わりました。「郵便局株式会社」に替わりまして、それで契約を再契約しなきゃだめだということになりました。

本文については、ほとんど事務の範囲も変わってございません。ただ、会社名が変わって、今度は取り扱い機関が新たに20年4月1日からやっていくと、こういうことになりました。これについては、今までどおり岩館郵便局と、それから東八森郵便局の2局について、郵便局株式会社の方との契約ということになります。1件当たり168円をお願いをしながらやっていますけれども、そういうことで郵政民営化の関係での契約の相手方の変更に伴う今回の指定でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第20号について質疑を行います。質疑ありませんか。

13番木藤 實君。

○13番（木藤 實君） ちょっと確認というかお聞きしたいと思うんですが、ワンストップサービスに関する契約は先ほど町長からも新庁舎発足と同時に見直すという内容でありましたが、今現在、八森のワンストップサービスは今までと同じ内容の扱いになると思います。峰浜地区の峰浜郵便局に関しては、仮受けはするけれども領収証は発行しないとか何かややこしいような話になっていますので、ちょっとそこを説明していただけたら。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木充君） 税の方に関してのお答えということで受け取ってほしいんですけれども、いわゆる峰浜庁舎火災後ですね、何と申しますか、水沢周辺には収納機関がなくなりまして、それで郵便局の方をお願いして税金の関係を、取ってくださいということじゃないんですけれども、対応についてよろしくお聞きしたいという話をお願い

しています。郵便局の方では振替用紙を持っていきますと、日本全国だと思えるんですけども、郵便局で納付が可能なわけです。ただ、郵便局で受け取った振替用紙を使った領収というのは正式な領収書というんですかね、町で発行している領収書ではないわけです。ですから、そういう場合は郵便局から受け取った領収になったものですね、会計に来るわけですけども、それに基づいて指定された税等に振り分けしながら、後で本人の方に領収書を送っていくと、そういう方法になりますので、今、議員おっしゃったように、あるいは二度手間と言えればちょっと言葉変ですけども、そういうふうな受け止め方をする方もおるかと思います。

○議長（阿部栄悦君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。13番木藤 實君。

○13番（木藤 實君） そうしますと、この条例に関係なく、まず峰浜郵便局に対してはワンストップサービスの見直しが行われるまでは今までの方法で通用すると、そういうことでいいですね。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木充君） 郵便局で振替用紙というんですか、それで納めるのは、どの郵便局でも可能なんですけれども、ただそれを郵便局さんの方で受け取るのは首金額（首標）に書かれた金額を納めると、それでよろしいんですけれども、役場の方ではですね、何といたしますか、いろんな税があるわけですよ、住民税から固定資産税とか国保税とかですね。そういう感じで窓口の対応をするとき、10万円持ってきましたよとなったとき、窓口の対応でこれ何の税金なのかっていうような対応をお願いしたいということで、何といたしますか、峰浜の郵便局にお願いした経緯があります。ただ、サービスのにはですね、振替用紙を持っていますとどこの郵便局でも、例えば能代でもいいし秋田でもいいし、東京の郵便局でも納めることは可能だわけです。ですから、ここで言っているワンストップサービスの内容と、税といたしますか、振替用紙を使った物とは若干ニュアンスが違うのかなと私聞いております。

○議長（阿部栄悦君） よろしいですか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 今の関連して聞くんですけども、峰浜の方はワンストップサービスというのはやってないんでしょう。だから何か…それとごちゃ混ぜになったような感じがしたから今ちょっと確かめてみたわけです。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） ワンストップサービスは、ここに書いてある、第3条の関係がいろいろございますけれども、これについて八森地区の岩館と東八森郵便局で扱いをお願いしているということでもあります。したがって、峰浜地区でこの扱いを郵便局に依頼はしていません。というのは、峰浜地区の場合は、もともと埴川出張所もございますし、こういう事務が出張所という形でやられておりましたので、どこにも委託していません。ただ今回、峰浜庁舎の火災がございまして、水沢地区の住民が非常に納税とかですね、税金を振替用紙で払う場合に非常に困るということで、郵便局の方に逆にお願いをしまして、その内訳について、本来的には郵便局もこの扱いは決められたことはないんですけども、内訳わかるようにやってくれということで、これは特別お願いをしまして、現在、町の体制が出来上がるまでということでお願いをしながら徴収をしていただいているというのが実態でございます。そして受け後は、さっき課長が言ったような形で処理をしているということでございます。

この後の新庁舎含めた来年度以降の扱いについてももう少し検討しなきゃならないわけですけども、このままずっと各郵便局にですね、置くのか、あるいは例えば羽後町のようにですね、全部、出張所を廃止しまして、出張所の廃止した地域の郵便局にこういったものを、全部依頼をしているケースもございます。いろいろございますので、八峰町としてどういうサービス体系がいいのかですね、この1年かけて検討したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号、八峰町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局の指定については原案のとおり可決されました。

休憩いたします。2時40分に再開します。

午後14時28分 休 憩

午後14時37分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第21、議案第21号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 議案第21号、公の施設の指定管理者の指定についてをご説明いたします。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次の団体を八峰町農林水産物処理加工施設の指定管理者として指定する。

1 指定管理者となる団体の住所及び名称でございます。

秋田県山本郡八峰町八森字滝の間324番地5

八峰白神自然食品株式会社

代表取締役 鈴木 勇

2 指定の期間でございます。

平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間でございます。

平成20年3月6日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案の理由でございますが、八峰町農林水産物処理加工施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要なためでございます。

当指定管理者の候補者として選定いたしました理由といたしましては、事業計画等、町の方に提出いただきまして、その管理及び製造計画、収支計画等を審査いたしました。その結果、当指定管理者の候補者においては厚生労働省の助成金、これは地域操業助成金となりますが、その他においても経済産業省、農林水産省及び県等の食品の開発に関するいろいろな助成をいただきながら収支といたしまして指定管理料、これを無料で指定管理者というふうな事業計画できております。

今後においては、町及び指定管理者、それから町内の様々な食品に関わる業者及び県

の総合食品研究所、県立大学、これらと連携しながら地域産業の振興を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

当会社を指定していただき、施設が円滑に運営できますよう議員の皆様からも今後ともご指導よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

それからもう一つ。議会全員協議会の中で示した中で、協定書案に指定管理料の項目、これが第6章ということで指定管理料及び利用料金ということで謳っております。26ページになりますが。これらについては、指定管理料、これが無料であっても項目を設けておく必要があることから、協定書には盛り込んでおりますので申し添えておきます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第21号について質疑を行います。質疑ありませんか。
3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） まず一番初めに、今、指定管理者のことが先ほど課長に言ったらば、今そういうような説明がありましたけれども、この中に指定管理者はゼロ円となっておりますが、もう一度、今ちょっと最後の言葉がちょっとわからなかったもので、その指定管理者、乙は支払い時期において甲と協議して定め、4月10日から10月10日までにとある文面においてですね、ありますので、今はゼロだけれども将来は指定管理料というものは払うことがあるのかどうかということを知りたいということと、それから利用料ですね、前、条例のときに1回500円であったのが否決されまして次300円ということになっておりましたが、この真空パック作業などの施設利用が20年度は200円、21年は250円、22年度は300円ということになっていますが、この経緯について答弁をお願いしたいと思います。

それから加工体験指導料というものが、項目が出ていますが、これは補助金の関係でやらなきゃいけないのかなという思いをしていますが、これどういう人を対象としてやるのか。今、組合員を募集しておりますが、その組合員だけの中で加工体験指導というものを行っていくのか、そこら辺のところを、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 指定管理料につきましては、当候補者から3年間の事業計画というふうな形で来ております。このとおり順調に進むよう、みんなで盛り上げていきますので、将来については、時期についてはまたその前年において事業計画が上

がってきますので、それらでもって判断するという事になるかと思えます。

それから利用料の200円、300円ですが、200時間、250時間、300時間ということで、徐々にこの施設の利用を増やしていきたいという考え方でございます。1回の使用料ではございませんので、利用時間数ということでお考え願いたいと思えます。

それから加工体験の指導につきましては、あきた白神体験活動センター、その他農林漁業体験等のメニューという形で体験の提携をしたいというふうに考えております。ですので、組合員に体験とかということではなくて、当町を訪れる観光客の皆様提供したいというふうに考えているものでございます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） それから、この収支計画の中で福利厚生費というものがございませぬ。この福利厚生費というのは保険等いろいろあると思えますが、役員報酬がゼロになっていますが、この、まさか福利厚生費の中から役員の方に何かお支払いするというようなことなのか、それとも福利厚生費はどういう意味なのか、どこまでの範囲なのか。

それから条例のですね、29ページの参考資料の中の第36条の3ですね、乙に損害損失や増加費用が生じて、甲はその賠償の責めを負わないというような文面がございませぬが、これは損失増加費用ということは営業がちょっと大変だなというように私は意味を捉えたんですけども、そういうときになっても町としては補てんしないという意味なのか、そこら辺をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） まず、福利厚生費については労災、それから雇用保険等の従業員の法定的な額だけでございませぬので、役員報酬等が入ってございませぬ。

それから協定書の36条の…協定書でよろしいですね。ここの段階においては、第1項の規定により、指定管理者を取り消した場合のものでございませぬ。この場合に指定管理者が既に負担しておりますそういうものについての損害や損失、増加費用、それらについて町は賠償の責めを、請求されても支払わないというふうなことでございませぬので、よろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） この加工施設に関しましては何度か全協の場で説明を受けてきたわけですが、その都度説明の内容が変わったり、資料の内容が変更されたりし

て、きょうの日を迎えたわけですけれども、最後に1月の末でありました。それでもう内容に対して、関しての変更はないんだらうと思っておったわけですけれども、今こう見てみたらやっぱり何か所か、そのときの説明と中身が変わっている部分があります。

まず、運営会社に関してでありますけれども、1月の末の時点ではJAさんが入っていたわけですね、運営会社に。今回これ見るとJAさんが抜けていると。どういうわけでJAさんが抜けたのかということと、それから大きい部分だけ話をさせていただきます。事業計画の中で収支計画がございます。私たち全協に示された収支であれば3,000万円を超えていたはずなんです。それが今回、収入に関しては2,400万何がし、支出も大体それに見合った額になっております。それとこの中身を見ればね、天然塩の販売額、それからもろみの販売額等もそのときの説明と収支の中との金額とは違っているわけですね。そうすれば、私たち議員に対してね、説明されたそれは何だったのかということになりますね。それも多少の額の違いであれば、あくまでも計画ですので多少であれば致し方なしと思うわけですけれども、金額にかなり違いがあるわけです。その点について、結局全協に説明したのが何だったのか、この点を明確にさせていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） まず最初の今回の出資会社の件でございますけれども、JA秋田やまもとさんにおいては発起人会まで参加していただいております。その中で、きちんと総代会を経ってから当組織の中に出資して参加したいということでございまして、3月に総代会ということで伺っておりますので、その決定如何によって加入していただけるのではないかなというふうに考えてございます。

それから事業計画につきましては、町の方で作成しましてこれまで当該事業に関する説明をしてきたわけで、それらを基に今度は指定管理者の事業計画ですので整合性を保ちながら、その実際の製造計画、それらに基づいて作成したものでございますので、全協と違うという形と言われると、多少というふうに私は思っておりますけれども、年度計画を立てながら指定管理者共々策定したものでございますので、ひとつご理解くださるようお願いいたします。

天然塩の製造、それらに関しましても今回、実際の事業計画、その製造計画の中で新たに算定しながら出したものでございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 農協さんが総代会開催しないと、総代会の承認を得なければ参

加できないというのは当初からわかっていたはずなんですね。農協さんにちょっと問い合わせればね、そういうことなんかすぐわかったはずだと思うんですよ。それをずっと我々には農協さんが参加するんだということで説明してきたわけですよ。それが今回は突然抜けて、それこそ総代会の決定を経てからでないと参加できないと。こういうことであれば、我々を騙してきたというような、ちょっと言葉が悪いかもしれませんが、そんな感じを受けるわけですよ。

それから、この収支計画に関しましてもですね、町の方で作成した収支計画というのは、じゃあ何に基づいて収支計画を町の方ではどういう根拠で作ったのか。そのところをちゃんと説明してください。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） まず最初に J A 秋田やまもとの件についてでございますけれども、当初、農協の組合長さんですね、決裁金額というのが150万円だということで140万円の出資であれば、すぐ入れるという話でございました。当初、金額のものについては、ほかのところ、他社の、3社が200万円であったところを同額という話がありまして総代会を待って加入ということで承認といたしますか、そういう形をお願いしているところでございます。

それから収支計画に関しましては、町の方において塩の製造量、それらを見きわめながら通年といたしますか、最終的な生産量、それらを算定してはじき出してはおります。これらでもって事業の計画の推進を考えておったところでございますが、まるっきり新しい会社での運営となりますので、J A においても事業計画においては最終の5年にしておりますが、今回の場合においては平成20年、来年度においては3人の雇用、21年においては4年の雇用、22年度においては最終の5年というふうな目的を立てながら行っておりますので、その点、町の方も最終的な形での事業計画を出しておりますけれども、この事業計画を練る段階では徐々に販路を拡大し、営業を行いながら収支の均衡を保っていきたいというふうな事業計画でございます。

○議長（阿部栄悦君） よろしいですか。

休憩いたします。

午後14時55分 休 憩

午後15時02分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） この事業の目的、基本というのは、町長が前にも何回も言っているように白神の海水を使って、水を使って、そして酵母を使って塩、もろみ、麴、にがり、この4つをこの工場で作っていくと。そして、それを活用してさらにブランドの新しい商品を作って産業の発展に繋げていくんだというようなことが、この事業のコンセプトであるというふうに思います。それを踏まえて考えてみますと、この第8条総則のですね、私は前に指定管理者の条例の中でも話をいたしました。この工場での指定管理者が何を使うか、何を作るのかということを確認してほしいというような発言をいたしまして、条例の中ではそれを盛り込んでいたはずであります。しかし今こうしてその本業務の範囲というものを第8条を見ますと、どうもそれに、一番大事なそこに繋がるものがこの条例の第8条にないというふうに思うわけであります。仕様書に定めるとおりというのがありますけれども、私はもしそれ、私が今言っていることを仕様書に定めているとするならばとんでもない話であって、やはりこの事業の基本的なもの、一番大事なところをですね、この工場の中で何をやっていくんだということを、やはりこの第8条に述べておく、これは非常に大事なことだと私は思います。この塩、そのほかのものがですね、この工場で作って、駄目だから、今度は砂糖を作ってあんこ餅を作るというようなですね、もしことがあっては、私は絶対ならない。そういうためにも、私はこのことをこの第8条の中でですね、しっかりと謳っておくと、これは、私は本当に大切なことだというふうに思います。お伺いしたいと思います。

もう1点。指定管理料の支払い、23条です。今、石塚さんからも質問がありました。この事業の経過の中で、町からこの指定管理会社にはお金は一切やりませんと、そういうことは全く考えておりませんということを我々議会に、また、全員協議会にはっきりと言っております。それが、この23条では甲が乙に対して指定管理委託料を払うと謳っているわけですね。前に我々に説明したのと全く違うわけです。少なくとも平成20年度にはその委託料を払わないというようなことではありますが、今後この第23条によって支払うということは十分考えられるわけであります。となると、我々にこの事業の中で説明してきたことと、どうも食い違いがある、そういうふうに言わざるを得ないわけあります。このことについてもお伺いをしたいというふうに思います。

それから全協の中で見上さんが聞いておりましたが、修繕に関して軽微なものは指定

管理者がやって、そして大きな修繕は町でやると、よくわかります。その中で私が心配なのが一つあります。それは海水の取水管であります。これも見上さんが話をしておりました。どのくらいの径の管を使ってですね、その海水を取り込むのか、お伺いしたいと思います。管の中には海藻の胞子も入ります、貝も入ってきます。そして、その管が澗の中とはいえ、台風になると堤防を越えて大きな波がやってきます。そうすると、その管の固定の仕方、海の底は平らではありません、隆起しております。それをいかに固定して、その波に耐えられるような、そういう方法をとるのか。そして、もしそれが、管が腐食する、目詰まりする、そして波に動かされる、大変なメンテナンスがかかるのではないかなという心配がするわけであります。そのこともお伺いしたいと。この3点をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 協定書の中の第8条の本業務の範囲ということで、これは条例からの引き継ぎで、本来の管理業務のみについてだけ触れております。ですので、ここに必要のある当該事業のものについても協定書の中できちっと謳っておきたいと思っております。

それから指定管理の第23条、先ほど申しましたけれども指定管理料、この料金についてです。23条がダイレクトに指定管理料を支払うという形になっておりますので、ここに出てくるだろうという形ですが、このものについては毎年度、年度協定でその金額等を定めるものでございますが、年度協定においては当然、私どもが説明しておりますとおり、指定管理料についてはゼロ円という形での年度協定の取り組みという形で考えております。

それから修繕の海水の取水等についてなんでありますが、まず、取水の管の径でございますけれども、40ミリ、内径の40ミリの管で、肉圧等いたしますと48ミリという管でございます。ホースのようなものでございますけれども、そのものにつきましては、最近ダイバーがですね、実際的に岩場のもので突起、逆に山的なところは管の布設が難しいということで、できるだけ直接的に平らにもっていけるラインというものを探しておりまして、およその取水箇所が決定しております。その先にはストレーナーという形でごみの除去装置をつけます。そういう形でもっていきますし、これは実際に由利本荘地区においてはですね、その管をチェーンで巻いて、ある程度動けるような形で浸水取り付けて支障のないという話で、それらを導入しながら、海水の、その取水のものにあた

りたいと思っております。

それから取水のメンテナンス関係なんです、ホース自体はそんなに高いものでなくてですね、大体300メートルの長さにおいて24・5万というホースの金額になりますので、いろいろそのダイバーの専門家から指導いただいた段階では、先ほどのホースの止め方、それからメンテナンス等においては逆に詰まって、何年もたつて詰まって使えないようであるとすれば、漁業等の支障にならない回収できるようなタイプにしておく、そういうところ指導を受けております。いずれ、このメンテナンスに関しましては、逆にそういう専門家のいろいろなご教示を仰ぎながら、できるだけ効率のよく、安くできるような方法で運営していきたいというふうに考えてございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 業務のそれを今課長が載せたいというような話がありました。

しっかりとこの中にですね、盛り込んでいただきたい、協定書に盛り込んでいただきたい。この前の協定書の（案）でありますから、これから協定を結ぶということになると思いますが、それをちゃんと載せていただきたいというふうに思います。

それから今の管の話ですが、直径が4センチですね。4センチで、私はこれ何年ももつのかなと。その目詰まりが、何かこう1年でも目詰まりが起きてしまうような気もいたします。そのたびにダイバーを頼んで潜りを入れて、それを取り除くか、管を交換するというような、そういうお金がかかってくるのではないかなと。それが町の負担になってくると、私はこれが、この負担がですね、この施設の中で一番大きなネックになってくるのではないかなというふうな心配をいたしております。何とかそういうことのないようですね、対策をとっていただいて、しっかりしたものを作っていただきたいというふうに思います。

それから、この委託料でございますが、毎年ゼロでやっていきたいと。毎年ゼロでやるのであれば、この条項を載せなくてもいいわけですよ。載せておくということは、いつか委託料を払っていかうとしているのではないかなというふうな気がするわけがあります。それが、委託料を払うとなれば議会にも説明があると思いますが、ないように期待をいたしております。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 今、須藤議員からもおっしゃいましたが、私は今本当にね、この

23条、24条、これは本当にここから削除してもらいたい。それができないのであれば、まず反対しなきゃいけないんだけど、本当にこれは不安を募るような条例でございます。それから、ここ本当に削除できるかどうかということは今聞きたいんですけども。

あともう一つは、今建てている場所の隣をまた別にも買いましたよね、290万円で。あのところの通行料。まず、あれは組合との締結で月いくらになっているかまだ私たちにも明記されていませんが、どのような、そこで締結を結んだのか。通行料について。まだ、多分議員の皆様もわからないと思いますので、そのところと、今のその23条、24条、将来に不安を残すような条例は削除していただきたいということを今言いましたので、それについて答弁をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 条例ではなくて協定書で、これは指定管理者と結ぶ条項でございます。ですので、このものの削除云々なんですけど、実際的にゼロということであれば、このところは運用されないわけですけども、今回このところのものについては、若干協定書で指定管理者のそのものがありますし、他の指定管理、それらのもとの全部整合性をとっておるものですので、とることが問題なのかどうか、その辺のところをちょっと検討させていただければと思います。

そうすると、第6章では指定管理料という言葉がなくなって利用要件というもののそのものの取り扱いだけにはなるんですが、逆に指定管理をしてですね、指定管理料、これがいくらになるかというものが出てくるかと思いますが、このものから条項をとることがいいのかどうかというのは若干検討させていただければと思います。

協定書でありますので、その旨については委員会の方にもご報告申し上げたいと思います。

まず、指定管理という中では指定管理料という、そういう言葉が出てきます。これが単にゼロなのかという形のものでありますので、今、ゼロでこのものがいらないうということであるとすれば、これを削除してですね、影響がないかどうか、ちょっと時間をいただければと思います。協定は、この案であり、これからのものでありますので、先ほど約束しました8条の追加部分、それからこの部分の削除ということについてはちょっとお時間をいただければと思います。

○議長（阿部栄悦君） 3番さん、よろしいですか。

○産業振興課長（武田 武君） あと、漁業の土地の関係ですが、今のところまだ借り入れとかそういう形のものの契約関係は結んでおりません。いずれ、他の貸付というふうな形になるかどうかについても今後、漁業、それから課内においては管財課の方などと協議しながら進めていくことになろうかと思えます。

あと、国の制度の方なんですけど、用途廃止の申請をしております、秋田財務局の方でこれを制度から外す、用途廃止するというふうな旨の連絡は受けております。ただ、これらの売買価格、それらについては、まだこれからということになろうかと思えますし、財務局の話では来年度以降の売買になるのではないかというふうな話も受けております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 25ページの第4章の備品等の取り扱いということで、全協の中で課長から説明を受けましたけれども、私が言いましたパイプの詰まりっていうことは海水からの詰まりでなくて、鹹水をつくって、塩に行く段階のところ、見学に行った2箇所の塩づくりの人が共通して言っているのは、この鹹水からの塩に行く過程での塩の詰まり、これが一番大変だということで、私はそのパイプを言ったつもりなんですけど、課長の方から海水からの詰まりもあるということで、それも当然あるなということで初めて気がついたんですけども、私はここに書いている、甲と乙の協議により、必要に応じて自己負担の費用でケース・バイ・ケースというふうなことでしたけれども、この塩づくりは本当に鹹水のステンレスの皿がどのくらいもつか、それからその鹹水を入れるパイプ、鹹水から塩に流れるまでのパイプ、こういうふうな備品というのが非常に高価であるということで、塩づくりの人たちは共通して悩んでおりました。ステンレス製ですので、これが一番高価なんだということで、いいステンレスを入れれば、すごく高くつくということで、安いステンレスだとこのように錆びてくるというのを見せていました。それが、その都度壊れた場合にケース・バイ・ケースでいくのか。

この収支計画書を見ますと、機器メンテナンスが125万円、これしかみてないわけですよ、年間に。ということは、本当に備品、施設内の小さな備品だと思うんですけども、海水からのとるパイプというのはホースみたいな感じで、そんなに金のかかるものではないと思うんですけど、一番大変なのは塩づくりということで必ず私もテレビを見るんですけども、ほとんど青空、屋根がちょっとかかった程度のところ、皆さん塩づくり、各地方で塩づくりをやっているというのは必ず目にするんですけども、あの中

で塩をつくっていった場合に建物の破損、それからステンレスの皿の鹹水の錆び、それからパイプ、塩が詰まったときのパイプの詰まり、そういうふうなのは指定管理者という単にそういうものだけではないと思うんです。ほとんど事業主がこれを負担しなければならない、事業として取り扱っていただきたいと思いますが、如何お考えでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） ちょっとどのような場所の製造を見てきたのかわかりませんが、鹹水は海水を濃縮した塩分濃度の濃い水でして、それを煮沸していきますと、最初に石膏分が出てきて、それを取り除くわけです。その後においては釜の中に塩の結晶が浮き沈みしながら塩ができていきますので、その間のパイプっていうのはちょっとないかと思います。逆に鹹水で浮いてきた塩、煮詰めて浮いてきた塩、もしくは沈んだ塩をさらしなどに置いて、にがり分と分離するというふうな作業になりますので、その管の詰まりという工程はこの段階ではないかと思います。

それからステンレスのものについては、やっぱり塩を扱うということでかなり耐久性に優れたステンレス製のものを導入しておりますし、そういうふうな形になっております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。2番大山義昭君。

○2番（大山義昭君） いろいろと今話がありますけれども、指定管理料のところなんですけれども、課長の説明ですと今少し時間をちょうだいというのは、本会議の時間をちょうだいというのか、後日2・3日、時間がかかるので時間をちょうだいと申し上げているのか、ちょっとこの後、採決進むに大変微妙に影響あるかと思っておりますので、確かに皆さん心配しているように第23条に、24まで見ていくと、完全に大変なときは町が手当して、誤解を招く条文であることはそのとおりだと思いますので、その点もう一度。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 協定書でありますので、このものにつきましては町として管理者が結びます。その中において先ほど8条の追加については、これはやぶさかではないかと思っております。

ただ、指定管理料については、このものについては文言がですね、指定管理者があれば当然指定管理料という言葉があって、それから公の施設というふうなことになります。石塚議員さんからこの条文を外すようにということでございますので、その辺を逆に町が外しますよというのと指定管理者との協定ですので、それを外していいのかというの

は実際に話し合っただけですね、締結するので、指定管理者の方で外してもいいというふうな了解を得る必要があるのではないかなということです。本会議の期限を延ばすということじゃなくて、あくまでも協定はこれから締結するものでありますので、その中においてきちんと整理したものをご報告できればなというふうに思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに。2番大山義昭君。

○2番（大山義昭君） そうすると、この協定書案、管理者である町と法人である会社との協定案で、当局と、町と向こうとのやりとりによってこれが削除にできるのか、するのかというのは、その後の問題であるし、今ここで議決に進むにあたっては、要するに指定管理者の指定についてのみを議論していけばよろしいということなんですね。はい、わかりました。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 今、大山議員さんの方から確認をしましたが、私にはまだ不安という感じが拭けません。そのために私はずっとこのことに対しては、塩のことに対してはずっと反対してまいりました。そしてまたさらにこういう不安が募ったということは、私の心情としてはどうも快く賛成する方向には行かないという気持ちがありまして、本原案には反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 私も反対の立場から討論させていただきます。

私は建設予算の段階、また、指定管理条例等のときも反対してまいりましたので、今回のこの条例案に対しましても反対させていただきます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。2番大山義昭君。

○2番（大山義昭君） 昨年12月ぎりぎりまでこの施設に関する条例などで大変いろいろ難儀もしましたが、年末になって条例が制定されました。その際、町長に私も申し、賛成をしながら申し上げたのは、条例が通ったからやれやれ安堵するんじゃないで、むしろそこから、これから運営するにあたっては指定管理者に渡したんだから後は良いという安堵じゃなくして、むしろ今まで以上にこの施設にかかってほしいというふうなことを申し上げながら賛成をしました。いろいろ地域産業の振興等々もたく

さんお話もしたいんですけれども、まず時間をとるということで、ここで終わりますが、賛成をさせていただきます。

○議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 私も反対の討論をいたします。

説明を受けましたけれども、やはり高額な修繕、それから施設整備の破損、こういうものが出てくると思います。それに対して的確な金額、どのくらいまでとか、そういうふうなはっきりしたケース・バイ・ケースということだけではちょっとやっぱり町民の皆さんも納得しないのではないかと思います、私も反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） 15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 賛成討論をいたします。

今までこの事業に対して私も町長、担当課長に対して厳しい意見を申してまいりました。今日も2・3考え方を話したわけではありますが、これから本格的な相手との協定に入ると思います。どうかひとつ、我々の意見の酌めるもの、酌めないものあるかと思いますが、その協定書が交わした後にはですね、もう一回、正式の協定書を踏まえて我々にご説明をいただきたいというふうに思います。

ようやくここまで来たなというような感じをいたします。賛成をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数です。したがって、議案第21号、公の施設の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

午後15時33分 休 憩

午後15時34分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第22、議案第22号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入についてを議題とし

ます。

当局の説明を求めます。高宮上下水道課長。

- 上下水道課長（高宮建一君） 議案第22号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について、ご説明いたします。

ご存じのように特環公共下水道事業は、まだ事業継続中であります。そう言うことから、事務事業を推進するため20年度の一般会計から2億6,800万円以内を繰入することについて、地方財政法に基づき議会の議決をいただくものでございます。

朗読して提案したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議案第22号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について。

八峰町特定環境保全公共下水道事業推進のため、平成20年度八峰町一般会計から2億6,800万円以内を繰り入れる。

平成20年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

よろしく申し上げます。

- 議長（阿部栄悦君） これより議案第22号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入については原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第23号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高宮上下水道課長。

○上下水道課長（高宮建一君） 議案第23号、この議案につきましても22号と同じ内容でございますので、朗読して提案したいと思います。よろしくお願いします。

議案第23号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について。

八峰町農業集落排水事業推進のため、平成20年度八峰町一般会計から4,100万円以内を繰り入れる。

平成20年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

どうかよろしくお願いします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第23号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入については原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第24号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入れについてを議題とします。

当局の説明を求めます。高宮上下水道課長。

○上下水道課長（高宮建一君） 議案第24号、この議案につきましても前の2議案と同じ内容でございますので、朗読して提案いたしたいと思います。よろしくお願いします。

議案第24号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入について。

八峰町漁業集落排水事業推進のため、平成20年度八峰町一般会計から1,300万円以内を繰り入れる。

平成20年3月6日提出

提案理由、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

どうかよろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第24号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入については原案のとおり可決されました。

休憩いたします。50分まで休憩いたします。

午後15時40分 休 憩

.....
午後15時49分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第25、議案第25号、平成19年度八峰町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君） 議案第25号、平成19年度八峰町一般会計補正予算（第9号）について、ご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,478万8,000円を減額しまして、歳入歳出それぞれ62億8,419万4,000円とするものでございます。

説明に入る前にご了解願いたいと思いますが、毎年同様でございますが、会計年度末に当たりまして事業の実績、あるいは工事費の請負の差額等々のですね、計数の整理に当たりまして減額が非常に多いわけございまして、中身につきましては要点のみご説

明申し上げたいと思います。

なお、主なるものにつきましては、先の全員協議会の中でも説明しておりますので、ご了解願いたいと思います。

なお、歳入に当たっては教育費についても若干ございますので、私の方からご説明申し上げたいと思います。歳出の方は教育委員会の方でお願いします。

それでは最初に、歳入の9ページを開いていただきたいと思います。

2、歳入、1款町税1項町民税1目個人、区分の1の現年課税分750万8,000円の減額でございますが、これは農業者、あるいは商業者の関係の収入の減によるものでございまして、徴収見込み97%をみてございました。

次に、2の法人、現年度課税分151万1,000円の減額。現年度の法人町民税の減額でございます。

次に、1款町税2項固定資産税1目固定資産税、節の1の現年課税分1,073万3,000円。今年度の1月末の収入済額の実績と今後の見込みを加味したものでございます。

滞納処分160万円。滞納処分量160万円でございます。

次に、10ページの1款町税6項入湯税1目入湯税、現年課税分330万円。これはハタハタ館の利用者の増による入湯税の増額分でございます。なお、これは歳出とも関係がございまして、後ほどご説明申し上げたいと思います。

12款分担金及び負担金2項負担金2目教育費負担金1保健体育費負担金300万円の減額。学校給食費負担金、これは賄材料の分でございます、欠食分のものがございます。学校行事等がございまして、それに伴うものがございます。

11ページ、13款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料、区分1社会福祉使用料50万円の減額。高齢者コミュニティセンター使用料の減額ですが、これは湯っこランドの入館推移の減によるものがございます。

次に、13款使用料及び手数料2項手数料2目衛生手数料1衛生手数料80万円の減額。家庭系の一般廃棄物処理手数料80万円ですが、これは、ごみ袋の商店販売分でございます。実績によるものがございます。

次に、14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金、区分の1社会福祉費負担金101万9,000円。国民健康保険基金安定負担金でございますが、負担金の確定によるものがございます。

次に、12ページですが、衛生費国庫負担金、区分の2の児童福祉費負担金309万6,000

円。これは児童手当の負担金でございますが、対象児童の変動によって精算分でございます。

次に、14款国庫支出金2項国庫補助金1目民生費国庫補助金、区分の1の社会福祉費補助金680万9,000円。説明に書いてありますように、セーフティネット支援対策事業費の補助金180万円につきましては、一人暮らし老人の見守り事業の2分の1の補助でございます。

8の老人医療費適正化対策事業費補助金30万5,000円。国保連のレセプトの点検の手数料でございます。

10の介護保険事業費補助金、これは激変の緩和による高齢者ですね、後期高齢者の医療費の番号システムの改修に伴う補助金でございます。

11の高齢者医療制度円滑導入事業費補助金420万円。これは保険料等ですね、算定の機能のシステムの改修にあたる補助金でございます。

2の土木費国庫補助金2の区分の道路橋梁費補助金4709万8,000円の減額。建設機械費の補助金の減額ですが、これは除雪機械の入札差額の減額でございます。実績によるものでございます。

4の災害復旧費国庫補助金2災害復旧費補助金、現年度分156万2,000円の減額ですが、これは今年度の災害の復旧費の実績分のものでございます。

13ページ、5農林水産業費国庫補助金2水産業費補助金1,350万3,000円。並型魚礁の設置事業費の補助金でございます。これは県費の補助でございましたけれども、国庫補助金に組み替えした分でございます。

14款国庫補助金3項委託金、選挙関係のところでは実績です。

2の民生費委託金1国民年金委託金46万9,000円。算定となる人件費が異動によって変更になったものでございます。

14ページ、15款県支出金1項県負担金1民生費負担金、区分、社会福祉費負担金1,017万9,000円の減額でございます。

2の国民健康保険基金基盤安定負担金929万9,000円。精算による負担金の減額です。

自立支援給付費負担金、これは88万円。給付費の減額でございます。

次に、2の児童福祉費負担金76万1,000円。児童手当の負担金、精算によるものでございます。

2の衛生費県負担金1保健衛生費負担金48万6,000円。保健事業費負担金でございます。

すが、これは総事業費の減額によるものでございます。

15款県支出金 2 項県補助金 4 目農林水産業費県補助金 1 の農業費補助金108万2,000円。これは目指せ元気な担い手の夢プランの応援事業費の補助金です。

2 の林業費補助金69万7,000円。林業環境保全整備事業費補助金、事業の請負差額でございませう。請差でございませう。

6 の林道改良事業費補助金185万2,000円。県のかさ上げ分でございませう。

3 目水産業費補助金1,599万8,000円減額。並型魚礁の設置費補助金。これは国庫補助金への組み替えによるものでございませう。組み入れによって変更しました。

時間がありませんので、議長の方から伝令が入りましてもうちょっと簡潔にしたいということでございませうので、これから100万円以下のものにつきましては簡略にしたいと思ひませうので、ご了解願ひたいと思ひませう。

15ページの15款財産収入 2 項財産売払収入 1 の不動産売払収入 1 土地売払収入499万9,000円。これは町有地の売り払いでございませうが、主なるものは、峰浜地区の外林団地のですね、分譲の売り払いでございませう。

次に、16ページの20款諸収入 2 項町預金利子 1 目町預金利子、区分、町預金利子215万2,000円。預金利子でございませう。実績でございませう。

次に、20款諸収入 4 項雑入 3 雑入、区分の 1、雑入1,982万4,000円の減額ですが、これは33の白神体験センターの自動販売機、あるいは自主事業の負担金等の減額です。これは、33番のところにつきましては自動販売機の実績でございませう。

次に、36の目名潟子ども園の用地の換地精算金445万9,000円の減額ですが、これにつきましては、本日の行政報告、あるいは3月の3日の全協で説明したとおりでございませうので説明を省かせていただきます。

それから、50番の秋田県自然体験センターの利用料の1,458万5,000円の減額でございませうが、これもですね、去る3月3日の全協で説明したとおりでございませう。過大な見積もりをしたものでございませうして、このような結果になってございませう。

次に、17ページの21款町債 1 項町債、これは1目の総務債、2目の農林水産業債、4の土木債、5の消防債、7の公有林整備事業債、8の災害復旧事業債等々でございませうが、いずれもこの減額につきましては事業の確定によって精算した分でございませうので、詳しい内容につきましては省略させていただきます。

次に、18ページの歳出でございませうが、歳出、2款総務費 1 項総務管理費 8 の電子計

算費12役務費の252万6,000円の減額ですが、これは庁内のネットワークの回線の通信料の減額でございまして、いずれも実績でございまして。

自治振興費13委託料271万2,000円。多目的集会施設の設計管理委託料。次の15の工事請負費の894万6,000円の減額。これ2口につきましましては、いずれも請負差額、あるいは実績でございまして。

13目庁舎建設費13委託料500万円。設計委託料、新庁舎建設に関わる設計の委託料の実績でございまして。請負差額でございまして。

次に、19ページの2款総務費2項徴税費1 税務総務費13委託料174万3,000円の減額。これは標準宅地の関係委託の業務委託でございまして、入札差額実績でございまして。

次に、2款の総務費3項戸籍住民基本台帳費1目の戸籍住民基本台帳費14使用料及び賃借料124万5,000円の減額につきましましては、事務機器のリースの期間が5年経過したことによって減額でございまして。

20ページの2款の総務費4項の選挙費でございまして、これにつきましましては、いずれも実績でございまして。

21ページ、3款民生費1項社会福祉費2目の老人福祉費19負担金補助及び交付金154万9,000円。これにつきましましては、老人保護のですね、入所者の減額に伴うものでございまして。

3目障害福祉費20の扶助費226万3,000円の減額。これも入所者の減によるものでございまして。

5 国民健康保険費28繰出金230万9,000円。繰り出しの確定によるものであります。

6の介護保険費13委託料120万8,000円。制度改正によって介護保険のシステムの改修に伴うものです。

7の老人保健費13委託料420万円。高齢者医療制度円滑導入事業委託料でございまして、これもですね、高齢者医療に伴うシステムの改修に要するものであります。

22ページの3款民生費2項児童福祉費1 児童総務費19負担金補助及び交付金240万円の減額でございまして、これは、すこやか子育て支援事業でございまして、ゼロ歳から満1歳までのですね、乳児養育のための支援事業でございまして、これも実績でございまして。

23ページ、4款衛生費1項保健衛生費2の予防費の12の役務費210万円の増でございまして、これは3の手数料でございまして、新年度、20年度に特定健診が始まるわけで

すが、これに伴うシステムの改修費でございます。

13の委託料320万円の減額につきましては、いずれも実績による減額でございます。

次に、24ページの4款衛生費2項清掃費1目の清掃費13委託料1,208万3,000円の減額ですが、これは、ごみの収集の委託料、あるいは乾電池の処理の委託料でございますが、いずれも請負の差額、あるいは実績でございます。

18の備品購入費150万円の減額。これは、ごみの収集のためのコンテナですが、これも請負差額、実績でございます。

次に、25ページの6款農林水産業費1項農業費3農業振興費19負担金補助及び交付金164万8,000円の減額ですが、これは目指せ元気な担い手の夢プランの減額、そして八峰町の担い手応援の事業費の補助金。次のページに関わっておりますが、300万円ですね、いずれも減額でございます。

夢プランの方はですね、135万2,000円が増額でございますが、次の担い手の応援事業費の方はですね、実績によりまして300万円の減額ということになります。

5目農地費19負担金補助及び交付金146万2,000円の減額でございますが、これは実績と、それから当初の取り組みの面積の変更等々によりまして、それぞれ減額でございます。

6の農業集落排水整備事業費28の繰出金237万8,000円。これは農業集落排水事業特別会計の繰出金の減額であります。

次に、27ページの6款農林水産業費2の林業費2目林業振興費19負担金補助及び交付金213万円の増でございますが、これにつきましては、農林環境整備事業がですね、事業の増に伴って間伐の面積の増、あるいは作業道等のもので、開設に伴う増でございますが、町のかさ上げ分が入っております。

次に、6款の農林水産業費3項水産業費2の水産業振興費15工事請負費の400万円の減でございますが、これは並型魚礁の設置工事費の減額でございます。

次に、28ページの4目の漁業集落排水整備事業費28の繰出金1,301万5,000円の減額ですが、これも特別会計の繰出金の減額でございます。

次に、7款商工費1項商工費5のハタハタ館管理費13委託料350万円。ハタハタ館の管理運営の委託料でございますが、先ほど歳入で申し上げましたとおり入湯税の分でございます。

次に、29ページの8款土木費2項の道路橋梁費2道路新設改良費22補償補填及び賠償

金245万円の減額でございますが、これは町道の石川内荒巻線の関係でございます、請負差額でございます。

4の除雪費18備品購入費453万円の減額でございますが、これは除雪機械、今年度、大型除雪のロータリー車を購入しましたので、その請負の関係、差額でございます。

30ページ、8款土木費3項河川費2目河川維持費15工事請負費150万円の減額でございますが、これは新川の改良工事でございますが、今年度、工事にかかる予定でございましたけれども、再度ですね、この川につきましては調査をするということで調査費を全額減額をしまして、新年度に施工の予定でございます。

8款土木費4項下水道費1目下水道費19負担金補助及び交付金400万円の減額でございます。実績、あるいは精算によるものでございます。繰出金1,366万円、同じく精算によるものであります。

31ページの9款消防費1項消防費5目防災無線施設費、区分15工事請負費2,988万6,000円の減額ですが、これも工事費の請負差額の方でございます。

次からですね、15の教育費の方に入りますので、ずっと飛んで35ページを開いていただきたいと思っております。

35ページの11款災害復旧費2項の公共土木施設災害復旧費1目の公共土木施設災害復旧費15工事請負費136万円の減額ですが、これは今年度の災害復旧費の実績でございます。

36ページ、13款諸支出金1普通財産取得費2造林費13委託料147万5,000円の減額ですが、これも環境保全整備費の実績でございます。

13款諸支出金3項基金費1財政調整基金費25積立金5,473万5,000円の増でございますが、1の土地売払金につきましては、歳入で申し上げましたように町有地の売払代金でございます。

4の一般財源4,973万7,000円につきましては、このたび補正されました不用額、あるいは減額を財政調整基金にあてると、そういうようなものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） それでは、歳入の方につきましては副町長が20款4項雑入の方で説明申し上げましたので、私の方は教育費の支出の方を説明申し上げます。

32ページをお開きいただきたいと思っております。

10款教育費 1項教育総務費 2目の事務局費でございますが、一般職の時間外勤務手当実績見込みと予算現額との差額が50万円でございます。

2項の小学校費 1目の学校管理費につきましても、6項の時間外手当の減額でございます。

4目の埴川小学校費工事請負費につきましても、埴川小学校トイレの更衣室の改築に伴う入札の差額でございます。合わせて40万円でございます。

次のページ33ページでございます。

10款教育費 3項中学校費につきましても、学校管理費として一般時間外の手当については実績見込みと予算現額の差でございます。40万円でございます。

次に、4項の社会教育費のあきた白神体験センターの管理費でございますが、報償費につきましても自主事業の講師の謝金としたみたものでございますが、県や国の事業を導入して実施しましたので、その分減額させていただきました。

事業費につきましても、燃料費と光熱水費、これは節約に伴いまして合わせて90万円の減額でございます。

また、13節の委託料につきましても、管理委託費、これはハタハタ館に委託、掃除の委託と、それから宿直の委託をしているわけでありましてけれども、掃除についてはトイレだけお願いして、あとは職員がモップがけから全部職員がやる、また、宿直についても夜間の、冬期間の宿直が少なかったための減額でございます。

また、火災報知器設置費委託金につきましても、消防設備の委託料に含まれておりまして35万8,000円を減額させていただきました。合わせて委託料383万3,000円の減額でございます。

次のページをお願いします。

非常警報設備費点検業務委託料、これにつきましても消防設備の委託料に含まれておりましたので23万5,000円の減額でございます。

冷暖房切り替え保守点検業務委託料につきましても、設置の19年度は無料ということでありまして、そのまま減額しております。

エレベーターの保守管理業務委託料と電気保安業務の委託料につきましても、請負差額でございます。

次に、14節の使用料及び賃借料の事務機器のマイナス40万円につきましても、電話設備とファックスの設備を料として計上いたしましたのが、県の方で設置しましたので減

額しました。

また、シーツのリース料につきましては、宿泊者の減のためにその分減額して、合わせて90万円の減額であります。

備品の購入費の37万円の減額につきましては、センターのバスと軽トラックの購入でありまして、当初、宝くじでマイクロバスを購入した際にオプションの代金も見込みましたけれども、それも補助の対象になったということで、その分減額いたしております。

公課費の自動車重量税の29万円につきましては、購入したマイクロバスと軽トラックの負担の不用額の減額であります。

次のページ35ページであります。

10款教育費6項の保健保育費、学校給食共同調理場運営費の2目でございますが、需用費として300万円の減額は賄材料費として、これは給食に伴うものであります。

また、備品購入費につきましては、学校給食コンテナ等の減額残でございます。

以上よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第25号について質疑を行います。質疑ありませんか。

1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 1点だけ伺います。

学校給食の賄材料費で300万円の減額になっているんですが、当初予算に比べて約1割の減額です。欠食ということなんですが、1割欠食というのは、何か突拍子もないことでもない限りは1割の欠食は出ないと思うんですが、内訳を教えてください。

○議長（阿部栄悦君） 加賀谷学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（加賀谷敏一君） お答えいたします。

この給食費については、欠食を見込まないで計上したわけですが、欠食の内訳300万円でございますが、全校の欠食、これ8校で84回ありました。合わせて約200万円になります。このほか学年単位の学校行事、それから教職員の出張等に関わる欠食でございますが、これが3,700食、約100万円、合わせて300万円の欠食でございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 23ページの保健衛生費の予防費のところ、集団健診の委託料が200万円ばかり少なくなっています。それと妊婦健診の委託料も120万円ですが、この集団健診が例年から見ると落ち込んでいるのかどうなのか。それと妊婦健診は、受ける権利があるのに受けなかったのか、その辺のところちょっと教えてください。

○議長（阿部栄悦君） 齊藤保健衛生課長。

○保健衛生課長（齊藤英市郎君） 質問にお答えします。

集団健診の委託料につきましては、先ほど副町長が述べたように実績で減になったということですが、人間ドック、例えば人間ドックが85人、これが例えば大腸がん47名減とか基本健診25名減とかっていう内訳から言いますと、人間ドックが多少、他の癌検診より多かったという結果によります。これが例年こういうふうに減少しているかということ、ちょっと合併時で八森地区と峰浜地区の概算数を見込んだ数で当初見込みましたので、その影響もちょっとあるかなと思っております。

妊婦健診につきましては当初65名見込みましたけれども、実際45名ということで若干他の機関での受診者がいるかなという結果があらわれております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。4番今井一政君。

○4番（今井一政君） ぱっと見ますと非常に減額の補正が結構見られます。それも、主に箱物とか備品購入、そういうふうな部分で見受けられますけれども、これそのものがいわゆる見積もりが高くやった請け差なのか、それともそれ以下の何というかな、物が悪くて、というのは語弊あるかもしれませんが、定価よりもこんなに低い金額というふうになったのか、その実状的な部分をお知らせ願います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） お答えいたします。

結構、不用額というか請け差が出ております。これは、当初予算並びに補正予算の際も査定を行いますけれども、その際に見積もりをまず各課でいただいて、その中で予算化します。財政としては、その見積もりよりも若干下げる形で本来であれば予算化したわけでありましてけれども、現場とすればやっぱり予算、予定価格というか、その兼ね合いもありますので、やっぱりそれなりの予算を組みたいということで、今のところ八峰町では見積もり額をそのまま予算化しております。最近は請け差が非常に落ちているという現状もありますので、このような形になっているのかなと思っております。あまりも下がってきますと、今度は予算計上の際に見積もり額よりも若干下げた計上の仕方もあるのかなとは思っておりますけれども、今のところはこの形で、もとは97%、98%というのが最近はもう95%以下に請け差が出ているという状態がこのようになっているのかと思っております。

- 議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。8番菊地 薫君。
- 8番（菊地 薫君） 28ページのハタハタ館の管理費ですが、入湯税関係ですが、この350万円の算出の仕方をちょっとまず簡単をお願いいたします。
- 議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。
- 産業振興課長（武田 武君） 1月までの入湯者の実績にですね、2月の見込みという形を出しております。総体的には1,650万円みておりましたけれども、今回350万円を追加し、その人数でみておまして、1人150円ですので1,900万円を150で割った数、13万人くらいになりますか、計画より2万人以上伸びるという形になっております。
- 議長（阿部栄悦君） 8番菊地 薫君。
- 8番（菊地 薫君） この入湯税相当分の委託料なわけですが、これ3カ年の平均ということになってますよね。
- 議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。
- 産業振興課長（武田 武君） ハタハタ館のリニューアルに伴いまして、3カ年平均ではなくて、入湯税の入った実績額、これを委託料としています。そうでないと、石油の高騰もあるわけですけども、お客様が増えることによって使う水とかですね、そういうのが莫大に違ってきますので、あくまでも入湯税、当該年度の2月までの入湯税相当額を3月に精算してお支払いするという形をとっております。
- 議長（阿部栄悦君） 8番菊地 薫君。
- 8番（菊地 薫君） リニューアルの時点でのこういう説明ありましたでしょうか。私ちょっと記憶にないんですが。我々はもう八森町のハタハタ館関連でいろいろとですね、これが固定的なものがいいのか、いろいろ議論があったこの入湯税相当分。相当分ですて、入湯税そのものというわけではないわけですが、そういう捉え方をした予算の出し方なんでね、年度途中でそういう方向転換したのか。当初の予算の説明では全くないと思いますが、如何でしょう、これ。
- 議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。
- 産業振興課長（武田 武君） 旧八森町の時点では3年間の平均という形できたんですけども、今回、リニューアル、それからあきた白神体験センターとの連携という形の中の組み方ですね、入湯数もあきた白神体験センターからの相当の数が増えるという見込みを立てています。その中で3年間平均ではなく、今回はやっぱりお客様が増えることによって水道の使用料とかそういうものにも影響が出てきますので、リニューアル

にあたって実績の入湯額相当を、という形で当初予算では1,650万円、1万人の11ヵ月分という形でみております。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午後16時30分 休 憩

.....

午後16時55分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

お諮りします。本日の会議時間を議事の都合により午後6時まで延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間は6時まで延長することに決定いたしました。

どうしてもあれなら再延長するということで。

休憩いたします。

午後16時56分 休 憩

.....

午後17時11分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

議案第25号についての質疑を行っております。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号、平成19年度八峰町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第26号、平成19年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。小林福祉課長。

○福祉課長（小林孝一君） それでは、議案第26号、平成19年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ413万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,074万9,000円とするものでございます。

5ページの方をご覧ください。

歳入でありますけれども、3款から8款までの分につきましては、交付決定通知に基づいての当初予算との差を補正したものであります。そして9款にある繰越金、これは18年度繰越金となっております。

それでは、ご説明いたします。

3款1項1目現年度分ですけれども、療養給付費負担金について1、2、3とありますけれども、これは交付決定通知に伴っての補正であります。

それから2節の過年度分、過年度療養給付費負担金、これは平成18年度分の過年度分であります。

そして2目の高額医療費共同事業負担金、補正した後に333万1,000円となっておりますけれども、これは歳出と関連しまして、歳出の、すいませんが11ページをご覧ください。11ページの5款1項1目の補正後の計が1,332万6,000円とあります。これの4分の1が入ってくるということで、国からのこの金額が確定しましたので、それに合わせての補正であります。県についても後で出てきますが、同じことになっております。

3款2項1目財政調整交付金、これは普通調整交付金の2,423万4,000円のことですが、これも交付決定通知によるものであります。

4款1項1目療養給付交付金、現年分として587万5,000円の減ですけれども、これは支払基金からの決定通知による補正減であります。

5款1項1目高額医療費共同事業負担金、これは先ほど国の出てきたのと同じ4分の1にあわせた補正であります。

5款2項2目財政調整交付金、これは875万3,000円の減でありますけれども、これは県の交付決定による減であります。

6款1項1目高額医療費共同事業負担金、1節の高額医療費共同事業負担金533万5,0

00円の減ですけれども、これは高額医療費80万円を超えた分について入ってくるというための減です。

それから2目の保健財政共同安定化事業費、これは1,105万4,000円の減。これは30万円から80万円の医療費がかかった分について入ってくるわけですけれども、この減少というのは保健財政にとっては好ましいわけで、これが少なくなるということは医療費が、高額な医療費がかかってないということを示しますので、そういう内容であります。

次のページの8款1項1目一般会計繰入金、1節の保健基盤安定繰入金保険税軽減分82万5,000円、そして2節の保健基盤安定繰入金保険者支援148万3,000円の増ですけれども、これも県の交付決定によって一般会計から繰り入れるべき額が決まったことに伴う増であります。

9款1項繰越金2目1節その他繰越金、前年度繰越金、これは平成18年度の国保からの繰越金でありまして、1,844万8,000円。これが繰越金の全額であります。

次に歳出でありますけれども、歳出は主に2つの大きなところがあります。それは総務費のところシステム等の改良費、手数料と、それから委託料ですね。それから保健給付費で退職の医療費が伸びた、これが主な原因であります。

1款1項1目一般管理費12節役務費、手数料ですけれども、これは連合会との国保ラインの変更に21万円、それから激変緩和のためのプログラム変更に315万円、それから特定健診の保健指導プログラム改修に国保から315万円、そして先ほどの一般会計の中で、手数料で210万円出てきましたけれども、それと合わせて525万円がプログラム改修となります。それで合わせて651万円の補正であります。委託料35万4,000円。特定健診等データ管理システム、端末のパソコンとかプリンター、回線の構築費、それが内容であります。

次に、2款1項1目一般被保険者療養給付費、これは財源内訳の補正であります。

次のページをご覧ください。

2目退職被保険者等療養給付費、これは退職保険者の方の医療費の増によるもので430万円の増であります。

2款2項2目退職被保険者高額療養費、これも上と関連します。医療費が増えますと、どうしても高額療養費も増えますので170万円の増であります。

5款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金、これは平成19年度分がこの額に確定したことに伴って、当初予算との差を減額補正するものです。補正前は1,620万2,000円

でしたが1,332万6,000円に確定しましたので、その差額の補正減です。2目も同じであります。

次のページをご覧ください。

9款1項1目予備費297万5,000円ですけれども、これは歳入と歳出を調整する意味でこの予備費を減額することによって調整を図ったものであります。

以上でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第26号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号、平成19年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第27号、平成19年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。高宮上下水道課長。

○上下水道課長（高宮建一君） 議案第27号、平成19年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ973万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億809万7,000円とするものでございます。

地方債の補正につきましては、第2表によるところでございます。

3ページをお願いします。

第2表 地方債補正。補正後でございますが、限度額が1,460万円、これが簡水債でございます。過疎債につきましては1,180万円でございます。

内容でございますが、事業費の増額と一般財源分を起債対象にした、そういう内容で

ございます。

次に、6ページの歳入についてご説明します。

7ページの4款の方から説明したいと思います。

4款繰越金1目繰越金、補正額921万7,000円。前年度繰越金でございます。

5款諸収入1目受託事業収入、補正額が95万2,000円の減額です。これは泊橋の下水道管の圧送分の関係が減額になっております。

6款の町債につきましては、地方債の補正で説明した内容でございます。

次に、9ページの歳出についてご説明いたします。

3、歳出、1款管理費1目一般管理費、補正額1,000万円。これは簡易水道基金の積立金に充てるものでございます。19年度末の基金額は7,333万円ほどになる見込みでございます。

次に、1款管理費1目八森地区施設管理費、補正額が67万2,000円の増額でございます。光熱水費、ポンプの稼働時間がそれなりに多くなった関係でございます。

次に、10ページをお願いします。

2款事業費1目八森地区施設改良費、これにつきましては財源内訳の補正でございます。

3款公債費2目利子、補正額が減額の93万5,000円。これは町債償還利子の関係で利息の確定によるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第27号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号、平成19年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第28号、平成19年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。高宮上下水道課長。

○上下水道課長（高宮建一君） 議案第28号、平成19年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ916万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,587万6,000円とするものでございます。

地方債の補正につきましては、3ページの地方債補正により説明したいと思います。3ページをお願いします。

第2表 地方債の補正であります。補正後の限度額は、下水道事業債の方が280万円多くなりまして5,500万円、過疎債の方につきましては470万円増額の5,300万円でございます。

内容であります。補助区分が55%から50%に変更になった分、それと単独事業分の増額と、さらに泊橋の下水道管圧送管分の減額による、そういう内容でございます。

次に、6ページの歳入についてご説明申し上げます。

2、歳入、4款繰入金、一般会計繰入金、減額の1,366万円でございます。内容であります。起債の増額と施設管理費の減額によるものでございます。

6款諸収入1目受託事業収入、補正額が300万円の減額でございます。泊橋の下水道管圧送管分の関係の減額になっております。

7款町債につきましては、地方債補正で説明した内容でございます。

次に、8ページの歳出についてご説明申し上げます。

3、歳出、1款事業費1目八森処理区施設管理費、補正額が減額の576万円でございます。

14節の使用料及び賃借料でございます。これは産業廃棄物処理施設使用料で単価の減額でございます。単価1トン当たり2万6,250円から、従来どおりの環境センターを使用できることになったことから、トン当たり1万5,000円に減額しております。

15節工事請負費300万円の減額ですけれども、これは泊橋の関係の請け差によるものでございます。

2目沢目処理区施設管理費。内容につきましては八森処理区と同様です。

次に、9ページの方を説明したいと思います。

1款事業費1目特定環境保全公共下水道事業費、これにつきましても財源内訳の変更でございます。単独事業分等を起債にした関係でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第28号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号、平成19年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第29号、平成19年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。高宮上下水道課長。

○上下水道課長（高宮建一君） 議案第29号、平成19年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,177万6,000円とするものでございます。

5ページの歳入についてご説明申し上げます。

歳入、6款の方から、6款繰入金、一般会計繰入金、補正額が減額の237万8,000円でございます。前年度繰越金によるものでございます。

次に、6ページで説明いたします。

6款繰入金1目基金繰入金、補正額が49万2,000円の減額でございます。これにつきましては、18年度借り入れ分の利率の確定によりまして償還額が減額したことによります。

7 款繰越金 1 目繰越金、補正額352万9,000円の増額でございます。

次に、7 ページの歳出、2 款公債費 1 目元金、補正額が106万7,000円でございます。これは受益者分担金の繰上償還等に充てるものでございます。今までの繰越分のストックといいますか、それらも含まれた金額になっております。

2 目利子31万5,000円の減額です。これにつきましても利率の確定による減額となっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第29号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号、平成19年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第30号、平成19年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。高宮上下水道課長。

○上下水道課長（高宮建一君） 議案第30号、平成19年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正であります。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ241万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,152万9,000円とするものでございます。

5 ページの歳入についてご説明します。

2、歳入、1 款分担金及び負担金 1 目受益者分担金、補正額が182万4,000円の増でございます。内容であります。一括納付による増額でございます。19戸分でございます。

2 款使用料及び手数料 1 目漁業集落排水施設使用料、補正額が50万4,000円の増額で

ございます。これにつきましては、加入者の見込みより実績の方が20件ばかり、新規加入者でございますが20件ばかり多かった、そういう内容でございます。

次に、6 ページです。

5 款繰入金 1 目一般会計繰入金、補正額、減額の1,301万5,000円でございます。内容につきましては、歳入の増として繰越金プラス295,000円など、合計で10,600,000円ほどございます。歳出の方の金額としては施設管理費241万5,000円などがあり、一般会計からの繰入が減額になっております。

6 款繰越金 1 目繰越金、補正額529万5,000円、前年度繰越金でございます。

次に、7 ページです。

7 款諸収入 1 目雑入、補正額297万7,000円。消費税の還付金でございます。

次に、8 ページの歳出でございます。

3、歳出、1 款事業費 1 目岩館地区施設管理費、補正額241万5,000円の減額でございます。

13の委託料157万9,000円の減額につきましては、施設の管理委託の請負差額でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第30号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号、平成19年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第31号、平成19年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。齊藤保健衛生課長。

○保健衛生課長（齊藤英市郎君） 議案第31号、平成19年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,120万4,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。

最初に歳入でございますが、4款1項1目繰越金300万1,000円に184万2,000円を追加し、484万3,000円とするものでございます。前年度繰越金でございます。

次の6ページをご覧ください。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費68万7,000円を補正増とするものでございます。内訳は、11節需用費の修繕費でございます。現行の処置室と待合室の水道管が老朽化しておりまして限界に達しておりますので、その取り替えの修繕料でございます。

次に、2款1項1目医業費、補正額115万5,000円を追加するものでございます。内訳は、埴川の分院のレントゲンの現像機が、これも老朽化によりまして既に限界に達しておるということで、今回新規に購入したいということでレントゲンの現像機の購入費として115万5,000円を追加するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第31号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号、平成19年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第32、発議第3号、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第3号

予算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成20年3月6日提出

八峰町議会議長 阿部栄悦様

提出者	八峰町議会議員	木藤	實
賛成者	八峰町議会議員	丸山	あつ子
〃	〃	菊地	薫
〃	〃	福司	憲友
〃	〃	須藤	正人

提案の理由でございます。平成20年度八峰町一般会計及び各特別会計予算を集中的に審議するためでございます。

次をお開きください。

予算特別委員会の設置について

予算特別委員会を次のとおり設置するものとする。

記

1. 名 称 予算特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定によるものでございます。
3. 目 的 次の議案について審議することを目的とする。

議案第32号 平成20年度八峰町一般会計予算

議案第33号 平成20年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算

議案第34号 平成20年度八峰町老人保健特別会計予算

議案第35号 平成20年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算

議案第36号 平成20年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算

議案第37号 平成20年度八峰町沢目財産区特別会計予算

議案第38号 平成20年度八峰町埴川財産区特別会計予算

議案第39号 平成20年度八峰町土地取得特別会計予算

議案第40号 平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計予算

議案第41号 平成20年度八峰町公共下水道事業特別会計予算

議案第42号 平成20年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算

議案第43号 平成20年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算

議案第44号 平成20年度八峰町営診療所特別会計予算

4. 設置の期間でございます。平成20年3月6日から同年3月19日まででございます。

5. 委員の定数でございますが、15名でございます。

6. 予算審議に関する特別委員会分科会（常任委員会）所管事項につきましては次のとおりでございますので割愛させていただきます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ただいま朗読のとおり、予算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会については設置することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置された予算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第6条第1項の規定によって議長から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番松岡清悦君、2番大山義昭君、3番石塚正一君、4番今井一政君、5番佐藤克實君、6番丸山あつ子さん、7番門脇直樹君、8番菊地 薫君、9番福司憲友君、10番鈴木一彦君、11番柴田正高君、12番芦崎達美君、13番木藤 實君、14番見上政子さん、15番須藤正人君、以上の15名を指名します。

暫時の間、休憩いたします。

午後17時47分 休 憩

午後17時48分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第33、予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

予算特別委員長には8番菊地 薫君、副委員長には6番丸山あつ子さんが互選されました。

日程第34、議案第32号、平成20年度八峰町一般会計予算を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号については予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号、平成20年度八峰町一般会計予算は予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

本会期中に審議を終了されるよう希望します。

日程第35、議案第33号、平成20年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第36、議案第34号、平成20年度八峰町老人保健特別会計予算、日程第37、議案第35号、平成20年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第38、議案第36号、平成20年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、日程第39、議案第37号、平成20年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第40、議案第38号、平成20年度八峰町埜川財産区特別会計予算、日程第41、議案第39号、平成20年度八峰町土地取得特別会計予算、日程第42、議案第40号、平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計予算、日程第43、議案第41号、平成20年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、日程第44、議案第42号、平成20年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、日程第45、議案第43号、平成20年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第46、議案第44号、平成20年度八峰町営診療所特別会計予算を一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号から議案第44号までの平成20年度の特別会計予算に関わる12議案については一括して予算特別委員会に付託することに決定しました。

一般会計同様、本会期中に審議を終了されるよう希望します。

本日の日程は全部終了いたしました。

次回本会議は、3月13日木曜日午前10時より開議し、一般質問並びに秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を行います。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後17時53分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 1 番 松 岡 清 悦

同 署名議員 2 番 大 山 義 昭

同 署名議員 3 番 石 塚 正 一

平成20年3月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成20年3月13日（木曜日）

議事日程第2号

平成20年3月13日（木曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

第3 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地 薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤 實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長	加藤和夫	副 町 長	佐々木正憲
教 育 長	千葉良一	会 計 課 長	金谷 茂
総 務 課 長	嶋津宣美	峰浜町民サービス課長	皆川鉄也
企画財政課長	須藤徳雄	税 務 課 長	佐々木 充
管 財 課 長	木村 学	福 祉 課 長	小林孝一
保健衛生課長	齊藤英市郎	産業振興課長	武田 武
農業振興課長	米森昭一	建 設 課 長	辻 正英
上下水道課長	高宮建一	子ども園園長	小林慶範
農業委員会事務局長	松森尚文	教 育 次 長	伊藤 進
学校教育課長	伊勢 均	生涯学習課長	福司和明

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡 田 辰 雄 書 記 齊 藤 なつ子

午前10時00分 開 議

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配付しました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、4番今井一政君、5番佐藤克實君、6番丸山あつ子さんの3名を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。11番柴田正高君。はい、11番。

○11番（柴田正高君） 11番、通告に従いまして3点について町長にお伺いいたします。

1問目、2問目とも3問目に関連する、つながっていく質問でありますので、その点を承知の上、答弁をよろしく願いいたします。

まず始めに、町有林の利活用についてお尋ねいたします。

昨年、6番議員の一般質問への答弁で、三井生命より無償譲渡されました町有林は天然林が284ヘクタール、杉人工林が550ヘクタール、その人工林の樹齢内訳であります。25年生が53ヘクタール、30年生が132ヘクタール、35年生が83ヘクタール、40年生が100ヘクタール、45年生が96ヘクタール、50年生以上が18ヘクタールの計834ヘクタールであると報告されておりました。材積量についての報告はありませんでしたが、面積と樹齢等から推察いたしますと、相当量の材積になるのだらうと思います。

そして今現在この834ヘクタールのうち利活用されているのは、森林ボランティアの方々が3ヘクタールほどの場所で林業活動を行っているだけのようであります。

町では今後、80年生まで育てたら伐採する計画のようではありますが、内装材として使用される高級用材としての付加価値を高めるといっているのであれば、それもいいでしょう。

しかし、構造材としての使用であれば、30年生以上あれば十分利用可能であります。むしろ構造材としての使用であれば、芯材の方が返材よりも丈夫であります。

町の新庁舎は木構造で建築することになりました。構造材はそこに育った木材を使用するのが一番強度的にもよいと言われております。その理由はいろいろあるようですが、その地域で育った木材を使用すると狂いが少ないというのが一番の理由じゃないかと私は思います。

そこで新庁舎建設に使用される木材は、譲渡された町有林を使用するよう提案いたします。町有林を使用することにより、伐採、集材運搬、製材などの仕事が生まれます。それらを町内の事業所に発注することにより、新たな雇用が生ずるかもしれません。また、伐採した後は枝などの片づけをして地ならしを行い、植林をしなければなりません。植林後数年間は下草刈りや枝打ち作業も行わなければなりません。これらの作業にもかなりの雇用が見込まれます。庁舎建設に町有林を使用することの波及効果は非常に大きいものと思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

また、地場材を使用するという事は輸送エネルギーが少なく済みますので、CO₂の削減にもつながるものと思います。

能代市では、木都をアピールする目的で、住宅の新築・増改築を問わずに一定量の杉材を使用すると10万円の助成を行っております。予算額以上の申し込みがありまして、なかなか好評のようであります。20年度も名称を変えまして継続するようであります。町でも定住促進を図ることを目的といたしまして町内に家を建てて住むことを条件に、その町有林から105(mm)ないし120(mm)角材を100本くらいただであげるなどの政策があってもいいのではと思うのですが、町長の考えはいかがでしょうか。

次に、間伐材の利用についてお尋ねいたします。

18年3月に策定された森林施業計画に基づき森林整備を進めることになっております。対象面積は370ヘクタールくらいとしておりますが、良質の木を育てるには間伐は欠くことのできない作業であります。

そこでお尋ねいたしますが、昨年、一昨年は計画に従って何ヘクタールの間伐したのか。また、それらの間伐材はどのように処理されたのか伺います。

計画に従い20年度も43.37ヘクタールの間伐を行うようですが、かなりの材積になるのではないかと思います。それらの間伐材の利活用についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

捨て伐としないで特定間伐にすると補助金も付きます。その間伐材の利用につきましては、お隣山形県では魚のアパートに間伐材を使用しているそうです。ほかには、京都府では小規模の砂防堰堤などや道路のガードレール等、また、ほかには防雪柵や山の土砂くずれの防止柵、雪崩の防止柵等にも利用されております。アイデア次第では、いろんな活用の仕方がありそうであります。間伐材も町の大切な財産です。有効に活用されるよう望みます。それが環境負荷の少ないまちづくりにつながっていくのではないかと思いますからであります。

次に、3問目、CO₂の削減目標についてお尋ねいたします。

まず、町の18年度二酸化炭素排出量を213万1,538キロとした、その根拠についてお尋ねいたします。

次に、新庁舎の冷暖房の熱源を地中熱ヒートポンプ方式にすることに決めました。化石燃料を使用しないために他の方式に比べ二酸化炭素の放出がないとしています。他の方式に比べてどのくらいの違いとなるのでしょうか、お尋ねいたします。

24年までには町の放出量を8.4%削減いたしまして、195万2,488キロとするよう努められています。どのような方法でこの数値をクリアされる考えなのか、お尋ねいたします。

京都議定書の第一約束期間2008年から2012年までであります。それを目前にして、また、世界全体の排出量を2050年までに半減させるという統計目標を見据えまして、特に二酸化炭素の排出量の伸びが著しい家庭や、業務部門における対策の強化は近々の課題となっております。

環境省は、1人が1日に排出するごみの量を2015年度までに約530グラムとする目標を定めております。町でもこの数値をクリアするにはかなり厳しいのではないかと私は思っております。

不燃ごみ、可燃ごみ、粗大ごみ、合わせますと町民1人当たり年間193.45キログラムとなります。今まで以上の分別収集や、各家庭にコンポストを設置していただき生ごみは土に返すように、また、リサイクルに回せるものは徹底的に分別していただくようにしないと無理なのではと思うのですが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

木は若いうちはたくさんのCO₂を吸収いたしますが、樹齢が、こう重ねて80年、100年となってまいりますと、その機能が低下いたしまして逆に地球温暖化を促進してしまうと言われております。つまり地球温暖化防止には、老木を伐採して若木を植えると

ということが大切だということでもあります。そういう意味からも、庁舎建設に対しましては50年以上の木材を伐採し、それに使用していただければ、このCO₂の削減にもつながっていくのではないかと思います。

関東あたりでは竹の子目といいまして柱材は柃目ではなくて、木目の柱が非常に重要視されます。竹の子目の資材など、大体まず25年から30年ぐらいで伐採し、それを柱材として使用しております。先ほども申しましたように30年以上であれば十分構造材として成り立ちます。

庁舎建設に際して、町有林で対応できないとすれば、長尺材ぐらいだろうと思います。それも積層材とすることによって十分対応できると思います。長手の継ぎ手にはダボ工法という工法が考えられております。それで十分、長手の継ぎ手にも対応、木工研試験データが出ております。

それから、30年程度の若木を使用するとすれば割れが一番問題となるわけですが、これも燻煙乾燥をすることによってそれらをクリアする、こういう結果が出ておりますので、どうかその点も考慮の上、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

それでは、柴田正高議員のご質問にお答えいたします。

まず、町有林の有効活用についてであります。

新庁舎建設に町有林を活用することで、町内に仕事が生まれ、将来に渡っても新たな雇用が生まれるという議員のご意見は、地域資源を活用することで産業振興に結びつけ雇用の創出を図る当町にとって大事な課題であると認識しております。

しかしながらご存じのとおり、新庁舎建設は新年度に入ってから用地の造成をした後、建物本体の建設に入ることになり、夏頃から基礎工事に入って、本格的な木造部分の工事は秋頃になるものと思われま。この間、約半年よりなく、その期間で伐採、運搬、製材、乾燥まで可能かとなると大変時間的に制約があります。

また、新庁舎概要説明でお話ししたとおり、主要のコアを挟んで両サイドの事務室については大断面の構造材が必要であり、ほとんど集成材を使用することになるかと思っております。したがって、仮に町有林の木材を使用するにしても板材など限られた使用になり、言われるような地域雇用の創出が期待できるほど大規模な伐採は発生しないものと

思われます。

合わせて、現在の林業の課題にも似て、立木代金は掛からないもの、伐採、運搬、製材、乾燥などそれぞれの過程の経費が掛かることになり、最終的にコスト面で高くつくことになるものと思います。

今申し上げたことから、新庁舎建設にあたって町有林を活用するには、森林資源を生かした産業振興という理想と現実のギャップがあり、無理があるのではないかと考えております。

次に、町有林の無償提供についてであります。

県では、秋田杉で夢づくり振興事業により、あきた県産材利用センターが事業主体となって、21万6,000円を上限に乾燥秋田杉の内装材を提供しております。また、先ほどおっしゃいましたように能代市においても住宅の新築・増改築及びリフォームに地場産秋田杉の内外装材の購入費に対し、10万円を上限に補助金を交付すると伺っております。

当町でも町有林から角材百本提供する施策ができないかのご意見でございますが、先ほども申し上げましたが、伐採から製品までのコストを考えますと、必ずしもベストな支援策にはならないと考えております。

また、当町では林地の有効活用と住民の財産形成のために設けた分収造林制度による森林所有者も数多く、自己所有の森林を売買、または自家用材として住宅を建築される例が多く見られております。こうした森林所有者の方々から見ると、町有林の無償提供は木材市況において需要の減少となり、木材価格の低迷に影響するのではないかと心配も考えられます。

町有林に関しましては、材としての活用のほか地球温暖化防止や国土の保全など多面的な機能を有しておりますので、今後とも施業計画に沿った管理運営に努め、適切な時期に活用を図ってまいりたいと考えております。

定住促進に関しましては、空き家の活用や雇用対策、住環境の整備、保健福祉及び医療の充実など総合的な対策が必要でありますので、住民の要望や意向も踏まえながら必要な施策を講じてまいりたいと考えております。

次に、間伐材の利用についてのご質問であります。町有林の間伐においては、蓄積材積及び本数の概ね3割程度の間伐施業を行っており、平成18年度は三井生命から譲渡を受けた真瀬沢地区40ヘクタール、泊沢地区の鋤台道26ヘクタールの間伐を実施し、処分木の材積見込みは2,200立方であります。平成19年度は真瀬沢地区37ヘクタール、泊

沢地区18ヘクタールで、材積見込みは1,500立方となっております。

この間伐の対象林齢は、30年から35年生であります。搬出路がなく、また、市場で販売できるような木材でないことから、現場で枝払いと玉切りを行う切捨て間伐となっております。

間伐事業は森林環境整備事業を活用しており、国・県から補助基準額の68%の補助金を受けて実施しております。

特定間伐事業は36年生から45年生の間伐事業の補助制度で、伐採木の64%以上を集積、搬出し、市場で販売することになりますので、搬出運搬が容易な林地に適しております。しかし、搬出運搬費が高額となる林地においては採算がとれず、35年生での切捨て間伐が有利となります。このため町有造林地の状況を精査し、コスト面で切捨て間伐が有利か、搬出が義務づけられている特定間伐が有利かを見極めながら森林施業計画を策定しております。

平成20年度においても森林施業計画に基づいて、真瀬沢地区、泊沢地区で43ヘクタールの35年生以下の間伐事業を計画しておりますが、集積、搬出のコストを積算すると、現在の木材市況から切捨て間伐が財政の負担を軽くできると見込んでおります。

また、収入間伐も計画的に実施しており、平成17年度にはナメトコ沢の53年生を49万円で、平成19年度は雨降場の47年生を57万円で売買し、保育間伐の中で財産収入を得ております。

間伐材の有効活用につきましては、森林の土木資材、防護柵、木質ペレット化、ベンチなどの木工品、集積材及びバイオマス発電などさまざまな活用が試みられておりますので、先進事例を参考にしながら当町における有効な活用の仕方を考えてまいりたいと思います。

次に、二酸化炭素削減目標の達成についてであります。本町では今年度、エネルギー問題や地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの削減、森林の保全など地球環境問題に地域から貢献することを目的に、八峰町地域新エネルギービジョンを策定しましたが、その計画策定と並行して八峰町地球温暖化防止実行計画を策定し、昨年12月に町のホームページなどで公表しております。

本計画は、地球温暖化防止対策の一層の推進を図るために、町の事務・事業の実施に際し、温室効果ガスの排出抑制等の地球温暖化防止に向けた取り組みを計画的に実行することを目的に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定したものであり、平

成18年度の八峰町内の公共施設や公用車などから排出される温室効果ガス排出量を5年間で8.4%削減しようとするものであります。

お尋ねの平成18年度二酸化炭素排出量を213万1,538キログラムとした根拠であります。本町が設置する公共・公用施設や公用車などの平成18年度の電気使用量やガソリン、灯油などの消費量をもとに、政令で定められた二酸化炭素排出係数及び地球温暖化係数を乗じて算出したものであります。

新庁舎への冷暖房熱源方式ごとの二酸化炭素排出量の比較についてであります。従来の空冷式ヒートポンプチラー方式の年間二酸化炭素排出量は約2万6,600キログラムであり、灯油焚冷温水発生方式の場合は年間約3,100キログラムになると推計しております。今回、新庁舎に導入を予定している地中熱ヒートポンプ方式の年間二酸化炭素排出量は1万8,400キログラムと推定されることから、従来型と比較して3割から4割の削減効果が現れるものと期待をしております。

二酸化炭素排出量を5年間で8.4%削減するための具体的な取り組みについてであります。八峰町地球温暖化防止実行計画に基づき、電気使用量、燃料使用量、紙類使用量、ごみ排出量、水使用量の削減など地道な取り組みから、公共施設等への新エネ・省エネ機器の導入や緑化の推進など、ハード・ソフト両面から実践したいと考えております。

また、計画策定のみで終わらせないため、新年度において庁舎内に統括委員会や調査委員会を設け、計画の実施状況の把握や点検評価を行い、計画の推進、改善、徹底を図りたいと考えております。

また、達成状況等については広報やホームページ等で毎年公表したいと考えております。

なお、町民や企業を含めた町全体の地球温暖化防止推進計画につきましては、詳細なデータの収集や分析等に多額の費用を必要とすることから、今後、地域省エネルギービジョン策定事業など補助事業の活用を含め検討したいと考えております。

次に、1人当たりのごみの排出量の削減についてお答えいたします。

秋田県のごみ排出量は、平成17年度において家庭系と事業系あわせて47万1,000トンで、通年横ばいの傾向が続いております。1日1人当たりに換算すると、秋田県は1,110グラムとなり、全国平均の1,131グラムを21グラム下回っている現状です。管内では、能代市が1,108グラム、八峰町は889グラムであり、全国と県平均をいずれも下回ってい

る状況です。

秋田県の第2次廃棄物処理計画では、ごみ排出量を平成22年度には36万4,000トンに削減する目標を掲げております。これを1日1人あたりに換算すると約858グラムとなり、3年後の県の掲げる目標値をクリアするのは、それほど困難ではないと考えております。

また、議員がご指摘する環境省の目標値は家庭系のみの排出量であり、当町の場合、平成17年度ベースで換算すると約715グラムとなり、各家庭での食物残渣の減少や水切りの徹底等、努力すれば達成できる範囲だと思っております。

ご存知のとおり、現在、町では資源ごみを缶・瓶・ペットボトル・古紙を分別収集しております。4月からは全町ステーション化にあわせて瓶類を3色に分別収集することとし、このほど、ごみの出し方、分け方のポスターと「まぎらわしいごみ一覧」表を全戸に配付し、分別化の周知と町民へのご協力をお願いしたところであり、一層の推進を図ってまいります。

また、生ごみは減量化の大きなポイントの一つであり、十分な水切りをした後に排出していただくよう、ごみ予定表やお知らせ版を通じて随時ご協力をお願いしてまいります。

家庭用コンポストにつきましては、過去に峰浜、八森の両地区において普及に努めてきた経緯もあり、現在でも庭や畑のある家庭での利用も見受けられますが、水分や温度、微生物の管理などが必要であるため全町的な普及には至っていないのが現状であります。

去る3月4日に開催された「能代山本地域ごみゼロ秋田推進会議」において、ダンボールによる生ごみの堆肥化について「コンポスト見直し隊」の事例発表がなされ、当町からも数名参加しております。今後、コンポストも含めた生ごみの堆肥化を独自に取り組んでいる組織やグループがあると伺っておりますので、先進事例や情報を収集し、廃棄物減量化等推進委員会で協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員、再質問はありますか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 庁舎建設に町有林の使用は時間的余裕がないという答弁でございましたけれども、なるほど、今、設計盛りだろろうと思います。それから設計をして材料を拾い出したしまして、材料調書をつくって、それによってどのぐらいの材積が必要なのか、それを基にして伐採するとなれば、なるほど時間的余裕はないものと私も思

います。

しかし、ある程度の見込みで大体平方当たり、1平方当たりどのくらいの材積が必要かというのは、おおよそ経験等が出るわけですので、見込みで伐採してすぐ集材して製材という形になれば、どうにか私は間に合うんじゃないかなという気もいたしております。

それから、コスト面からどうしても町有林を活用するとなると高くつくという答弁でありましたけれども、先ほど来言っているようにコスト面からだけ論ずるのではなく、環境面、景観の間伐をして森林環境をよくする、それから付加価値として認めてもらうよう、そうすればコスト面がその分吸収できるのではないかなと。先ほども申したように老木になればCO₂の吸収量が少なくなりまして、むしろ機能が低下して地球温暖化を促進すると言われておりますので、そういう面からもぜひ考慮していただきたかったなと思っております。

それから、間伐の利用についても同じような理由であります。コスト面からのみでなくて、それを使用することによって周りの景観のよさ、環境への優しさをアピールすることにつながるんじゃないかなと、こう思います。

次に、CO₂の削減についてであります。町長も行政報告のときも言っておりましたけれども、この新エネルギービジョンをまとめるのに大変職員の方々、それから委員の方々、非常に難儀したんだろうと私も思っております。

しかし、この内容を私も見させていただきましたけれども、町の灯油の消費量だとか電気の消費量、これをいくらかと定めたのには非常にちょっと疑問を持っております。灯油等に関しましては県の消費量から1人当たりを割り出して、それに町の人口を掛けて町の灯油消費量、このようにしております。それが実態と見合っているのかどうかは私もわかりませんが、従来であれば町で本当に消費されている量をやっぱり把握する必要があったのではないかと。それから、ガソリン等についても同様であります。だから、この数値というのは非常に曖昧な部分があるのではないかなと思っております。

それから、この目標の数値をどのようにクリアするのかという尋ねに対しての答弁であります。これもちょっと不確定でありまして、灯油の消費で何キロ、電力でいくら、ガソリン消費でどのぐらいと各個別のその数値についての答えがほしかったなと、こう思います。それをクリアするためにやっぱり努力するという姿勢が必要なのではないかなと思っております。

定住促進に関しましては、空き家等活用していただくという答弁でありましたけれども、この空き家実態の調査を町でいたしまして、この前、私たちに報告をしていただいたんですが、当然空き家も持ち主がおりますので、持ち主が本当に貸してもいいのかどうか、貸付の条件等をまだそこを詰めてない段階だろうと思います。それらをクリアしなければ空き家の貸付制度も機能しないということになります。ですから、やっぱりCO₂の削減から、それから定住促進を図る意味、そういう面からもやっぱりせっかく間伐材をただ捨ててる状況ですので、いくら補助あるといいましても有効利用を図るという観点からやっぱり、100本ぐらいやっぱりこう家を建てるといふ人にはあげてもいいのではないかなと私は思いますので、いま一度その点についてのご答弁をお願いいたします。

日本の住宅は平均26年で壊されております。ほとんどの方はフラット30だとか35ということで、35年、30年ないし35年のローンを組んで家を建てております。これが全国平均ですので、八峰町の場合はこの26年よりももっと長く皆さん利用されているようですが、つまり25年から30年後のごみを皆さん作っているというような状況であります。国の方でも今これを改めようということで、それこそCO₂の削減は政府挙げて取り組んでいる事業でございますので、200年住宅ということでまず3世代にわたって住めるよう、そういう住宅をつくらうとしております。そのことによって環境、CO₂の削減にもつながっていくということになるんだという話であります。

庁舎の建設に際しては、なるべくまず100年、200年と耐えるような立派な庁舎となるよう望んでおります。いま一度、それらも含めて町長の答弁をお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの11番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） まず、庁舎の関係ですけれども、木造建築なんで、そういうふうな状況ですね、使用できて建築できれば、これは一番いいわけですが、今議員がおっしゃったように今設計をやっている段階、材積調査はする、そしてこれに見合う森林資源はどの程度必要なのかと、そういうもののまず過程があります。仮に決まったとしても、今度はやっぱり実際の使える木がどこにどの程度あるかという調査もして、それを今度入札したり契約をしたり、切る業者はある一定の期間がかかる、そして搬出をして製材所まで運んで、さらに短期間であればあるほど乾燥しなきゃならないという問題とかですね、さまざまな工程がございます。そういう中では、理想的なんですけれ

ども、やっぱり今回の場合は物理的に間に合わないんじゃないかなと思っています。

ただやっぱりコスト的な面からはあまり云々ね、これが重要なんですけれども、予算からいくと結局これらのかかる経費というのはもう単独事業でやらなきゃいけないんで、そういう面で行くとやっぱり予算的にもかなりかかることはかかるという事情がございます。

いずれ見込みで伐採というふうなこともありますけれども、現在、三井の山もですね、まだ作業道がしっかり整備されていない状況で、そういうものまでそうすぐ簡単にできるというものでもございませんので、まず今回の場合は、そういう事情だということですね、ご理解をしていただいて、ただ、建築にあたって今一番最後におっしゃられたように、できるだけ少ない予算の中で丈夫で長持ちするようなものをですね、建てるようにお願いをしていきたいというふうに思っております。

それからCO₂の削減の関係で、この町の建てた計画の中に全町的な全家庭のすべてのエネルギーを全部細かく調査したというのではなくて、今回の場合は公共的な施設とかそういうものでの調査は全部済んでいます。だから、さっき掲げた目標も、これはそういうものを基にしながら、この後、公共的な施設、我々として、町として取り組んでいくものはどの程度取り組むのかという、そういうものが今回の計画の中身になっております。したがって、この後、全町民にどういうふうな形でそれを浸透させながら、理念的にも、あるいは具体的な目標的にもやっていくのであるためには、もっと詳細な調査をしながらやっていかなきゃならないと思います。もちろん議員がおっしゃったように県の資料をもらって人口割でやればいいという、そういう話もありますけれども、例えばその町村によっていろいろやっぱり違います。近くは、例えば三種町であれば部分的には山が全然ないところもあるしね、うちの方みたいに山がすごく多いところもあれば、各町村のやっぱりそういう細かい産業構造とか人口構造とかですね、地域事情によっていろいろ違ってきますので、やはりその町に合ったいろんなデータを収集しながら実態に合った形での計画を立てていくということが必要ではないかなと思っています。

町の計画の中でもですね、この人口計画の中にありますけれども、具体的に例えば職員として何をやらなきゃならないか。いずれですけれども、例えば照明器具であれば、昼休みとか晴天時は不用な電気は消すとかですね、残業に使われていないところは消す、細かくいろんな職員がですね、これからやっていこうとする、そういう具体的な目標、行動について書いております。それを庁内でいろいろ検討しながらですね実行に移して

いきたいと思っておりますので、できるだけ細かい形でそういう計画の目標が達成できるように頑張っていきたいというふうに考えています。

それから、さっき間伐材を提供して地域に居住する人には、木を伐採しながらですね、柱をあげたらどうかという話がありました。確かに定住促進の一環の一つであることについては、それはそのとおりでと思いますけれども、ただ、定住促進の場合はそれ一つが要素でなくていろんな要素が絡み合っていますので、いろんな広角度な総合的な対策をしていかなきゃならないと思います。

さっき申し上げた空き家調査については、先日皆さんに資料をお渡ししたわけでありましてけれども、町では、それを基にしながら具体的に空き家の持ち主に対して、斡旋することについて同意するとか、そういうものを全部調査して同意を得た方をさらに公開をしながら、本人の了解を得てですね、そして売ってもいいよということであれば、そうすると買う人とのつながりはですね、これは町が入るんじゃないじゃなくて、情報は提供しますけれども、そういう話があれば民間の業者でやってもらうように、業者とのそういう契約もしながら具体的に進むように今進めておりますので、少しずつ今これからの中で実効が上がっていくんじゃないかなと期待をしているところでございます。

そういうことで、まずやれることは頑張っていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員、ほかに質問はありますか。11番。

○11番（柴田正高君） 3月の6日に秋田杉の土木利用を考えるというシンポジウムがありました。これは米代川流域エリア、産学官事業の最終、2008年が最終年度を迎えるということで、その発表会みたいなものでありました。私も出席要請がありましたけれども議会が開催中でしたので出席できませんでしたが、後で資料をいただきました。それによればですね、いろんな研究成果が発表されましたけれども、木の橋はもう実用化できる段階まで来ておまして、長さが15メートルから20メートルクラスの小橋の標準設計、積算の整備はもう完了されたそうであります。このクラスの橋は国内で最も多いクラスの橋だそうであります。町にもこのクラスの橋は幾つもあるんだろうと思います。注文があれば、すぐにでも架けられる、対応できる状態だという資料であります。

先ほど来申しておりますけれども、コスト面では2割ほど、コンクリートの橋より2割ほど高くつくそうであります。しかし、景観のよさや環境への優しさを付加価値とし

て考えれば、この2割くらいは十分吸収できるのではいかなと、こういう感じがいたしました。補助金も当然、コンクリート橋と同じように補助がつくそうですので、今後、町の方で橋の架け替え等ありましたら、ぜひ一考いただいてもいいんじゃないかなと思っております。その点について町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先日、議会の方にですね、橋の件についてもこれからいろいろ耐久性とかですね、それから実態はどうあるのかという調査を進めていくというお話をしましたけれども、そういう中でそういう事例があればですね、いろいろ環境面のこともわかりますけれども、やはり町としてはコスト、耐久性とか含めながらですね、総合的に考えて、今言った意見も参考にしながら考えていきたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） これで11番議員の一般質問を終わります。

次に、1番議員の一般質問を許します。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 議席番号1番、松岡です。久しぶりに一般質問をいたします。

「簡潔に」の声もありますが、なるべく簡潔にしたいと思っておりますが、内容のある答弁も合わせてお願いをしたいと思います。

大きく3点について質問をいたします。

はじめに、学校給食についてお尋ねをいたします。

現在、我が八峰町は、コスト面で有利なセンター方式を採用しております。これは、ご存じのように一つのセンターで調理して何校かの学校に配送するという方式であります。これはコスト面では大変有利な面があるわけですが、一方では、作りたてでない、いわゆる配送に時間がかかる、それから当然、調理の時間が短く制約される、こうしたデメリットも合わせ持っております。ただ、学校が小さい学校だと、いわゆる自校式として自分の学校で作る、その方式はあまりにもコストがかかり、なかなか実行できないのが全国の給食の実態であります。当然、我が町の学校も小規模でございますので、現在のセンター方式をとっているのだというふうに判断をしておりますが、今、食の問題はいろんな事件を含めて世間を賑わせております。当町も来年から八森地区の小学校が統合して、ある程度の生徒の数になります。その後、学校統合が進んでいくものと考えております。そうした意味では、作りたてを食べられ、また、調理にも十分の時間のとれる自校式を今一度検討する、検討してみてもは如何なものでしょうか。町長の考え方をお尋ねいたします。

次に、給食費についてお尋ねをいたします。

毎日のように新聞には、学校給食の値上がりの記事が出てまいります。先日、秋田市内は全学校で5%でしたか、の値上げを答申したという記事が出ておりました。ご存じのように食品の安全性が問題になり、さらには世界の穀物事情の影響から、ほとんどの食材が値上がり、もしくは値上がりの傾向にあります。そうした中で、当町の1食当たりの給食費は全県、全国的に見ても、うんと下の方に位置しております。これは保護者にとっては本当にうれしいことですが、もう一方考えると、いわゆる1食の単価は食材費の費用であります。そうした意味で、このたびの食材の値上がりに対して我が町の給食費、1食当たりの値上げは考えているのか、お尋ねをいたします。これも教育長にお願いいたします。

また、今話しましたが賄材料費、これを食数で割ったのが現在の1食当たりの単価にしておるのが当町の方式であります。今ほど食の安全、これが問われている時期はありません。今までも何度か値上げの話は出ましたが、いろいろ工夫しながら頑張って値上げしないでいきたいということで本日まで来ております。おかげさまで当町は、地場産食材の使用料が全県でもトップクラスの高い使用率を誇っております。これを堅持しながらさらに深めていく、そういう意味からも、もちろん食の安全、あるいは食育という意味からも今後、食材の値上がりに対応する町の考え方として、賄材料費をそのまま食材、給食費に反映させるのか、それとも、いや、少くくは町で援助してもいいんだという考えがあるのかどうか。これは当然、今回の予算計上にも値上げはしない方向で計上されております。ただ、世の中の経済状態からして、4月以降の食材並びに関連の物資の値上がりは火を見るより明らかであります。そうした中で、万が一、年度途中で、いや、食材費が値上がりして今の単価ではやっていけないというときに、どこかの学校みたいに1食欠食にするだとか、材料費がないので弁当持ってきなさい、そういうことをやろうとするのか、それとも年度途中で予想されるときは、いや、町で援助してでもこの単価で年間を通すという考えなのか、この件に関しては町長にお伺いをいたします。

次に、2つ目の地球温暖化防止対策についてお尋ねをいたします。

先ほど柴田議員さんからの質問もありましたので、もしかしたら重複するかもしれませんが、私なりの質問を述べさせていただきます。

日本の国の高度成長の時代、いわゆる使い捨て時代を私方はずっと経験してきました。今ここに来て、循環型社会に移行しなければならないということが大きく叫ばれており

ます。これは、とりもなおさず現在利用されていないもの、これをどのように活用するかにかかっていると思います。先ほどの柴田議員の答弁にもありましたが、今、我が町ができること、我が町がやらなければならないこと、あるいは住民一人一人が今すぐできることは何なのか。先ほどの質問にありましたように、先日、地域新エネルギービジョンという冊子が渡りました。私もずっと目を通してまいりました。まさに、これに書いてあるとおりであります。ただ最近、テレビ・ラジオで公共広告機構のコマーシャルに「知ってるけどしてない」、町長ご存じですか。「知ってるけどしてない」。みんなわかっているんだけどやってないということを公共広告機構は声を高くしてやっております。まさに私、それになってはいけないというふうに思うんです。ビジョンが、素晴らしいビジョンができました。年次計画といっている余裕はもうないと思います。今、何から手をつけれるのか、また、当町にとって何をやらなければならないのか、具体的に進めていかなければならないものと考えております。

例えば食品残渣であります。食べ残しだとか食べ物から出る残渣です。もちろん各家庭から出るものもあります。業者が出すものもあります。給食センターから出るものもあります。今までだと水を切ってごみに出したり、あるいはコンポストに入れたりしていました。私は一つのアイデアとして、もちろんこれを堆肥とか飼料に還元するんですが、白神の微生物を活用する。これこそ我が町の使命だと思います。もう既に研究は進んでおります。実用化もしております。ですので、八峰町ならではの食物残渣の利用、これもすぐ取り組めることだと思っております。具体的に町長の取り組み姿勢をお伺いをいたします。

下にちょっと米印があります。白神微生物利活用研究会というのがあるのをご存じでしょうか。私も深いところまではわかりませんが、もしこの会に加入してなかったらすぐにでも加入して、ここの内容等、微生物の活用を積極的に進めてほしいなというふうに思います。

次に、廃食油から作るバイオディーゼル油を精製することについてお伺いをいたします。

これも、もう全国で事例としていっぱいあります。食べ物を、天ぷらを揚げた後の食用油を集めて、それからディーゼル油を作るという方式です。そんなに広大な設備はかからなくて製造ができるわけですので、早くこれも、ごみでなくて、もう油は全部集めるんだということをすぐ実行してほしいなというふうに思います。

次に、林地残材、いわゆる山に放置されている木材についてお尋ねをいたします。

我が町は面積の大多数を山林が占め、また、先ほど11番議員の質問にもありましたが間伐、除伐の遅れているところ、また、やらなければならないところ、やった後、山に放置されている残材、いっぱいあると思いますし、我が町にとってはごみでなくて貴重な財産だというふうに思っております。これの利活用は、いろんな機関でいろいろ研究しておりますが、我が町が、いの一番に取り組まなければならない問題だと考えております。確かにどの方式をとってみてもコストが合わないんです。でも、これは、私方は業者じゃないんです。コストのことを言っているんじゃないんです。いわゆる地域全体で環境対策に対する取り組み姿勢を示すために、当町にある現地残材を活用してみんな地球環境を守るんだということを形で子供たちや住民に示していく、そういう意味では早い時期にこの取り組みもお願いしたいなと思っております。町長の考え方をお尋ねします。

現在、潟上市では、これは建設業者の方なんです、この木質、廃油と木材を利用して木質ペレットの製造に励んでおります。膨大な初期投資をしております。さらには、コストを下げるために大変な御苦労されておられるらしいんですが、一度は行ってみたいというふうに思っています。この先、おそらくコストを下げたり、いろんな意味で実用化に向けて進んでいくんだらうというふうに思っています。当町もいっぱいある山の残材、これの利活用に取り組んでほしいと思っております。

それから、今度は各家庭でできる木材の利用の仕方、一番手っ取り早いのが薪ストーブです。現在でも町内、今年は特に灯油が高くなったので薪ストーブ焚いている家庭がすごく増えてきました。もう3軒くらい行けば煙突から煙が出ています。何かほのぼのと暖かい気持ちになります。それ以上に、やはりほとんどの焚いている薪は自分の山なり、あるいはどこかの住宅をほご（解体）したときにもらってきたりして、まさに自家製の燃料でストーブを焚いています。町長、どうですか。薪ストーブに補助する考えはないですか。おそらくこれが実現できれば、いや、俺の家でも、せば、薪ストーブ焚くかという家庭が出てくると思っています。もちろん、CO₂の削減ももちろんですが、そういうことが地域に対するアピールだというふうに思っています。そういうことで、町長の考え方をお尋ねします。

次に、菜の花プロジェクトについてお尋ねいたします。

これは、もう皆さん新聞等で見たこといっぱいあると思います。最近では小坂町がこの先進地です。菜の花を植えて、そこから菜種をとり、それから油を搾って、これは食

用の油ですが販売したり、あるいは自家用で使ったりしています。もちろん菜の花を植えるのは使ってない耕地、何という…放棄している、田んぼとか畑とかの使われなくなって放置しているところ。何年かすれば、もう耕地でなくなるという話を聞きました。できれば、こういうところを利用して菜の花を植えてもらえれば、きれいな花が咲いて環境対策には、環境教育にはすごい役立つことだというふうに思うんですが、若干の援助をしてもですね、ただ荒らしておくよりは花を植えてきれいにして、そして菜の花プロジェクトに参加していくという、小坂町の例をとりましたが、本町でも相当な面積が利用されないでいると思いますので、この取り組みもしてほしいなというふうに思います。我が町では今体験メニュー、白神体験センターでさまざまな体験メニューをつくっておりますが、この菜の花を植え、菜種をとり、それから油を搾って家庭で使う、その廃油を集めてバイオディーゼル油を作る、それで白神体験センターのバスが走る、夢のような話ですが、そういうことをやはり提案して行政でやることによって地域全体が、あっ！八峰って環境対策に積極的に取り組んだというアピールにもなると思いますし、環境教育という意味では、もしかしたら体験センターのお客さんが増える可能性もあります。コスト面だけを考えると相当今の段階では高いものにつくかもしれませんが、教育というものは、私はそうだと考えます。コストが間に合うのであれば業者がやります。でも、やらなければならないことは、やはりコストが高くても行政が率先してやるべきではないかなというふうに考えますので、取り組み姿勢を町長にお伺いをいたします。

最後に、アイドリングストップ宣言を何年か前に佐藤克實議員が言っていました。八森町の当時です。アイドリングストップ宣言をしてくださいという提案をしたのに、それも全く、その当時の私答弁は覚えておりませんが、いまだに実現しておりません。

去年の夏に孫の野球大会を応援するために山本町に出かけてきました。野球日和で大変暖かい日で、それ以上に私も熱くなったんですが、山本町の町営球場の体育館とのあの広い駐車場にいっぱいの中ですら1台だけエンジンのかかっている車がありました。残念ながら八峰町のマイクロバスです。夏のあの暑い日にずっと子供たちを乗せたバスが帰るまでエンジンかかっているんです。注意できなかった私自身も情けないなと思いました。ただ、何百人という子供や保護者の皆さんが、子供たちの野球、バスケットを応援しにああやって暑い日に集まっているところで、あの駐車場のど真ん中で我が町のマイクロバス1台だけがアイドリングしているんです。私は、やはりこれは欠如だと思います。早く手をつけないと、本人はおそらく悪気はないんだと思います。暑いからエ

アコンかけて、私、中で休んでいるというのだと思います。でも、これはもう町全体、当然、庁舎からアイドリングストップを宣言しながら地域全体にそういう意識を変えていかないとだめだということをお願いすべきだと思います。町長、アイドリングストップ宣言をする気があるのかどうか、お尋ねをいたします。

以上、大きく3点について質問をいたします。

すいません。

すいませんでした、3つ目を忘れていました。

3つ目は、納税組合に対する町の考え方をお尋ねいたします。

納税組合も八森地区と峰浜地区が合併して若干中身が変わりましたが、と同時に、納税組合に対する町の助成が大きく減らされました。最近、あちこちの納税組合から組合の運営が大変になってきたという話を聞きます。もちろんそれぞれの地域の住宅環境だとか家族の構成だとかという要因もありますが、中には運営費が少なく、納税組合に入っている魅力何もなくなったなという声もいっぱい聞かれます。今までだと1年に1回ぐらい、どっかに行って御飯食べてきて納税組合の旅行とまでいかななくても、レクリエーションという形でやってました。私、これ大変意義あることだと思います。その中で納税意識の高揚、いろんな意味で組織を支える力が生まれてきたんだと思います。能代山本郡内では、能代市を除くほとんどの地域でこの補助金が交付されております。能代市も二ツ井地区は残っておるんですが、そういう中で収納率を見ると、やはり納税組合のしっかりしているところ、ここが、収納率が高いです。当町も、ほかに負けないくらい収納率が高いわけですが、これをいつまで堅持できるのか。このさきを考えると、やはり納税組合の果たす役割というのは大きいと思います。他町村の例もあります。三種町は当町の倍以上の補助金を出しております。町長の今後の納税組合に対する助成、あるいは今後どうやって指導していくのか、考え方を、お尋ねをいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの1番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

最初に、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 松岡議員のご質問にお答えいたします。

はじめに学校給食に関して、学校が、統合が進む中で、これまでのセンター方式の調理に変えて自校方式に移行する考えはないかとのご質問であります。議員ご指摘のとおり自校方式にした場合、学校内に調理室があることによって子供たちが野菜等の食材の搬入や調理の過程を間近に見られ、さらには学校栄養職員や調理員との触れ合いも得

やすくなって、食に対して一層の関心を深められるものだと考えております。また、学校行事等による給食時間の変更等、柔軟な対応ができることや、配送時間を要しないために常に作りたての温かい給食の提供が可能となるなど、さまざまな利点もございます。

しかしながら、21年度に迫った八森地区の小中学校統合をしても、町内には小学校が3校、中学校2校の5校体制が残ることから、すべてを自校方式に使用とした場合、それぞれに栄養職員や管理事務の担当者を配置しなければならず、さらには調理場施設の設備投資に多額な費用もかかるなど、すべての学校を整備するには長い時間と多くの予算を要することになります。

文部科学省の発表によりますと、平成18年度5月1日現在、公立小・中学校における調理方式別給食実施状況では、全国で自校調理方式によるものが小・中学校合わせて率にして43.9%であり、その数が年々減少の傾向にあります。

本県においては、さらに実施率が低下し、小学校で28.4%、中学校では24.9%であります。能代山本管内において自校で調理している学校はございません。

自校方式には、先ほど申し上げましたようにいくつかのメリットもございますが、議員もご認識されておるとおりコスト面から考えると現状では極めて難しいものだと考えております。

ただ、センター方式のデメリットであります配送時間の確保のため、調理時間が制約され手作りメニューが不足がちになることにつきましては、作業工程の見直しや配送を含めた調理全般に創意工夫を講じながら、できる限り満足のいく内容に努めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、給食費について値上げを考えているのか、また、賄材料費の負担等のあり方について助成する考えはないかとの質問でございますが、給食費の値上げに関しましては、町長が先の予算編成の方針の中で申し述べましたとおり、穀物相場や原油価格高騰の影響で食材の大幅値上げが必至であり、現状の給食費で対応できるかどうか不安な面もありますが、低迷する雇用情勢、地域経済を考慮いたしますと値上げには踏み切れず、20年度は据え置きにすることとした次第であります。

参考までに当町の給食費の状況は、先ほど議員からお話しありましたように全県的にも安く、小学校児童の単価は県下最低の235円、中学校生徒に関しましても最低から2番目の265円であります。なお、能代山本管内の給食費の単価は総じて低く、当町同様、下位に位置しておる状況にあります。

給食費の値上げに関しましては、県下25市町村中、値上げを検討しているところが秋田市を始め6市町村ありますが、この中には町村合併時に構成団体間の給食費の統一が出来ず、この機に値上げを図り、単価の統一を進めようとしている1団体が含まれております。大勢は20年度において検討し、21年度から値上げを予定しておるようでございます。能代山本管内では、現在のところ値上げを予定しているところはありません。

また、食材価格の動向につきましては、小麦粉の卸売価格が昨年10月の10%引き上げに続いて本年4月からはさらに30%の引き上げや、穀物飼料、原油価格の高騰で生肉や乳製品、キノコ類が10%から20%の値上がりをしております。このほか製品につきましては、市場での価格競争が激しく、すぐには卸売価格を小売価格に転化出来ずにおり、業者の在庫放出によって現在は値上げに至っていないようですが、4月からは確実に値上がりするものと考えております。

当町の食材調達において大きなウエイトを占めておりますのが、現教育庁の外郭団体であります秋田県学校給食会であります。ここでは、本年度の値上がり分について、1年遅れで20年度の価格表に反映させることにしております。その後の値上がりの対応については言明を避けており、独占的に供給を行っております牛乳とパンの値上がり分については、まだその額がつかめない状況にあります。

また、賄材料費の負担のあり方につきましては、学校給食法並びに同法施行令の規定によって給食施設の設置者が人件費及び設備の修繕費を負担し、児童または生徒の保護者が残りの経費を負担することとしており、能代山本管内はもとより全県や全国的にもこの負担区分に従っているところであります。

助成の面につきましては私の方からもお話しをお答えし、足りない部分を町長から答弁していただきますので、よろしく申し上げます。

現在、先ほど申し上げましたように値上げの予定はありませんが、不特定な要素がたくさんありましてやむなく値上げを、年度途中で値上げが必要になった場合には、ある程度の町の負担も考えていかなければならないものと私は考えております。

なお、新年度においては、今後の食材の値上がりに対応するためある程度値上げにしても安心・安全を求めるのか、それとも値上げを抑えて最低限のものでも「よし」とするかなど、望まれる献立メニューと、それに見合う適正な価格を検討するために、費用負担する側の児童生徒の保護者並びに食の指導にあたる学校の教職員を対象に意向調査を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、町長の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 松岡議員のご質問にお答えします。

まず、最初に学校給食の関係で、今教育長の方から申し上げられましたけれども、ご存じのようにこれまで学校給食については、文部省の方では保護者が人件費とか修繕費とか、そういった経費をですね、やっぱり全て負担するのは大変なので、原則的には実費負担という形で賄材料費に絞ってですね、負担をして頂いているのが状況でございます。勿論当町でもそういう考え方でやってきています。

今、教育長の方から申し上げられましたけれども、現下の情勢からいくと食材の値上がりは否めない。次々にやっぱり値上げが予想されるということがございます。それからまた、これから地産地消とかですね、地元の材料を使うと、どうしてもコストアップしていくという事情もございます。そういう事情から、当然、ほかの町村で検討されているような変更についても検討していかなきゃならない時期には来ていると思います。ただ20年度ですね、先ほど言ったように予算がないから欠食する分というのはできないわけで、20年度は少なくともこのままの状況で、必要であれば町から財政指導しながら、この父兄負担で乗り切っていきたいと。21年度に向けた中では、さっき申し上げたような事情をですね、考慮しながら、適正なものはどうなのかということの議論を今年、20年度でしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは次にですね、地球温暖化の防止対策についてであります。

地球温暖化に努めることは、今や常識と。先ほど松岡議員がおっしゃったように「知っているけどしていない」というふうな話もございましたけれども、そのとおりだと思います。日本各地において、その特性に合った温暖化防止対策をしていくということが必要だと思います。

本町でもエネルギー問題や地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの削減など、地球環境問題に地域から貢献することを目的に、このたび八峰町地域新エネルギービジョンを策定しました。先ほど柴田議員にもいろいろとお話ししたとおりでございますけれども、ビジョン策定と並行しながら八峰町地球温暖化防止実行計画を策定し、八峰町内の公共施設や公用車などから排出される温室効果ガス排出量を5年間で8.4%削減することを目標に掲げて新年度から実践しようとするところであり、新庁舎への地中熱ヒートポンプ導入もその一つの取り組みであります。

松岡議員が提案されている食物残渣や廃食油の活用、林地残材や住宅廃材を活用した木質バイオマスなどについては、新エネルギービジョン策定時においてもいろいろ検討したところでありまして、その内容を冊子にまとめたほか、概要版について町内の全家庭に配付したところであります。

本ビジョンは、本町には木質バイオマス、太陽、風力、海洋、地中熱、中小水力など自然エネルギーが豊富に存在しますが、立地条件や技術的な問題から現状では導入が困難なものもあり、それらを考慮した結果、制約条件が少なく活用の実現性が高い重点プロジェクトとして、「太陽光・マイクロ風力発電」、「木質バイオマス」、「地中熱」、「廃食油活用」などを掲げております。

新庁舎の冷暖房の熱源を選択する際、様々な観点から「地中熱ヒートポンプ」を採用することに決定いたしました。木質バイオマスを積極的に利用することは、地球温暖化対策やエネルギー問題対策でなく、森林の保全や林業振興にもつながるものであるというふうに認識しておりますので、公共施設へのチップボイラー等の導入や家庭のペレットストーブの普及促進についても今後の課題として検討してまいりたいと思います。

家庭や業者、給食センターから出る廃食油をBDFとして精製する取り組みについては、町ぐるみの資源循環利用の意識の高まりや環境活動への参加を促す効果的なものと考えておりますので、製造装置導入も含めて検討してまいりたいと思います。

また、白神バイオ利用促進協議会には現在加入しておりませんが、白神由来微生物の活用は今般の農林水産物加工施設の活用をはじめ環境浄化に有用なものがあると聞いておりますので、今後可能性を探ってまいりたいと思います。

菜の花プロジェクトにより資源循環型の地域づくりを推進しようとする自治体も増えておりますので、先進事例を学びながら農業振興とあわせて推進できないかなど、研究をしてまいりたいというふうに考えております。

そしてまた、本町において資源循環型社会の形成に向け地域新エネルギービジョンを策定しましたが、地域住民が参加しやすい体制を構築するため、地域省エネルギービジョンやバイオマスタウン構想の策定も検討してまいりたいと考えております。

新年度においては、地球温暖化対策を地域ぐるみで進めていくため八峰町地球温暖化対策地域協議会を設けることにしており、その中でアイドリングストップ宣言など普及啓発及び環境教育についても議論してまいりたいと思います。

なお、本町では白神山地や里山の自然環境を活用したエコツーリズムを推進しており

ますが、これに地球温暖化防止対策に関する環境教育などもプラスした八峰町バイオマ
スツーリズムなどについても今後の検討課題であるというふうに考えております。

次に、納税組合に対する町の考え方についてのご質問にお答えします。

当町の納税組合は、平成19年4月現在、八森地区26組合、峰浜地区45組合で、全町で
71組合、世帯数2,319戸で構成されており、町内全戸数の約72%が加入しております。
各組合におかれましては、町税や国民健康保険税の完納に向けご努力していただいております。
組合長をはじめとする役員の皆様には厚くお礼を申し上げる次第であります。

ご質問にありました納税組合の助成についてですが、現在、納税組合に対しては町補
助金交付要綱に基づく補助金の交付や集金袋の無料配付などを行っております。

町補助金につきましては、町村合併協議に際し、旧町村での交付基準の相違などもあ
り、納税額を基準とした制度から組合員全員の納付実績に応じて交付される制度とした
もので、1世帯当たり納期内完納組合員は3,500円、年度内完納組合は2,700円、その他
の組合が1,500円となっております。今年度は、平成18年度の町税及び国民健康保険税
納付実績に応じ、納期内完納組合25組合へ346万5,000円、年度内完納組合10組合へ46万
7,100円、その他の組合36組合へ169万5,000円の総額562万7,100円を交付しております。
旧町村での基準と比較した場合、交付上限額などの相違から中には交付される金額が少
なくなった組合もありますが、能代山本管内納税組合の補助金交付実績と比較しても、
当町が上位であります。

先ほど松岡議員から指摘ございましたけれども、当町の1組合当たりの補助金は7万
9,200円、三種町の場合は6万1,600円ですので、なおかつ三種町ではこの後引き下げを
との情報もあることでもありますので、郡市内では1組合当たりの金額としては一番高い
金額となっております。

組合としても、より多くの補助金を受けていただくために積み立てや集金の実施、組
合員全員の納税意識の高揚などがなければならない制度となっていることにご理解をお
願いするものであります。

また、納税組合の指導についてであります。納税組合は構成されている組合員によ
り自主運営されていることから、町として直接組合運営等を指導することはできません
が、納税組合長会議等において、納税組合の健全な運営のためには、組合の諸問題に対
し役員の一部で対応することなく、早めに役員全員で対応願いたいとの指導はしており
ます。組合運営にあたってはいろいろな問題があるかとは思いますが、健全な組合運営の

ためにも役員による早目の対応や役場への相談等をお願いするものであります。

税源移譲による町民税の増など、ますます自主財源であります町税の確保が重要となっており、国民健康保険税と合わせ、納付率向上のためには納税組合のご協力が必要と考えておりますので、納税組合に対しては、現在行っている補助金制度をはじめとして、出来る限りの支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

今指摘受けましたけれども、先ほどの地球温暖化防止の関係で、松岡議員から薪ストーブに助成はと突然言われましたので、今また検討しておりませんけれども、この後ですね、それが有効に働くものなのかどうか検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（阿部栄悦君） 1番議員、再質問はありますか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 何点か再質問をさせていただきます。

はじめに、まず給食センターのセンター方式、自校方式であります。先般、新聞を賑わしております中国のギョーザの件であります。自校式の場合は、自校式が冷凍ギョーザを使っている、センターが自校式の5倍、中国産の冷凍ギョーザを使っているという数字が出ております。おそらく使っている調理の関係者、栄養士も中国製であることをわかっており、おそらく自分たちの手作りを食べさせたいんだろうと思います。ただ、何でセンター方式がそういうふうに中国産の冷凍ギョーザを食べさせなければいけないか、皆さんわかっていることだと思えます。安くて簡単に調理できるからです。

先ほどからセンター方式がコスト面で大幅に安いと。勿論、存じ上げております。ただ、学校給食の本来の狙いは、盛りおがって（成長して）いく、栄養が必要な子供たちに必要な栄養をちゃんと食べてもらう、そして現在はそれに食育というのが加わっております。コスト面だけで私はセンター方式を選ぶのはどうかと思えます。どこでも質問されれば「いろいろ工夫をしながら」と言います。最近、その「工夫」が一部で「偽装」という言葉に変わっております。これも認識してほしいなというふうに思います。食は人間の体をつくる大きな要素です。さらに育ち盛りの子供たちに食べさせものですので、やはりそういう面を最優先したものの考え方を進めてほしいなというふうに思います。確かにこういう田舎の少人数の学校が集まる場所では、なかなか自校式が難しいのは百も承知しています。ただ、そうした中でも子供たちは毎日食べているんです。そういうことを考えながら、この後、学校統合が進んでいくと思われまますので、頭の片

隅に置いて、いや、何としたら自校式にできるのかということも、この後検討してほしいなというふうに思います。

それから、次の地球温暖化防止対策について。

いろいろ私も今まで知ったことを話ししたり、提案したりしました。町長に質問しても、すぐやるというのはなかなか出てきませんで、検討したり、これから議論していくということで、出来れば、いや、これあたりはすぐ手をつけてもいいんでないかなという思いはあるわけですが、なかなかそれが出てきませんでした。

3月4日の日に能代で行われた、能代はバイオマスタウンに今手を上げております。構築しようとしております。その中に私も出て勉強させてもらいました。残念ながら、能代市民は大きなホールが満員となるくらい入っていたんですが、八峰町からは私一人でした。どこも地域を挙げて取り組んでいることです。早く我が町も、出来ればここにいっぱい住民入って八峰町の環境をどうするのかと、バイオマスどうしていくという議論だけでもスタートしてほしいなというふうに考えますが、町長の意気込みをもう一度尋ねたいと思います。

次に、納税組合の件であります。三種町が八森より安いと言いましたが、これは1組合当たりの補助金が安いわけで、1世帯に直すと八森の倍近く補助金がいっていると思います。世帯数が全然違います。ですので、ただ、勿論上げればいいというわけではないんです。わかりますが、以前には加入している、納税組合に加入している人だけに補助金がいって、加入してなければいけないという話がありました。ただ、ちょっと考え方を変えてみましょう。納税率が下がれば誰が被害を被るんですか。町です。町民全体がそのリスクを背負うことになります。収納率を上げることこそが町全体の考え方で、その中の頑張る納税組合に支援するのが私は一部の支援だとは考えておりません。町全体の納税意識の高揚、それから収納率を堅持するための施策として、私はこの後もがんとして進めてほしいなというふうに思いますので、町長の考え方をもう一度尋ねます。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。

最初に、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 本来の狙いにつきましては、先ほど議員のおっしゃられたこと、全くそのとおりだと私も認識しております。ご意見を重く受け止めまして、できる限り満足のいく内容に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、加藤町長。はい、町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

1点目の給食センターの自校方式の関係ですけれども、確かにいろんな経過があって今、旧町村時代にお互いに金を出し合って今センターを建て運営しているわけでございます。そういう中で、ようやく定着してきたということでございますので、やっぱり当面はこの方式で頑張っていくことになると思います。

ただ、それにおけるいろいろな問題点があると思います。先ほど中国産の話もありましたけれども、最近、これは給食の食材のみならず一般に市販されている食品もそうなんですけれども、表示の仕方とか、あるいは原産地の記入の仕方、賞味期限のやつとかですね、食品表示が非常に紛らわしい、わかりづらい状況になってきています。そういう中でどれが本物かやっぱり見分けていくような、非常に難しい今状況に来ているんじゃないかなと思っております。勿論、産地とかはすぐわかるような食材だけ使っていけば問題はないとは思いますが、ただ、その中でもまた、できるだけその中でも安全なものもあるわけですので見定めをですね、きっちりしていくような、我々自体の勉強もしていかなきゃならないと思っていますし、そしてまた、やっぱりコストの問題も多少はやっぱり考えていかないとですね、全てやっぱり食材が、全部天井知らずで高くなっていきますと給食費が非常にふくれ上がっていきますので、その点はやっぱり考えていかなきゃならないと思います。

ただ、議員おっしゃるように確かに手元で温かいうちに自分方も作る場所も手を入れて、食べる場所も一緒にという思想は確かにわからないわけではないので、将来的にですね、学校がまた少なくなったというときまた改めてまた議論する時期、あるいはまた施設ですね、耐用年数とか耐用の状況とか改修の状況とか、そういうのも見ながらも、また考えるときが来るんじゃないかなと思っています。方向としては、今、自校方式じゃなくて逆に三種町のように新しいものを建てているという、そういう方式になっていることは事実でありますので、当面は今の給食センターを維持しながら安全な食材を提供するように頑張っていきたいというふうに思っております。

それから温暖化防止はですね、これやっぱり国も挙げて今、サミットもあるようにですね、取り組んでいくという重要な課題ですし、世界的な問題であると思いますので、やっぱり我々が足下から何ができるのか、それから町民がこれに向けた意識をどう高めていくのかということが非常に大事だと思います。そういう意味ではビジョンも作りま

したけれども、これにどう魂を入れていってしっかり実効上がる行動に移していくのかというのが、これからの課題だと思いますので、我々もまず策定するだけが目的ではありませんので、これに向けて今後頑張っていきたいと思います。

それから納税組合の関係ですけれども、本来やっぱり税を、納税組合を通して納めると収納率は非常に高いわけですので、それは大事な組織だと思って育成はしていかなきゃならないと思います。

ただ、ただ金出せばいいというものでもまたなくて、その中でやっぱり税に対する意識というものを高めていく、そしてまた納税の重要性というものを認識してもらおうという立場からすると、今、本来の納税貯蓄組合という、そういうところで一生懸命やっつけばですね、補助金も多くなるようなシステムになっていますので、各組合を通しながらそういう普及をですね、町民に図りながら頑張っていたきたいなど。町としてもいろんな、さっき申し上げたようにまた運営上で相談があれば、私らもそれに応じて頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 1番議員、再々質問ありませんか。

○1番（松岡清悦君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） これで1番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。午後1時より再開いたしますので、ご出席お願ひいたします。

午前11時45分 休 憩

.....
午後13時00分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

3番議員の一般質問を許します。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 岩館小学校の皆さん、どうも御苦労さまです。

何だか午後一番で緊張して胸がドキドキしますが、通告に従って質問させていただきます。

まず、始めに、ハタハタ館についてでございますが、今回20年度予算書を見ましたところ、ハタハタ館の管理運営委託料が1,800万円ということで増額しておりました。それを見たときに、リニューアルして、あのくらいお客さん来てかなりの営業収益が上がっているのに、なぜまたお金を出さなきゃいけないのかという、私は感じを受けました。本来ならば、今まで入湯税相当ということで、その委託料というのをやって

おりました。それでは安定性がないと。10万人にお客さんが来れば1,500万円、今度減ればまた1,300万円ということになれば、ハタハタ館の経営の方も大変だろうということで、それで一定価格にして1,600万円というお金にしたはずなんです、今回またあのぐらい利益が上がっている中で1,800万円を増額したのはどういう意味なのか。その時に全協でも、また、委員会の中でも聞いたんですが、要するにお客さんがいっぱい入ってきたから電気代、水道代、いろんなものの経費が掛かったからまた増額するんだということでありましたが、そうすればハタハタ館が儲かれば町がまた損する、ハタハタ館が損すれば町が損する、こういうことでは私はいけないと思います。やっぱりこれからはきちっとして、温泉使用料のこともあります、いろんなことがありますので、もう一定に2,000万円なら2,000万円、ハタハタ館にやりましょうと、そしてあんたたちはこれで営業しないということをはっきりしなきゃいけないと思いますので、今議会ではそれを私もはっきりさせたいと思います。

次に、町長が指定管理者ということでハタハタ館の社長になっております。今、峰浜地区と八森が合併してもう3年になりますが、前にも公務が大変忙しい中において、なおまた合併して忙しい中において、ハタハタ館の社長をやっているということはどうか。やっぱりきちんとした人を選任し、営業に見てもらおうような人をきちんと選ぶべきだと思いますが、町長はまだ指定管理者として社長を辞めないのかということをお伺いします。

それから、ハタハタ館の入浴料のことですが、今までは風呂の日ということで26日の日は安くしておりました。それもなくなりました。やっぱりこの町民だけでもいいから、町の町民の税金を使って成り立っているハタハタ館であります。やっぱり町民にはある程度の還元ということで、入浴料も少しは安くするべきだと思いますが、町長は如何お考えでしょうか。

次に、ぶりこ産直施設についてお伺いします。

当初、今、町長の行政報告の中でも売り上げが伸びていると、7,000万円、そして食堂部門を入れると1,000万円で8,000万円以上の収益があるということでございました。一番それはすごく良いことではありますが、中身です。地産地消というものを柱にして、ぶりこを開発しました。だが今見てみると、本当に地産地消というものがあるのか。地場産のものがあるのかというような、目を疑うような品物がいっぱいございます。魚もはじめの頃はやっていました。ところが海が荒れると魚がない。そうする

と1週間も魚があそこに展示されていない、販売されない。はじめのうちは、それを買った人に解体してやったり、調理してやる準備をしてあった人がいましたが、今はそういう人もいません。中には、たまたまその時に母さんたちの中で魚を下ろすことができる人がいれば、下ろしてやったりしているかもしれませんが、八森は魚がメインなんです。魚もない、物もない、ほかから持ってきたらば今後どうなるのか。今は、ただ売り上げさえ、何でもいいから売り上げさえ上げればいいんだというような、私の目にはそう思います。行政の方でたまには本当にうまく営業されているのか、地産地消を守られているのかということを見に行つてちゃんと検証しているのかどうかということをお伺いいたします。

それから3番目に、家庭用火災警報器の設置についてお伺いします。

八峰町でも痛ましい焼死者が出ております。まして県内では、今年の2月現在までに11人以上の焼死者が出ております。去年は多分、今現在では5名ぐらいだったと思います。かなりの倍数が増えています。一人でも犠牲者をなくするためには、早急に、23年5月末日までに設置が義務づけされておりますが、この間の広報にも載ってございました。これからもそういう義務づけを周知していかなければならないと思いますので、今後どのような周知の仕方をしていくのか。

また、今、町営住宅でも今回の予算では警報器設置がなされております。普通の家庭でも、大きな家庭だと、階段、寝る寝室、また、それぞれつけるれば、最低でも2個はつけなきゃいけません。さらにまた子供の部屋、それからお婆さんの部屋とかとなった場合には3つも4つもつけなきゃいけません。そうすれば1個大体5,000以上か、5,000円以内で買えるかもしれませんが、数を合わせれば数万円。やっぱりこの間のように灯油の高騰によって多少の、特定な人でございましたが補助をしたということもあります。先ほど午前中の質問にも、松岡議員からも薪ストーブの補助はないかということが質問されました。私も早く一人でも犠牲者をなくするためには、町の方でも多少は補助をして、購入者に対しては補助してやるべきじゃないかなとそう思います。如何お考えでしょうか。

次に、観光振興についてお伺いいたします。

今、県の発表では3,800数名でしたか、二ツ森登山者が。昔は、来たころは6,000、7,000という数が来ておりました。今は本当に激減しております。まして体験交流センターが出来てきて、その人たちが二ツ森に行っているのにかかわらず、あの数字と

いうことは本当に一般の客が来なくなっているんです。ほかにも来てないかという、青森県、藤里にはどんどんどんどん増えています。なぜ八峰町の山には来ないのか。それをきちんと、何が原因だかということを町の方では調べたことがありますか。やっぱり道路もあり、いろんな面がありますので、私は再三言ってきましたが、やっぱり安心して安全で景観を楽しませるようなことをしなきゃいけないと思いますが、町長は如何お考えでしょうか。

そしてまた二ツ森だけに執着しないで、ほかの山もありますから、ほかの山も宣伝していかなくちゃいけないと思います。昔は海と山と川のある町で我が町は売り出しておりました。今は海が3、7が山、3・7という割合で山に重点を置いていながらも、こういうような入山者が少ないということはどういうことなのか。本来ならば、海と山は大抵のところがあります。秋田県の中で海と山と川のある町ということは、横手は山と川のある町ですが、私たちは海と山と川のある、この3つがあります。それをもっともっと大事にしていかなければいけない。もう少し川も宣伝し、ヤマナ、イワナ、アユ、シャケの途上についても子供たちにも見せたり、いろいろ放流をさせております。県外からも来てくれることをいろいろやらなくちゃいけないと思います。これからは海と山と川を平均的な観光にしていかなければいけないと思いますが、町長は如何お考えでしょうか。

また、ポスター・パンフレットが作られております。また、今回の予算でもポスター・パンフレットが増刷されますが、本当にどこに配付しているのか、皆さんも多分わからないと思います。たまたま行けば道の駅とかにはポスターがあつたりしますけれども、パンフレットさえ見たことない人がたくさんいると思いますよ。まず先に町民にパンフレットを見せ、ポスターを見せ、町中にポスターを飾って、こういうすばらしいところがあるんだと。たまたま個人のことですが、店にお客さんが来ると「ああ、このハタハタのポスターいいな。どこであるかな」という人も結構います。そうすれば「役場へ行ってありますから」と言っても、一般の人はなかなか行けない。そうすれば「もらってきてやる」と言えば、役場にも何枚、かなり残ってあるし、もっともっと活用しなくちゃいけないと思いますが、これからポスター・パンフレット、どのような扱いをしていくのかお伺いいたします。

次に、あきた白神体験センターについてですが、ここに書かれているとおり、通告のとおり、はじめからすごい赤字だと。これは、はじめからわかることです。教育施

設では金は儲けられないんです。これは子供たちの将来のために町が金をかけてやらなきゃいけない。赤字になったからって文句言うことは、それは頑張ってもらいたいですけれども、いくら頑張ったって今の状況ではいい方向には行きません。泊める、御飯食べて、3食つけて、子供は2,000数百円。大人は6,000いくらかと。入湯料は全部ハタハタ館にいてしまい、御飯の食べたものもハタハタ館にいてしまい、そうしたら利益は何にもないです。ただ、あそこは場所を提供して泊まりなさいということで、そのかわり電気代から水道から何から全てこっちが払わなきゃいけない。今回ハタハタ館にやるお金があったらば、体験交流センターの人たちがハタハタ館の風呂に入ってお金をどんどん納めているんです。だからその分、体験交流センターの方に回してくれた方がずっと私はいいいんじゃないかなとそう思ってますが、教育長は如何お考えでしょうか。

また、今後どのような改善計画があるのかについてお伺いいたします。

以上、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 岩館小学校の皆さん、大変御苦労さまでした。

それでは、石塚正一議員のご質問にお答えいたします。

まず、ハタハタ館の委託料についてであります。ハタハタ館は平成6年3月にオープンいたしました。この施設管理委託料に関しましては、大湯村の温泉施設「フォルダー湯の湯」を参考に、入湯税相当額を委託料としておりました。また、入湯税分を委託料としてハタハタ館に還元することで、町民の福祉保健の増進と観光客の誘客を図ることを目的に低廉な金額で温泉入浴を楽しんでいただく狙いもありましたが、平成14年に委託料の定額制など、委託料の見直しが提起され、県内外の温泉施設の状況を調査し、委託料について検討しております。当時は入湯税相当額を委託料としているところ、温泉の入湯料等を一般会計の歳入とし、光熱水費等の管理費を歳出で支出し、あるいは人件費等を委託料としているところ、また、施設の管理運営に必要な経費を積算し、その施設の収入見込み分を差し引いた差額を委託料としているところなど、様々でありました。このため平成15年度から過去3カ年間の入湯税相当額の平均額を委託料として、平成18年度まで運用してまいりました。平成18年3月にあきた白神体験センターの建設工事が始まり、ハタハタ館の改修計画も進められるこ

とから、平成18年8月にあきた白神体験センターの併設に伴うハタハタ館の事業計画案を議会全員協議会で協議していただいております。この中で、あきた白神体験センターからの入浴者の受け入れ、温泉棟の新設及び宿泊事業を行うことから、大幅な管理運営費の増資が見込まれ、あきた白神体験センターが供用される平成19年度のハタハタ館の管理委託料を、入湯税相当額の実額でお願いしたところであります。平成19年度は当初予算において月1万人の入湯税額を見込み、町への納付月が11カ月であることから1,650万円の委託料を計上いたしました。平成20年度は12カ月で積算し、1,800万円を予算計上しておりますが、入湯客数の動向で光熱水費などの計費が変動いたしますので、当面は入湯税相当額を委託料としてまいりたいと考えております。

次に、町長がハタハタ館のハタハタの里観光事業株式会社の代表取締役を兼ねていることについてのご質問でございますが、ハタハタの里株式事業株式会社が発行している株は1,900株で、発行額は9,500万円となっております。このうち町が1,200株、6,000万円の出資を行い、筆頭株主となっております。また、町内企業や個人の株主は94人となっておりますが、町が発起人として設立した第三セクターでありますので、町長である私の責任で経営にあたらなければならないと考え、代表取締役に就任しております。このことは、株式会社ポンポコ山、有限会社峰浜バイオも同じであります。このことで特段公務に支障があったこともありませんし、株主総会で選任された取締役会議で決定されていることでもあり、また、出資者の株主の方々に不安を与えることがないようにするためにも必要であると考えております。

次に、町民への入浴料の割引についてのご質問であります。秋田県の公共温泉施設は他県に比べると入浴料が安く、気軽に利用できるものとなっております。ハタハタ館は入浴施設の大規模な改修を行ったものの入浴料は、以前の金額で据え置いております。また、ハタハタ館の常連の町民の方々は20回の回数券を購入しており、この回数券では1回の入浴料が300円となりますので、ハタハタ館の入浴料は決して高いものではないと思っております。

今後、町民を対象とした温泉入浴、岩盤浴、トレーニングルームの利用や食事をセットにした健康講座などを提供してまいりたいと考えておりますが、ハタハタ館は利用者を入浴料等で差別することなく、全てのお客様に親しみ喜ばれる施設として利用されるように努めてまいります。

次に、八峰町農林水産物直売施設「ぶりこ」についてのご質問であります。平成

18年4月にオープンいたしました産直「ぶりこ」の平成18年度の売り上げは、産直部門が5,620万円、食堂部門が860万円、合計で6,480万円でありましたが、あきた白神体験センター及びハタハタ館の建設工事や1月中旬からのハタハタ館の休業が影響し、販売手数料等の収入は、組合の予算額に対して47万円の減収となっております。2年目となります平成19年度の売り上げは、産直部門が7,850万円、食堂部門が980万円で、総売り上げは8,830万円となっており、前年と比較すると36%増加し、経営はほぼ軌道に乗ったものと思っております。産直の組合員においては、惣菜や生産物等の加工品の出品が増加しておりますが、一般小売店も組合員に加入していることから品揃えは100%地場のものと言えない面もあり、特に冬場は野菜等が品薄で品揃えには苦労しているようであります。

産直施設は、石塚議員のおっしゃるとおり地産地消の拠点施設ではありますが、地域住民の就業と所得向上の場でもあり、当町の地域産業に大きく貢献しているものと考えております。産直「ぶりこ」は誕生して2年目を経たばかりの施設で、まだまだ改善や工夫しなければならない点も多いこととは思いますが、今後、八森観光市、産直施設「おらほの館」などとの連携から、地域住民が自慢できる施設に成長させてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方からもご指導よろしくお願いいたします。

次に、家庭用火災警報器の設置についてであります。家庭用火災警報器の設置は平成23年5月末までを義務づけとする法律、改正消防法が平成18年6月より施行されております。いずれ各家庭において寝室などを中心に家庭用火災警報器を設置しなくてはならないこととなっております。町としても今後各家庭の警報器の設置を普及啓蒙するとともに、共同購入などによって安価での斡旋を図るなどの普及活動などを検討してまいりたいと思っております。

また、議員ご指摘のように、今年福祉灯油のように、高齢者世帯や一人暮らし世帯などの低所得者世帯を対象とした警報器購入にあたっての助成制度については、今後検討をして提案をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、観光振興についてのご質問にお答えいたします。

秋田県観光動態調査における平成19年度の八峰町の観光客の入込数は72万1,000人となっており、前年と比較すると900人程度減少しておりますが、これはハタハタ館が1月中旬から3月まで休業したこと、ポンポコ山交流センターが11月から入浴部門

を廃止したこと、また、8月上旬の天候不良で海水浴客が減少したことなどが挙げられます。この中で、ぶなっこだらへへの入山届では前年と同数の1万1,000人程度となっておりますが、環境省東北地方環境事務所が毎年実施している赤外線自動計測センサーの数値で二ツ森の登山者数は3,532人で、前年に比べ521人減少したと報道されております。二ツ森のガイド、延べ派遣数は137人で、前年を10人下回っておりますが、ガイド派遣の総延べ数は、あきた白神体験センターへの派遣が増加し、前年を106人上回る499人となっております。特に、留山のガイドは前年の80人から202人と大幅に増加しており、天候などの状況から二ツ森から留山へ移行したのではないかと考えております。また、宿泊数は前年の9,533人から1万5,529人と63%増加しており、あきた白神体験センターとハタハタ館の宿泊施設の整備が大きく影響しております。

当町は海・山・里山の恵まれた自然資源を活用した観光振興は大きな柱であることに変わりなく、今後、地域全体をフィールドに農林漁業体験、自然観察体験などのメニューを充実し、観光客数の増加と滞在型観光への移行を図ってまいりたいと考えており、石塚議員からご指摘のありました川の活用につきましても、これまで行ってきた水性生物採取や鮭の遡上観察を含め、真瀬川内水面漁業協同組合などと連携を検討してまいります。

観光ポスターにつきましては、平成18年度にブナとハタハタの2種類のポスターを各200枚制作しており、首都圏などのイベントや町内外の施設に掲示しております。

また、観光パンフレットに関しましては、毎年3万部制作し、問い合わせのあった際には県内外の方々に郵送しているほか、町内外の道の駅や交通機関、観光施設等にも設置しており、有効に活用されているものと考えております。

5番のあきた白神体験センターについては、教育長の方から答弁を申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 次に、教育長の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 石塚議員のご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるように体験センターは教育施設であり、青少年の心身の健全な発達を図るとともに広く生涯学習の振興に資するために設置されたものであります。利用者の皆さんには八峰町が持つ山・川・海の豊かな自然、そしてそこに暮らす人たちとの触れ合う体験活動を進めることによって、センターのキャッチフレーズであります「ほんの少し成長した自分に出会える場所」を体験していただくことが、あきた白神体験センターの目指すところであります。

センターの収入は、小・中学生が1,890円、高校・大学生が2,415円、大人が3,990円の宿泊料と、日帰り研修のために多目的ホールや研修室を使用する際の利用料金だけに限られております。町長が行政報告でも申し上げましたように、将来を担う人材育成を図るために子供たちには低料金で利用してもらえるようになっておりますので、現在のところ、これらの収入のみで施設を運営するためには指定管理者の一部負担を余儀なくされているのが現状であり、しかし今後とも、このような状況では「よし」とは考えておりません。しかしながら、センターを設置できましたことで交流人口も増え、町にはかなりの経済効果が望めることもわかってきました。したがって、今後も町内の関係施設等との連携を強化し、地域活性化につなげていければと考えております。

また、センターといたしましても、できるだけ持ち出しを減らすために、これまでも増して徹底した経費節減に努めていきますとともに、「施設は人なり」をモットーとして、利用者に喜んでいただけるサービスを提供できるよう職員研修に努め、併せて、町職員の接客・接遇研修の場としても提供し、その利用を図っていければと考えております。

平成20年度につきましては、学校団体の予約数は、今年度利用校数を既に上回り、現在はその他の団体の予約も徐々に入ってきている状況であります。月別に申し上げますと、5月、7月、8月、9月に関しましては、予約を入れるのが困難な状況であります。それ以外の月はまだまだ余裕があります。このことからわかりますように、当センターの課題の一つは、年間を通じていかに安定的に利用者を確保できるかということになるかと思えます。

これからは新緑の6月、紅葉の10月を中心に白神山地周辺での登山散策をメイン活動にした自主企画事業を展開するなど、あわせて石塚議員がおっしゃいました、山と川と海のある町を積極的に売り込む方策などを講じ、より多くの方々に利用していただくよう鋭意努力してまいります。

冬期間につきましても、雪の里山を舞台にした、体験活動を中心としたプログラムを構築し、さらには八峰町ならではの食に触れる体験などを織り交ぜた魅力的な事業を立ち上げていく予定であります。そしてリピーターになっていただくために、利用者の目的に合ったプログラムを提供できるように、さらに魅力的な体験メニューの開発にも力を入れてまいります。

いずれにしましてもオープン以来、大きな事故や苦情がなかったこと、多くの利用者に喜んでもらいリピーターの予約が増えてきていることが、はじめて施設運営の経験となったセンターの職員たちにとりまして、最大の成果であったと捉えております。本日、石塚議員からちょうだいしたご意見は、私どもへの大変大きな熱いエールと捉えさせていただき、今後なお一層PR活動に力を入れてまいります。その際は一般企業研修の場としての有用性を訴えるなど、新規の利用確保に努め、併せて、この施設で働く職員たちも一生懸命頑張った成果を実感できるような施設として、長く安定した運営を継続していけるように努力してまいりますので、今後ともご指導とご支援をくださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 3番議員、再質問はありますか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） ハタハタ館についてで、その管理委託料でございますが、これは行ったり来たりやったりして時間がかかる問題でございますので、これは委員会の中でも全体会に諮ってもらおうじゃないかということがありますので、これは後でまた町長に聞くこともあると思いますが、今回はここら辺にしておきたいと思います。

それで指定管理者、社長を辞めるべきじゃないかなという質問をしましたが、町長はまだ公務にも支障がないからまだまだ頑張るんだというようなことではございましたが、やっぱりもうそろそろ何か完全に、ぼんぼん黒字になるようなことを考えていかなくちゃいけないから、そこに常時いるような人。今のやっている人たちがだめだというわけじゃないけれども、本当にそこにいる人がやっぱり一番わかるので、もうそろそろ管理者の社長についても考えていくべきじゃないかなと思いますので、さらなる検討をお願いしたいと思います。

それから入浴料のことですが、他町村と比べれば安いというようなことではありましたが、ほかでは結構まず地元の人には還元してるんですよ。やっぱり先ほども言いましたように、風呂の日ということを楽しみにして、100円でも安くなれば行きたいなという人がいます。だからやっぱりあれは、そういうことは月に、毎日サービスするんじゃなくて、月に2度ぐらいでもいいから何かそういうことを設けてやってもらいたいという願いをしていきたいと思います。

それから、「ぶりこ」のことですが、本当は産直というものは本当に母さんたちが自分で作ったものをどこか売る場所がないかなと、自分たちのものを売る場所がない

かなということが始まったのが私は直販所だというように認識しておりますが、今、うちの現状では、もう商売の人があそこで営業しているような形でありますので、もう少しそこら辺を、もっともっと母さんたちをどんどんどん巻き込んで、ああ、これでもいいから売れるんだよ、こんな小さいものでもいいからやれるんだよと、というような方法を取っていかないと、独占企業みたくなっていますので、そこら辺のところはもうちょっと考えてもらいたいと思います。本当に地産地消で売っていく場所はここなんだと。こっちはもう商売のものなんだということをきちんと区別するなり、やっぱりこれからいろんなことを検証していかなきゃいけないと思いますので、よろしく願いをします。

あとそれに、せっかくの水槽も買ったのに全然活用もされてないので残念だなと、そう思っております。

それから、観光はいつも言っても進歩がないんですけれども、やっぱり宣伝の方法、ポスター・パンフレットも必要ですが、やっぱりある程度ただでやってもらえるようなテレビとか、いろんな、今はいろんな情報誌がありますので、そういうところの宣伝も活用していつてもらいたいということと、それからポスター・パンフレットは幅広くやっているような話をしてましたが、もうちょっと足りないんじゃないかなと。倉庫に何ぼか置かないで、全部足りないぐらいに何かしてくれるようお願いをいたします。

それから白神体験センターですけれども、本当に職員の方は一生懸命頑張って汗水たらして頑張って、また、楽しそうにやっているのが私ほうらやましいという感じは受けましたが、やっぱり最後になればお金が足りないということになれば、行動範囲も狭くなってくるし、行政の方でもうはじめから教育施設は何とか営業目的じゃないから、利益を目的じゃないから皆さんもう少し出して頑張ってもらおうと、そして将来に子供たちが八森に住んでいて、あのときこんないいことがあってやってもらったなど、そして都会に行って偉くなった人が「俺の八峰町は大変だから助けてやってくれ」、本当に官僚になったり、いろんな政治家になって八森を、八峰町をやってくれるような、そういうようなお金をかけて、白神体験センターを利用して子供たちに金かけることは、私はやぶさかじゃないと思いますので、今後いろんなメニューも考えているようですので、さらなる頑張ってもらいたいということをお願いして、いくら質問しても答弁は同じでございますので私は答弁はおりません。

○議長（阿部栄悦君） 3番議員、答弁は。3番議員、答弁はいいですね。

町長の方から答弁あるそうですので、加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 1点だけ、「ぶりこ」の関係ですけれども、「ぶりこ」は今、運営組合をつくって運営組合の中でいろんな運営をしておりますので、そういう中でいろんな問題が論議されておりますので、その自主性もやっぱり考えていただいて、石塚議員から見た目のことについては私どもでもお話ししますけれども、そういう立場で今は一生懸命頑張っておりますので、組合員の皆さんはあまり逆なでするようなことをまた言わないようにひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（阿部栄悦君） これで3番議員の一般質問を終わります。

次に、4番議員の一般質問を許します。4番今井一政君。

○4番（今井一政君） 質問の前に訂正をお願いいたします。議席番号が「5番」となっておりますが「4番」でございますので、よろしくお願ひします。

傍聴の方々、どうも御苦勞さまでございます。

私からは2点について質問をいたします。

施設園芸の助成について。

町の基幹産業である農林漁業は、今非常に米価が下落し、また、原油も昨年同時期の倍ぐらゐに跳ね上がっている大変厳しい経営状況となっております。そのため、再生産にもなかなか影響を来たしている。

こういった中において、やはり基幹産業である農業経営は非常に苦しい経営を強いられておりますので、今までも施設園芸の共済加入促進事業等、支援を受けておりますが、この原油高騰の部分について何かしらの援助が必要と思っておりますけれども、どうお考えかお伺ひいたします。

第2点目は、下水道工事の工期についてでございます。

町の下水道工事の発注は12月以降になっており、冬期間の工事になっております。この冬期間の工事というのは、当然、雪も降ります、凍結もします。そういった中において通行に非常に関係地域の方々、不便を来たしております。今は春になりましたし、雪も溶けましたが、今後はこういうふうな工期の問題点、それからそれに対しての、事業に対しての道路の迂回路、こういうふうなものをもっと徹底する必要があると思ひますが、どうでしょうか。

この2点をお伺ひいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの4番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今井議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、施設園芸の助成についてであります。

昨年来、値上がりが続いている原油価格については、ついに1バレル100ドルを超え、さらに高騰する傾向にあり、産業活動や国民生活に大きな影響が出ております。特に農林漁業においては、支入れ価格の値上がり分を販売価格になかなか転嫁できないという実態がありますので、灯油や原油を大量に使用する施設園芸農業や漁業に大きなコスト負担となっているものと思います。

当町の施設園芸農家の状況を見ますと、ビニールハウスで灯油や重油を使って野菜栽培している農家はおりませんが、菌床シイタケでは23人の農家が冬期間において灯油の使用量も多く、価格高騰による影響を受けているものと思います。

こうした現状にJA秋田やまもとでは、キノコとアスパラ栽培農家の灯油購入にあたっての支援策を講じておりますが、国においては昨年末、原油価格の高騰によって経営を大きく圧迫されている農家を支援するため、一定の規模拡大などを条件としながら燃油の使用量を減らし、コストを削減する取り組みや、暖房効率を高める設備整備を支援する対策を講じたところですが、価格高騰に対する直接的な支援は国・県においても行っていないのが現状であります。

また、経営環境の急激な変化に対し、経営の維持を図ることを目的としたものに、国・県等が利子補給をする農業金融制度があります。町としては現時点では、低利の運転資金の活用を提案しながら相談に応じてまいりたいと考えておりますし、認定農業者であれば低利で長期返済の運転資金のスーパーL資金は借り入れを受けることも可能であります。現在、認定農業者でない人でも、菌床シイタケ栽培農家であれば確実に認定が受けられますので、当面の運転資金が必要な場合には、スーパーL資金の利用をご検討いただきたいと思います。

なお、原油価格高騰による影響については、今後も引き続き調査をしてまいりたいと思います。

次に、下水道工事の工期についてであります。

埴地区農業集落排水事業は、関係地区住民の強いご要望により、18年度に事業採択されました。19年度から管路工事が施工され、22年春、一部地域での供用開始を目指

し工事が進められており、全体の完成は23年度と見込んでいるものです。

工事期間中は交通規制、騒音などで地域住民の方々には大変ご迷惑をおかけしておりますが、事業完了までさらなるご理解とご協力をお願いするところであります。

ご質問の工事の発注時期と工期についてであります。国の補助事業であるため、国からの補助金決定通知後に事務事業の開始となり、19年度も例年どおり7月上旬に決定通知をいただいております。その後に設計を発注し、県による設計審査を行い、業者指名、そして工事発注となるもので、埴地区においては10月10日に発注しております。このような実情から冬期間工事になったものであります。

今後、国や県など関係機関に対し、早期の決定通知を要望するとともに、設計の発注時期等、創意工夫して工事の早期発注、早期完成に努力してまいります。

工事にあたっては随時現場に出向き、工事現場の安全管理や施工箇所の段差解消、適時除雪など交通安全対策等の徹底について強く業者指導を行っておりますが、特に今年は、2月以降の天候不順による舗装工事の遅れが道路状態に影響している事情をご賢察の上、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

次に、工事期間中の迂回路についてであります。下水道の本管工事、公共マス設置工事の際、道路幅員等の状況により多区の方々のご協力をいただき、車両等の一時通行止めなど交通規制をお願いしながら工事を行っております。これは下水道工事全般に言えることであり、基本的には埴地区の工事でも一時通行止め、片側通行での対応を考えておりますので、関係各位の特段のご理解とご協力をお願いするところであります。

今井議員が特に心配されております集落内の十字路から、大信田橋までの間については、県からも現地を見ていただき補助事業での仮設道路設置を再三お願いしたところですが、現状では無理との回答であったことをご了承願います。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 4番議員、再質問はありますか。4番今井一政君。

○4番（今井一政君） 施設園芸の助成についてでございますが、運転資金として低利、そしてまたスーパーL資金を該当したらというふうなことでございますけれども、しかしながら、この原油の高騰というのは大変ずっと長く続くような見通しでございます。そういった中における経営をしていかなければならないというふうな部分ですので、借入金というふうなことは、また借りたものは返さなければだめだというふう

な部分もありますし、それこそ基幹産業でもあるというふうな部分から、町での単独助成というふうなものは当然考えるべきだと思いますし、よその例えば三種町、そして八峰町は園芸施設の共済加入促進事業の保険金の3分の1の補助も今現在行ってもらっておりますけれども、そういったやり方の部分が望まれるというふうな意味あいもありますので、ひとつよろしくをお願いします。

それと2番目の下水道工事の迂回路関係ですけれども、最後に塙十字路より上の方は迂回路が県の方では出来ないというふうなことでございましたが、現実現場を見ますと、あそこは片側通行のできるような部分というのは非常に厳しいのかなと、こう私は思っております。今年やった大沢から横内、中村の区間においても、横断をするためには一時ストップしております。そういった場合に通行者が歩けない、その短期間ではありますが通れない、これが現実でございます。なおさら今言ったような塙の十字路より大信田よりというのは、もっともっとカーブもあるし、工事によって片側通行なんていうのはもっともっと厳しいのかなとこう思っておりますので、県でだめであったら町でもというふうな部分の考えはあるのか、お願いします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの4番議員の再質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今のですね、原油値上げの問題では非常に、全ての国民生活、あるいはまた全ての産業でいろんな形で影響を被っていると思います。それで農業はもちろんです、漁業もそうであります。だから農業部分のその特定なところでですね、補助という形でどんと出すのかということになりますと、いろいろまたそこら辺をですね、もう少し細かく検討しなきゃならない点もございますので、先ほど申し上げたように農協だから広く農業者を救済するという立場で、それなりの対応をしているようにございますけれども、直接的な補助でなければならぬと、例えばこういうふうなことになりますと、漁業者も重油を焚いて船を出す場合、直接的に上がっているわけですので、直接補助という問題がまた逆に出てきます。だから、そういう総体的な中でものを判断していかなきゃならないので、ご意見として聞いておきまして、実際どういう方法がいいのかですね、私の方でも再度またこれからの動きを見ながら考えていきたいというふうに思います。

それから塙地区の下水道の関係ですけれども、さっき基本的な考え方として先ほど申し上げましたけれども、基本的にはどこの工事現場でも通行止めをかけたか、あるいは一方通行したりと、そういうことで変則的な工事を進めております。そしてまた、

地元からそういう協力を願いながらやっているのが実態でございます。

ただ、そうはいってもその現場、現場でですね、状況は確かにいろいろ違いがあると思いますので、これからまだ進める場合ですね、果たして片側通行もとれない状況だという、もしそういうふうな状況になりますと、これはこれとして県云々じゃなくて私の方でももう一度考えてみる必要があると思いますけれども、ただ、そうなった場合もやっぱりできるだけ効率的にと言えればいいかな、最小の経費で最大の効果を出すような形でのそういう設定の仕方をしていかなきゃならないし、仮にそういうふうなことをやるにしても逆に今度、現地で地元の人方の協力が無いとですね、迂回路とか到底できないわけでございますので、そこら辺は状況を私の方でも判断しながら、そして現地の人方とのそういう話し合いもしながらですね、そして判断をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（阿部栄悦君） 4番議員、再々質問はございませんか。

○4番（今井一政君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） これで4番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。2時より再開いたします。

午後13時56分 休 憩

.....
午後14時00分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

次に、14番議員の一般質問を許します。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 通告に従い、一般質問を行います。

まず、はじめに、地元農産物を活かした給食について、学校や子ども園の給食の考え方についてお伺いをいたします。

中国での冷凍食品が大変な問題になっています。今、改めて食料事情について考えさせられました。

思い起こせば、食品の安全については、40年も前から有機栽培や食品の添加物について話題にはなっていました。30年くらい前に既に農協中央会は外国から船で運ばれてくる野菜が農薬づけになっている、こういうことでポストハーベストのビデオを制作していました。「それでもあなたは食べますか」という題名です。それを見て衝撃を受けたものです。

国は、外国へ工業製品を輸出する代わりに外国から穀物・野菜を輸入するという大変な危険な政策を打ち出して来て以来、今まで穀物需給率は39%にも下がり、諸外国には例のない下降線を辿っています。知らず知らずのうちに外国農産物の洪水になり、気が付いたときには、私たちは輸入加工品の渦の中で簡単に出来る料理さえも外国の食品に依存していたことに気が付いたのではないのでしょうか。日本は世界でも最も農業に適していると言われていますが、輸入野菜が断トツ多いのがゴボウです。ついでキャベツ、玉ネギ、人参と多く入っています。また、規制緩和がどんどん進められ、添加物の大氾濫です。日本古来の梅干やおにぎりが添加物なしでは販売できない状態です。

当町の峰浜は、農産物の宝庫です。八森は海産物に恵まれています。この地域の特徴を活かして安くて安心な食材を子供たちに提供してほしいと思います。

一つの例として、八峰町によく似た地形ではないかと思いますが、千葉県そうき市野栄学校給食センターは、学校給食甲子園参加校1,069件を抑えて全国優勝しました。小学校・中学校・幼稚園の給食940食を作っています。地場産食材は、米をはじめ野菜、果物、海産物、米の粉のパンなど60品目が使われています。仕入れではなく学校給食の食材調達として一般的な入札方法ではなく、一つ一つ食材ごとの生産者との総体取引で直接センターに届けられます。勿論冷凍食品は使っていません。

八峰町の給食センターもこのようなことが出来る条件を十分満たしているのではないのでしょうか。八峰町の給食センターも自慢できる内容がいろいろあります。北羽に大きく掲載されておりました。美味しいので残飯が少ない、魚のすり身を多く使っている、米飯が週4回と安くて美味しい給食を提供していることには感謝をいたします。しかし、野菜は、八峰産野菜は緑黄色野菜0.38%です。その他の野菜は0.28%です。キノコは0.89%です。センターの立地条件が畑作地の中央にあり、峰浜地区の特産品をまず使う、こういうことが今子供の教育にもつながる大事なことではないのでしょうか。市場や農協に出せない野菜が安くて簡単に入ることもコストを下げることになると思います。また、「おらほの館」には、全てエコマークの農産物が入っております。これらを供給してもらおうことも考えられるのではないのでしょうか。価格外れのシイタケも安く売っています。大量に食材として使えるのではないのでしょうか。八森漁協で扱っているワカメの原産は山陸産ではありますが、身が厚くてとっても美味しいと評判です。千葉県の例のように農家が直接運んでくれることも考えられますけれども、一番手っ取り早い産直を利用する方法、こういうこともぜひ考えてみてほしいと思います。

海産物と農産物を地元から調達できたら、これは全国の話題になってテレビにも出る

のではないのでしょうか。

さて、保育園の給食ですが、地場の野菜を5施設が農家から農産物として利用して供給することは大変難しいことですが、全く難しいということでもないと思います。工夫次第で、「ぶりこ」や「おらほの館」を利用することも出来るのではないのでしょうか。農産物と海産物は地元から、を心がけ、出来るだけ冷凍食品に頼らない添加物の少ないものを子供たちに提供するというのは、年齢が低ければ低いほど大事なことです。乳幼児はアレルギーの抵抗力が弱く、アレルギーっ子は親子共々苦しい目にあいます。献立に冷凍食品を使うのであれば、冷凍マークをつけて保護者に教えていく、これも必要だと思います。

それと子ども園の人数が少人数化してきました。この機会に全県に先駆けて、子供たちに炊き立ての温かい御飯を与える、御飯大好き園児になってもらうということは、**未来**は米を沢山消費してもらおうという大きな展望のもとで完全給食を図れないものではないのでしょうか。

以上、センターが地元の農産物を多いに活用することや子供の完全給食について、町長のお考えをお聞かせください。

2つ目は、大型建設や災害復旧工事についてお伺いいたします。

20年度は新庁舎建設と八森地域の統合小学校改修工事が始まります。去年は水害による災害復旧工事がありました。これらの事業は、地元建設や土木関係の業者にとっては、何らかの仕事が回ってくるのではないかと期待をしているのではないのでしょうか。そこで働く労働者にも安心を与えます。八峰町内業者格付一覧表によりますと、A級の大手企業とC級の会社名、名前は違いますが、住所も電話も同じという業者があります。地元の大型事業をほとんど請負ながら、C級の仕事もするということになるのでしょうか。事業が地元中小業者に行き渡ることは、強いてはそこで働く労働者にも経済波及を及ぼします。

今、中小業者は仕事がなく、あっても請負工事ではとても間に合わず、辞めざるを得ない業者が毎年ポツリポツリと増えています。人を雇用し、活力のある事業をやっている業者が町から消えるということは、町全体の活力を失うことになるのではないのでしょうか。町の税金を多額につぎ込んで行われるこれらの事業が、まんべんなく地元業者に行き渡る方策はないものか、町長のお考えをお聞かせください。

3番目に、後期高齢者制度についてお伺いをいたします。

後期高齢者制度が4月から実施されますが、説明を十分受ける機会もなく、町民の方々は内容が理解できないのではいるのではないのでしょうか。75歳以上の健康診断は国の補助がなくなり、広域連合では受けても受けなくてもいいとされ、その健診内容も随分減らされています。糖尿、血糖、心臓関係等、項目は入っていません。そういう中で、町単独事業を八峰町が無料で75歳の方々に受けられるということは、このことについては大変評価をいたします。しかし、この制度はそれだけではなく、多岐にわたり75歳以上だからと差別されています。料金はもとより、入院日数の制限や治療内容の制限、一つの掛かり付け病院を決めるなど大変なことになっています。4月から実施されるのに変更や連絡が、私たち委員会を開いていましたけれども、委員会の中でも内容が変わってきていました。各自治体はパニックになっているのではないのでしょうか。

料金設定も年金組合員の会長さんが言っていましたけれども、4月の年金から天引きされますが、4月の年金というのは2月・3月分の年金になっております。これから差し引くのはおかしいのではないかという、こういう発言もありました。月、国民年金1万6,000円の人でも介護保険料とは別に960円が年金から天引きされます。しかし、社保の扶養者は6カ月間据え置き、そのまた半額の何割かを免除するという格差があります。国保に入っている人は健康診断を受けられますが、今度の来年度からの健康診断は受けられますけれども、昨日の委員会の説明でもありましたが、社会保険に入っている扶養者の方々は、もしかして、今年は健康診断を受けられないかもしれない、こういうことであります。

また、医療にも制限があり、入院日数も決められれば治療半ばでの退院も考えられます。医者の治療がないまま、治療が完全に治ってないまま、管が付いたり、痰の取り方や鼻からの流動食を入れることを家族の人たちは病院から教えられ、自宅介護が始まります。このような事態が各家庭で応じきれないのでしょうか。国は終末医療がかかりすぎるから家庭での看取りを進め、医療費の削減が出来るとしています。昔のような大家族の中で、誰かが常に家にいるとか、子供の人数が多く家族の手伝いをしながら年老いた寝たきり老人を見ているのとは大違いです。息子夫婦や若い祖父母は元気に働き、子供は部活だと、こういうふうな家庭が多いのではないのでしょうか。家族全員が忙しくなっている今、この制度では家庭では出来ないとすれば自治体が援助するしかないのではないのでしょうか。例えばホームヘルパーの派遣を多くしたり、掛かり付けの診療所に特別の役割を持ってもらわないといけないと思います。3カ所の診療所がありますが、そ

れぞれ往診をお願いする、こういうことも出てくると思います。家庭での看取りは昔のように走ってお医者さんと呼ばに行ってもらい、こういう時代ではありません。下手をすると、警察がさきに来て病気か事故かの判断をしなければならない、こういう可能性も出てくると思います。今、現に後期高齢者を目の前にして病院から、ともすると対応を強いられます。「延命治療しますか。これ以上やることはありません。施設か自宅を考えてください。痰取り、鼻からの流動食はちゃんと教えますから」。しかし施設は簡単に入れるものではありません。問題のこの多い制度に対して、世界に例がないと言われていています。私も反対はしていますが、もう目の前に迫っています。町として看取りということにだけ関して何か援助する手立てを考えているのでしょうか。このことについてお伺いをいたします。

最後に、男女共同参画についてお伺いをいたします。

女性の活動は今あらゆる面で広がっていると思います。世界婦人連のモットーは「女性が変われば世界が変わる」と言われています。私も若いころ、この全国大会に出たことがあります。しかし、若い層には今のこの不安な社会を反映しているのでしょうか。男女対等の立場を持たず、女性が自立した考えのないまま男女交際が続いてDVに陥ってしまう、こういう例もあると言われていています。男女雇用機会均等法は出来たものの、社会的にはレベルの低い方に労働条件が引き下げられています。育児時間、育児休業等が社会全体にまだまだ認められていません。家庭内では子育て、家事、介護の分、特に介護は先ほども言いましたように大変な重圧になってきます。女性中心となり、その責任を負わされている面が多いのではないのでしょうか。

当町は男女共同参画についての基本計画については載っていますがけれども、ほんの少しのスペースであります。他市町村のように1冊の本にしたものが出来ないものではないのでしょうか。広い意味で、女性が中心になって男女共同参画について考えを町に提言する、こういう機会を委員会として立ち上げることが出来ないのでしょうか。広い意味というのは、冠婚葬祭について考える新生活運動もその一つであります。女性ならではのきめの細かい提案が生まれてくると思います。そのためにも男女共同参画拠点施設、こういうものがあれば大変助かると思います。遊休施設がいっぱい空いています。男女共同参画、強いては子育て支援センター、こういうものも含めた遊休施設を利用したものが作れないものかと思います。

また、町当局の管理体制はどうなっているのでしょうか。県の男女共同参画の企画の資

料によりますと、町の委員会には女性が3人しか入っておりません。7.7%です。管理職クラスはゼロになっています。いつになったら、この議場の中の管理職の椅子に女性が座ることが出来るのでしょうか。こういうことを含めまして、町長の考え方を教えてください。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの14番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

最初に、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 先ほどの見上議員のご質問につきましては給食センターの関係でありますので、とりあえず私の方から回答させていただきます。合わせて保育園の方も給食の関係でありますので、とりあえず私の方から回答させていただきます。お許しください。

はじめに、地元農産物を活かした給食についてであります。

まず、食材の調達にあたっては、納入希望業者から供給の登録をしていただき、毎月、食材ごとに単価入札を行い、落札者から食材の納入を受けております。「おらほの館」につきましては、登録はしていただいておりますが、現在のところ入札に参加はされておられません。限られた給食費で十分な価格の提示もできませんが、町内生産者には広く参加の門戸を開放しているところであります。納入業者が決定した際には、収穫時期を見計らって産地指定を行い、地産地消と地元の農産物を活用した献立メニュー作りに努めているところであります。

県の農林水産部が調査している15品目の農産物が学校給食で地産地消されている割合は、最も新しい数値は平成14年度から17年度であります。全県平均では26%台の中で当町は50%台を維持しており、小坂町に次ぐ高さであります。18年度においても、まだ公表されておませんが、55%の高率を維持しており、当町の学校給食における地産地消は着実に進んでいると考えております。

また、当町は生産物についても本年度試験的に県漁協北部総括支所並びに同支所女性部のご協力をいただき、ホッケのツミレやイカ、ハタハタ等を取り入れたところ、子供たちの評判も上々であります。新年度においても市価を下回る低廉な価格での供給をしていただくことに合意しており、カレイなど魚種を増やししながら、なお一層、水産物の地産地消にも取り組むと同時に、少しでも生産者の顔の見える農水産物等の食材の確保に努めてまいります。

次に、安全・安心な食材の確保についてであります。現実問題、配送距離や調理時間が制約される中で、どうしても冷凍の加工食品に頼らざるを得ない一面もあり、しかも食料自給率や価格面の関係で海外産に依存しなければならないのも、また残念ながら事実であります。

食品の表示には食品衛生法やJAS法、計量法など様々な法律のほかに、国のガイドライン、業界の自主基準等が複雑に関わっており、わかりにくい面が多々あり苦慮しているところであります。給食に携わる職員はその職務として多様な表示を見分ける知識を高めていかなければならないと考えております。当面、中国産冷凍食品による食中毒事件を契機に文部科学省が定めた学校給食の衛生管理基準を遵守するとともに、一定量以上の農薬が残留する食品の販売等を禁止する制度、いわゆるポジティブリスト制度に基づく残留農薬の基準を証明できる食材に限って、納入を受け付けることにしており、今後とも県関係当局並びに保健所等、関係機関のご指導を賜りながら安心・安全な給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、子ども園で地元産のお米を使った完全給食を考えないかとの質問であります。まず、子ども園の給食室は副食給食に合わせた施設となっており、完全給食にするだけのスペースがないのが現状であります。ご存じのとおり、当局では子ども園の給食については児童福祉法に基づき3歳未満児、いわゆる0歳から2歳までについては主食及び副食給食を、3歳以上児については副食給食を実施しているところであります。3歳未満児については、離乳食等の関係もあり主食と副食給食の組み合わせ給食が最適と考えておりますが、3歳児以上については家庭とのつながりがもてる弁当が良いものと考えて、副食給食としているところであります。保護者がお弁当に御飯を詰めることは、家庭のぬくもりが子供の心に伝わり、その日の食べ方によって子供の健康状態がわかったり、子供のコミュニケーションにつながる効果もありますので、当面は現行のまま続けたいと考えております。

次に、献立材料は国内産に限ることはできないかとの質問であります。中国製冷凍ギョーザ中毒事件や残留農薬等、食の安全・安心に関する信頼が大きく揺らいでおり、できるだけ地元食材を使用した給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

米については、これまでも地元農協から購入しておりますが、野菜につきましても地産地消の観点から納入している地元の業者に地元の野菜を、それができなければ県産、そして国内産の順に仕入れるようお願いしております。また、魚についてもできるだけ

地元産の魚をお願いしているところでもあります。

最後になりましたが、今、中国製食材に農薬混入という国内を震撼させる事件が発生し、国民の皆さんが食に対して大変敏感になっているときでもあります。私たちの大切な、そして可愛い子供たちのために、給食センター、子ども園、学校当局など、食の提供に携わる者の隅々まで危機管理、危機意識の醸成に努め、以前にも増して食の安心・安全な給食業務に努めてまいりますので、議員におかれましてもなお一層のご理解と、そしてまたご指導をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、加藤町長。はい、町長。

○町長（加藤和夫君） 引き続き見上議員のご質問にお答えいたします。

大型建設工事や災害工事についてのご質問にお答えいたします。

まず、大型建設工事を地元登録中小建設建築業者がこの仕事を受注できるよう配慮できないかのご質問であります。ご存じのとおり八峰町で行っている工事等の指名競争入札にあっても、競争入札を原則としているところがございます。

今年、2月6日に入札を行い、2月14日開催の八峰町議会臨時会において議決をいただきました、八森地区統合小学校大規模改修工事の建築工事につきましては、工事が学校の授業休み期間に集中することから、八峰町建設工事に係る共同企業体取り扱い要領により、地元企業を含めた共同企業体で現在工事が進んでおります。町としましては、できるだけ町内から調達していただくように工事請負業者へお願いをいたしているところでもあります。

また、新年度に発注を予定しております新庁舎の建設工事につきましても、物資・雇用面についての町内調達を工事請負業者へお願いしてまいりたいと考えております。

次に、景気低迷の中で災害復旧工事等に地元登録の中小土木業者へ配慮すべきと思うがのご質問でございます。ご存じのとおり工事の入札に関しましては、八峰町建設工事入札制度実施要綱の等級別発注基準表により等級、基準額、特別基準額により実施いたしております。

昨年12月26日に指名競争入札いたしました6件の災害復旧工事につきましては、工期等が集中することから、特異な工事として等級別発注基準表の基準額を適用せず、等級幅を広げた特別基準額により地元登録の土木業者への指名競争入札を実施したところでもあります。このことについては、結果的に地元登録の中小土木業者への受注の機会を多

くしたものと思っております。

また、今年、4月1日からは八峰町建設工事入札制度実施要綱、一般土木工事における等級別発注基準表中の基準額の一部見直しを行い、改善を図ることといたしており、全国的に入札制度が問われる中で今後もより良い入札制度を検討してまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度に係るご質問にお答えします。

まず、今回の医療制度改革は平成15年3月、医療制度改革の基本方針を閣議決定以来、診療報酬体系の見直しや新たな高齢者医療制度の創設が検討される中で、高齢者の医療の確保に関する法律によって平成20年4月からスタートすることはご承知のとおりであります。この背景には、国民医療費が急激な高齢化や医療の高度化に伴い、老人医療費を中心に増嵩しており、このままで行けば2025年には65兆円に達すると試算され、国民が負担可能な範囲となるような医療費抑制化が求められてきました。同時に、高齢者の特性に合わせた医療のあり方や、生活習慣病有病者の減少、社会的入院の見直し等々検討され、国・県の医療費適正化計画に基づいて進められてきております。

ご質問の在宅医療については、様々な見方がありますが、人生の最終部分を住み慣れた自宅で家族と共に過ごせる機会と見たいものであります。しかしながら、高齢者だけの世帯、高齢者と未婚の子の世帯、家族の少ない世帯などでは、この家族だけで在宅での医療や介護、看取りを行うのは現実的には難しいことと思っております。その在宅医療を支援するシステムとして在宅主治医制度が設けられるものですが、これは安心して在宅で療養生活が出来るよう、在宅主治医が中心となって、患者の状況を把握しながら緊急時に入院可能な病院、近い訪問看護ステーション、薬局、ケアマネージャーなどと連携を取りつつ、個々の患者に応じたサービスを提供し、協力していく仕組みと理解しております。というのは、後期高齢者は同時に複数の病気にかかることが多いため、複数の医療機関にかかることが多くなります。また、療養期間も長期化するため、継続的に療養生活を支えることが求められます。そのため、全体的かつ継続的にその方の病状を把握する取り組みが必要であり、そのために設けられたものであります。

なお、この主治医制度が導入されると患者が自由に医療機関を選べなくなるのではという不安を持たれる方もあるようですが、これまで同様、患者本人が医療機関を選ぶことは可能ですし、他の専門医にかかることもできます。言うまでもないことですが、国民は医療サービスの受け手であると同時に医療費を負担する側でもありますので、終末

医療のサービスと費用負担のあり方については、末期医療や延命治療も含め、今後、国民的な議論がさらに必要だと考えているところであります。

ご質問では、在宅医療の家族に対する町の支援はどうかということですが、まず、介護保険の適用について柔軟に対応することが支援の一つになると考えています。本来、介護サービスは介護認定を受けてから利用できる制度ですが、通常は申請から認定まで1カ月ほどの期間を要しております。その間、介護する側の家族の負担が大きくなる可能性がありますので、本人の状況を把握したケアマネージャーの判断を尊重し、認定前であっても介護サービスを利用できるように今後も取り扱ってまいります。これにより、介護ヘルパーやショートステイの利用が可能となり、家族の負担が緩和されると考えております。

次に、在宅で看護している家族が介護疲れや将来の不安により孤独に陥ったり、悩みを一人で抱え込むといったことが考えられます。このようなケースでは、その方を心理的に支え不安を解消してあげることが何より重要と思われれます。そのため、例えば同じような問題を抱えている人同士が集まって、抱えている問題や不安を打ち明けたり、他のケースを聞いて共感したり、あるいは利用可能な制度についての情報を得て安心するといった、そういうことが必要と思われれます。そのため各福祉団体とも連携しながら、在宅介護を行っている家族が集まる場づくりや相談に乗れる機会を設けることなどが考えられますので、今後要望を把握しながら検討してまいりたいと考えています。

次に、男女共同参画についてであります。後期高齢者医療制度のスタートに伴う在宅医療と担当医のことにつきましては、この前の質問にお答えいたしました。在宅医療に関わるご家族の中でも現実的には女性の負担が重くなることは議員がご指摘のとおりだと思いますが、担当医や介護施設等と連携を密にして対処していかなければならないものと考えます。

次に、DVについては比較的年齢層の高い世代から、最近では10代から20代のデートDVや子育て世代のDVが表面化しております。DVに関しましては総務課が相談窓口となっておりますが、これまで相談・問い合わせはありませんでしたが、DVのみならず男女共同参画や、ワーク・ライフ・バランスの啓蒙普及とあわせ相談窓口についてもPRに努めてまいります。

次に、職場での男女雇用均等法施行後にも格差があるのではとのことですが、当町においては、男女の別なく職員を処遇しており、適材適所で頑張らせていただいております。

ご質問の中にあります3割の女性管理職を目指しているかとのことですが、町の各種委員は女性の登用を全体の4割程度まで高めたいと努力しておりますが、管理職については何割にしようという目標は特に定めておりません。管理職に限らず各種委員においても必要な場合は女性の下半数を占めることはあると思いますし、町職員としては優秀な人材を能力に基づいて人選していくことになります。

また、冠婚葬祭や在宅介護などでも現状はどうしても女性に負担が回るのが常のようではありますが、今年度、当町で実施した男女共同参画事業や基礎講座などを見ますと、家庭や職場での男女の相互理解は必要不可欠であり、以前と比較して男女共生の意識が高まってきているものと感じているところであります。

今後、町として町民や職員を対象とした研修会を開催し、男女共同参画社会の構築に役立ててまいりたいと思います。

なお、男女共同参画を推進する委員会の設置については今後検討させていただきます。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、再質問はありますか。14番。

○14番（見上政子君） まず最初の給食のことですけれども、「おらほの館」は登録をしてないというふうなことでした。登録している…しているということでした。してはいるけれども、実際に利用してないというふうなことでしたけれども、これに対する働きかけとか、ぜひ貴方たちの作った野菜が食べたいですよって、「おらほの館」でも規格外れのものとか安く売ったりしてますので、そういうものも提供してくださいというふうな働きかけがあったのかどうなのか。

あと、魚は大変安く使われているということで、これは本当に喜ばしいことだと思います。ただ、やっぱり八峰町ですので、峰浜の特産物、これをやっぱり活かすということは、子供の教育にもつながっていきますので、また、シイタケとかいろんな食材が峰浜には豊富にあると思います。その辺のところをもう少しどうなのか、そういう特産物についてということについて考えているのかということについてお話を伺いたいと思います。

それと食材は55%ぐらい使っているということですが、先ほどの1番議員さんの質問の中でも、学校給食会の仕入れが一番多いというふうな答弁もありました。

それとですね、保育園のことなんですけれども、ともするといろいろなものを、弁当でなくて、御飯持ってきてほしい、お願いできないかということになれば、これは愛情表現の一つだとか、必ずそこに「愛情」が入ります。この愛情ほどあやふやな代物はないと思います。

この弁当、完全給食については20数年前にも1回一般質問をした人がいたようですが、その当時は人数がほとんど定員、保育園の定員が一杯一杯で、とても子供たちに御飯をよそうことができないということでしたが、今を見ますとですね、先ほど教育長も言っていましたけれども2歳児、未満児は御飯給食が出てるんです。今、未満児が占める割合が非常に大きくなってきています。この認可保育園の配置表、きょう保育園の方からもらいましたけれども、やはりそのとおりです。沢目子ども園では未満児が20名、4歳・5歳児が43名、ここでは20名の方々に御飯を食べさせているわけですね。4・5歳児43名、御飯を炊いて、同じ釜で炊いているんだったら、この御飯を少し多めに炊いて分けてやる、こういうふうなことが、今定員割れが非常に多くありまして、ほぼ保育士1人に対して非常に0.4%とか少なくなっています。やれば出来ることをやっぱり保育園側は自分たちの保育園をよりよく魅力的なものにするためにも、こういうことを自分たちから率先してやろうという、そういう保育園の意気込みというのが必要ではないでしょうか。埴川子ども園では14名の未満児の御飯を作って、4歳・5歳児が26名。八森子ども園では15人の御飯を作って、32名が4・5歳児。観海子ども園は9人の御飯を作って、34人が4・5歳児。岩館子ども園では6名の御飯を作って、14人が4・5歳児。こういうふうなことを考えますとね、電気釜を、もうちょっと大きいのを買って、職員も一杯いるわけですから、これをやることによって、いや、八峰町では炊きたての美味しい御飯が出ているんだってよということが話題になりましてね、今現在17名の子供が能代の方に預けられています。財政的にも900万円ぐらいのお金が出ているんですが、この17名の子供たちがやっぱり八峰町に住んでいるんだから八峰町の保育園に入ろうという、御飯も美味しいしねって。能代の給食は、私は本当にもう八森の保育園の給食っていうのは違うと思うんですよ。能代はもう小学校も給食は非常に悪いというのは昔から言われていますので、この辺を本当に見直すべきではないかと思います。

それとですね、随意契約の創造的な運用を図った小規模工事登録制というのがあるんですけども、これをこの町では採用してやっていく、こういうふうな考えはないものかどうなのか。それで、出来るだけ零細、零細から中小から仕事を与えられるような、そういう制度が出来ないものかなというふうに私は考えます。

それと男女共同参画についてで…後期高齢者ですけども、それはやはり住み慣れた家族の中でみんなに看取られて終末期を迎える、これほど幸せなことはないと思います。だけれども、今実際に現にこういうふうな家族状況では、ないのではないのでしょうか。

制度の上ではこういう制度が、介護制度があってこれを利用するとか、後期高齢者の制度の中にいろいろこういうものがどんだん出てくると思います。ただ、町として何か方策はないものかどうなのか。例えば診療所をどのように有効活用しようとするのかとか、末期症状になってもまだ病院に連れて行かなくちゃいけない、こういうときに車いすを乗せたまま移送サービスができるような、お医者さんに連れていけるような、そのまま病院の施設に車いすで運んで行けるような、そういう移送設備が八峰町の中にはありません。これを利用するとしたら福祉タクシーを利用しなくてはならないと思います。福祉タクシーは岩館から利用すると往復1万4,000円かかります。こういうふうなことに對しても、もうちょっと目を向けてもらって、いろんな負担が経済的にも精神的にもかかるんだということで、精神的なケアは保健センターの方でいろいろ考えてくれているようですけれども、具体的に非常に大変なのに対して、少しでも手を差し伸べてもらえれば家族の方も精神的な安定が出てくるのではないのでしょうか。

それから、男女共同参画の中で管理職については女性の起用は今のところ考えてないというふうに私は受け取ったと思うんですけれども、ただ、秋田県の男女共同参画の資料によりますと、やっぱり努力目標にはなっているんです。管理職がどのくらいいるのかとか、それから各委員会、審議会に女性がどのくらい入っているのかとかありますので、管理職の女性の目標というものも、はっきり持っていただければと思います。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。

最初に、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 見上議員のご質問にお答えします。

「おらほの館」につきましては、一般の町内の納入業者と同じ目線でうちの方では入札のために連絡をしているような状況であります。

なお、このことにつきましても今後検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、町内産の野菜の数でございますけれども、15品目を述べますと、ジャガイモ、人参、ほうれん草、ピーマン、玉ネギ、長ネギ、キャベツ、モヤシ、ゴボウ、キュウリ、レタス、大根、白菜、それからミニトマト、トマト、ミニトマトですね、生椎茸、これにこれから加えて、今年はアスパラガス、ブロッコリー、小松菜、シメジ、舞茸と、これを加えた食材を、地元食材を使っております。今日の北羽新聞を見ますと、昨日の

議会でも質問されておりました、神馬教育長が18年度の地産地消の割合は28.7%と答えておりますが、私どもの方では55%。満足ではありませんけれども、断トツの数値を上げて位置しているところでございます。

それから子ども園の給食につきましては、現在、小さな家庭用の炊飯器を使って子供さんたちに提供しております。このことについても検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 2点目の工事の関係なんですけれども、言葉の意味をですね、しっかり捉えていただきたいんですけれども、随意契約というのは入札をしないでそのまま契約することありますので、原則的に町はですね、ほとんど競争入札をしております。これはやっぱり一定の基準がないとですね、こういう制度というのは透明性も公平も保たれないわけですので、その基準に基づきながらやっております。したがって、特定の人に随意でやるということになると、これはこれでまた非常に問題が来てきますので、チャンスは公平に与えますけれども、そういう競争の中、基準に基づいた中でやっていただくということにしておりますので、よろしくひとつお願いしたいと思っております。

それから後期高齢者の関係ですけれども、先日、私もNHKのテレビを見てみましたら105歳で、娘もいるんだけれども、たった一人家で生活している人がおりました。その方は元気なわけですけれども、地域の中でいろいろ支えてくれている、娘さんも勿論来ていますけれども、その放送の中では、やっぱりそれで、自分が一人でいることが幸せだと、その人は言っていましたけれども、いろんなケースがありまして、その中でやっぱり当人にとって最善の方法を選んでいくということもまたひとつ大事ではないかなと思っております。

ただ、現実いろいろ高齢者の置かれている状況がそれぞれ違います。先ほど申し上げたように、個々の病気の状態、体の状態によって、その人に合ったやり方をしていかなきゃなりません。そういう意味で担当主治医という方向を今打ち出しておりますので、その中で例えば、お医者さんが八峰町の診療所の中でもこういうものをしていただいたらいいんじゃないかとかという、いろんなアドバイスを受けることがあると思いますので、そういう中で一緒になってですね、診療所としての役割も果たせるものは果たしていくようにしたいと思っております。

あと、福祉車両の関係ですけれども、車椅子のは、乗せるのはあったはずだよね。

ちょっと曖昧な話をするとあれですけれども、いずれ車椅子そのものに乗せながらで、運べる車そのものは町の方にもあります。

それから、いずれその人の状況にいろいろ違いがありますので、状況に応じてですね、いろいろ相談していただければというふうに思います。

それから、男女共同参画社会の中の先ほど女性管理者、今のところは考えていないと受け止めたようですけれども、私はそういうことを言うておりませんので誤解のないようにしていただきたいと思います。

これは、例えば10%と決めたから必ず10%、もう無理やり管理職に誰かを登用しなきゃならないと、これはまた非常に不合理な話でございますので、やっぱり女性であろうが男性であろうが、能力のある人はどんどんですね、やっぱり登用しながらやっていかなきゃならないし、それがやっぱり町の業務の順調に仕事が行くことになりまして、また、本人の励みにもなっていくだろうと思います。そういう意味で、今、男女共生の世の中でございますので、女性だからこの、男性だからこのという、そういう状況でなくて、拘らないです、優秀な人材はどんどん管理職にもしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、ほかに質問ありますか。

休憩いたします。

午後14時52分 休 憩

午後14時54分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

どうぞ。

○14番（見上政子君） 先ほど町長の方から随意契約のことで意味を理解してないんじゃないかというふうなことで言われましたけれども、随意契約の創造的な運用ということで、小規模工事登録制度というのが地方自治法第234条に基づいてあります。これを町でも随意契約ができる場合ということでありますので、こういうことを運用する考えはないかということで聞いたつもりですが、よろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） いずれ町の工事をやる、そういう業者については、A・B・Cに

限らず、それ以外の登録の基準に満たない人の登録、申し出もしていただいております。したがって、そういうふうにならなければ、そういう方々ともお話しをしながら、これは状況ですから、随意契約全くないとは言えないんですけども、それはその中で運用する場合もあると。これはケースによって、ということになりますけれども、やっぱり同じ仕事があっても俺もやりたい、あなたもやりたいということになると、ここではやっぱり一定のルールに基づいて選択をしなければならぬという状況になると思います。

○議長（阿部栄悦君） これでは14番議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終了いたします。

日程第3、選挙第1号、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙についてを議題とします。

本件について議会事務局長に説明させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 先ほど来の一般質問にもございましたが、いよいよ4月から後期高齢者の医療制度が始まります。

この件につきましては、昨年からの議員の選挙等行っておりますが、今般、秋田県後期高齢者医療広域連合では、構成市町村議長の変更によりまして欠員が生じたことから、広域連合議会議員の補欠選挙をことしの2月1日で告示したところでございます。

その結果、町村議会議員区分につきましては、定数1と同数の候補者であったために、選挙を行う必要がなくなったわけですが、市議会議員区分につきましては、定数1に対して候補者が2名になったことから、昨年の9月の定例会同様ですね、補欠選挙を実施することになったということでございます。

この選挙につきましては、議長にも投票権がございますので16名により、選挙を行うということになりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） これより、平成20年2月1日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙、八峰町議会における投開票を行います。

議場の閉鎖を行います。

（議場閉鎖）

○議長（阿部栄悦君） 在籍議員数を確認いたします。

在籍議員の数は16名であります。

これより選挙行うのは、広域連合議会議員の市議会議員の区分であります。

広域連合議会議員の市議会議員の区分について投票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番鈴木一彦君、11番柴田正高君、12番芦崎達美君の3名を指名します。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(阿部栄悦君) 念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱確認)

○議長(阿部栄悦君) 投票箱は異常ないものと認めます。

それでは、投票を開始いたします。投票用紙に候補者の氏名を記載の上、1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(阿部栄悦君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了します。

○議長(阿部栄悦君) 開票を行います。先ほど立会人に指名した3名の方は開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(阿部栄悦君) 開票が終了いたしました。

投開票の結果を報告します。

広域連合議会議員、市議会議員の区分について報告いたします。

投票総数16票、そのうち有効数16票、無効投票ゼロ。

有効投票の内訳。加賀屋千鶴子氏4票、大坂義徳氏12票、以上のおりであります。

広域連合議会議員選挙につきましては、投開票結果の報告までとなります。

なお、当選人は選挙を管理する広域連合事務局で全市町村議会の選挙における得票数

を集計し決定となります。

これをもちまして、平成20年2月1日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙、八峰町議会における投開票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

○議長（阿部栄悦君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

なお、次回の本会議は3月19日に行いますので、ご参集願います。

本日は御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後15時07分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 4 番 今 井 一 政

同 署名議員 5 番 佐 藤 克 實

同 署名議員 6 番 丸 山 あつ子

平成20年3月19日（水曜日）

議 事 日 程 第 3 号

平成20年3月19日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第32号 平成20年度八峰町一般会計予算
- 第 3 議案第33号 平成20年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第 4 議案第34号 平成20年度八峰町老人保健特別会計予算
- 第 5 議案第35号 平成20年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第 6 議案第36号 平成20年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 7 議案第37号 平成20年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第 8 議案第38号 平成20年度八峰町埴川財産区特別会計予算
- 第 9 議案第39号 平成20年度八峰町土地取得特別会計予算
- 第10 議案第40号 平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計予算
- 第11 議案第41号 平成20年度八峰町公共下水道事業特別会計予算
- 第12 議案第42号 平成20年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算
- 第13 議案第43号 平成20年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算
- 第14 議案第44号 平成20年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第15 議案第45号 八峰町教育委員会委員の任命同意について
- 第16 請願第 1号 米価の安定と生産調整に関する請願
- 第17 陳情第 1号 特別支援教育支援員の配置に関する陳情書
- 第18 陳情第 2号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情
- 第19 陳情第 3号 「鳥獣被害防止特措法」関係予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情
- 第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第21 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員（16人）

1 番 松 岡 清 悦

2 番 大 山 義 昭

3 番 石 塚 正 一

4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地 薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤 實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長	加藤和夫	副町長	佐々木正憲
教育長	千葉良一	会計課長	金谷 茂
総務課長	嶋津宣美	峰浜町民サービス課長	皆川鉄也
企画財政課長	須藤徳雄	税務課長	佐々木 充
管財課長	木村 学	福祉課長	小林孝一
保健衛生課長	齊藤英市郎	産業振興課長	武田 武
農業振興課長	米森昭一	建設課長	辻 正英
上下水道課長	高宮建一	子ども園園長	小林慶範
農業委員会事務局長	松森尚文	教育次長	伊藤 進
学校教育課長	伊勢 均	生涯学習課長	福司和明
峰浜公民館長	金平嘉孝	学校給食センター所長	加賀谷敏一

議会事務局職員出席者

議会事務局長	岡田辰雄	書 記	齊藤 なつ子
--------	------	-----	--------

午前10時00分 開 議

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配付しました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、7番門脇直樹君、8番菊地 薫君、9番福司憲友君の3名を指名します。

日程第2、議案第32号、平成20年度八峰町一般会計予算を議題とします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。菊地予算特別委員長。

○予算特別委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月6日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました議案第32号、平成20年度八峰町一般会計予算の審議経過の概要と、その結果についてご報告いたします。

本件については、3月10日・11日・12日及び17日の委員会において慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

なお、各分科会から付帯意見がありましたので、後ほど文書にて提出いたします。

○議長（阿部栄悦君） 質疑を省略し、これから討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 私は、この予算の中の白神体験センターの予算の組み方について反対をいたします。

委員会の中でも、また全体会でもいろいろ討議しましたがけれども、これはもう小手先の財政のやりくりだけではなくて、根本的にこれを考えていかないと、今から考えて方策を出していかないと大変なことになると思います。1年間、2年間、3年間我慢しろというふうな、我慢してほしいような要請もありましたけれども、これは今からすぐ今年度予算からこれはどうするか対処していくべきだと思いますので、この白神体験センターのことについての反対をいたしますので、一般会計に反対いたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数であります。したがって、議案第32号、平成20年度八峰町一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第33号、平成20年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。菊地予算特別委員長。

○予算特別委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月6日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました議案第33号、平成20年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算の審議経過の概要と、その結果についてご報告いたします。

本件については、3月12日及び17日の委員会において慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） 質疑を省略し、これから討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 国民健康保険勘定特別会計予算の中には後期高齢者の拠出金、事務委託費、また、特定健診の内容が含まれております。特定健診は内容が省略されたり、また、家庭での看取り、こういうものが要求されますけれども、それに対する対処が述べられていないように、予算の中に組みれていませんので、こういうことに対して私は反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数であります。したがって、議案第33号、平成20年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第34号、平成20年度八峰町老人保健特別会計予算を議題とします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。菊地予算特別委員長。

○予算特別委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月6日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました議案第34号、平成20年度八峰町老人保健特別会計予算の審議経過の概要と、その結果についてご報告い

たします。

本件については、3月12日及び17日の委員会において慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） 質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。お諮りします。議案第34号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号、平成20年度八峰町老人保健特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第35号、平成20年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。菊地予算特別委員長。

○予算特別委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月6日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました議案第35号、平成20年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算の審議経過の概要と、その結果についてご報告いたします。

本件については、3月12日及び17日の委員会において慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） 質疑を省略し、これから討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 介護保険事業勘定特別会計の中には、これから後期高齢者制度の中に在宅介護がかなり要求されると思います。入院日数が制限され、自宅での介護、また看取りを要請する中で、この介護保険料の中に在宅介護の充実をもっと必要とするのではないかと思いますので、この予算について私は反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第35号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数であります。したがって、議案第35号、平成20年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第36号、平成20年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。菊地予算特別委員長。

○予算特別委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月6日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました議案第36号、平成20年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算の審議経過の概要と、その結果についてご報告いたします。

本件については、3月12日及び17日の委員会において慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） この後期高齢者医療特別会計予算は、まだ全町に周知されておられません。天引き、年金から天引きされるほかに入院医療の制限、医療制限、このようなことが行われます。これは財政の逼迫にも、これから町で町独自の対策も考えていかなくてはならないと思います。こういう意味で、こういう大変なこの医療制度に、後期高齢者医療制度特別会計に私は反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第36号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数であります。したがって、議案第36号、平成20年度八峰

町後期高齢者医療特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第37号、平成20年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第8、議案第38号、平成20年度八峰町埴川財産区特別会計予算、日程第9、議案第39号、平成20年度八峰町土地取得特別会計予算、日程第10、議案第40号、平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計予算、日程第11、議案第41号、平成20年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、日程第12、議案第42号、平成20年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、日程第13、議案第43号、平成20年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算及び日程第14、議案第44号、平成20年度八峰町営診療所特別会計予算の8議案を一括して議題とします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。菊地予算特別委員長。

○予算特別委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月6日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました議案第37号、平成20年度八峰町沢目財産区特別会計予算、議案第38号、平成20年度八峰町埴川財産区特別会計予算、議案第39号、平成20年度八峰町土地取得特別会計予算、議案第40号、平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計予算、議案第41号、平成20年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、議案第42号、平成20年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、議案第43号、平成20年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算及び議案第44号、平成20年度八峰町営診療所特別会計予算の審議経過の概要と、その結果についてご報告いたします。

本件については、3月10日・12日及び17日の委員会において慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） 質疑を省略し、これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第37号から議案第44号までの8議案を一括して採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。お諮りします。議案第37号から議案第44号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号、平成20年度八峰町沢目財産区特別会計予算、議案第38号、平成20年度八峰町埴川財産区特別会計予算、議案第39号、平成20年度八峰町土地取得特別会計予算、議案第40号、平成20年度八峰町

簡易水道事業特別会計予算、議案第41号、平成20年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、議案第42号、平成20年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、議案第43号、平成20年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算及び議案第44号、平成20年度八峰町営診療所特別会計予算の8議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第45号、八峰町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第45号、八峰町教育委員会委員の任命同意についてをご説明いたします。

八峰町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、八峰町峰浜埜字埜1番地。氏名、太田たかね。

提案理由でございますけれども、平成20年5月16日をもって任期満了となります田村芳夫氏の後任として、太田たかねさんの選任に同意を求めるものであります。

議員の皆さんもご承知のように、新しい教育理念を定めた教育基本法が平成18年12月に改正されたのに伴い、教育委員会の設置や運営の基本を定めた、地方教育行政の組織及び運営に関する法律も一部改正が行われ、本年4月1日より施行されます。

このたびの改正の主な目的は、教育委員会の責任の明確化、教育委員会体制の充実、教育における地方分権の推進等であります。その中で、教育委員会が多様な地域住民の意向を十分に教育行政に反映できるように、新たな委員の任命にあたっては保護者を含めることが義務化されたところであります。

太田たかねさんは昭和36年6月15日、八峰町峰浜埜にお生まれになり、夫の会社経営をサポートしながら自身も事業を行い、仕事と家庭を両立させながら中学生を持つ一母親として、子育てに奮闘されている方です。また、埜川小学校ではPTA副会長など要職を務め、PTAのまとめ役としてリーダーシップを発揮され、保護者からも厚い信頼を受けている方であり、広い社会見識を持ち合わせた男女共同参画時代にふさわしい方でもあります。このような太田たかねさんの人柄は今後より一層、地域に密着し、開かれた教育委員会を構築する上で、教育委員として最適任と考え提案するものでありますので、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第45号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。採決の方法は、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、採決の方法は簡易表決で行うことに決定しました。

本案について原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第45号、八峰町教育委員会委員の任命同意については同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前10時31分 休 憩

.....
午前10時37分 再 開

○議長(阿部栄悦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、請願第1号、米価の安定と生産調整に関する請願を議題とします。

お諮りします。本案は産業建設常任委員会に付託したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、請願第1号については産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

次の定例会までに審査を終了するよう希望いたします。

日程第17、陳情第1号、特別支援教育支援員の配置に関する陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第1号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますのですが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号については委員会付託を省略することに決定しました。

これより本議案について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第1号について採決します。この採決は起立で行います。陳情第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部栄悦君) 起立全員であります。したがって、陳情第1号、特別支援教育支援員の配置に関する陳情書は採択することに決定しました。

日程第18、陳情第2号、地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情を議題とします。

お諮りします。本案は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより本議案について討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番(見上政子君) 私は、この地域別最低賃金引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情に対して、賛成討論をいたします。

秋田県の最低賃金は618円、これは若者、また女性にとっては大変低い賃金でありまして、子供を育てられないとか、自立して生活できない状態になっております。これが県と全国差をつけた場合、どうしても若者は県外に流出してしまいます。若者がワーキングプアから抜け出し、今の労働条件から抜け出すためには正規雇用が必要ですが、今の状態では正規雇用はなかなか叶えられないことになっております。このほとんどの人たちが臨時、日々雇用、パートになっている、こういう労働条件を改定する意味でも、この1,000円の最低賃金はどうしても必要だと思いますので、私は賛成をいたします。

○議長(阿部栄悦君) ほかに討論はありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 陳情に対しましては反対の立場から討論をいたします。

14番議員の言われる最低賃金1,000円という、前回、以前にもこの同等の陳情が出されましたけれども、今、地域が中央との格差というのが非常に現状では社会不安があるわけでありまして、そういう中において企業の存続、企業というものをとらえた中でのやはり職場の確保というのが基盤にこれは必要だと思うんです。そういうことから、ワーキングプアなるものの本当に安いパート、賃金でもって生計を立てるといのは大変厳しいかもしれませんが、しかし、まだまだこれ全国一律とかそういう形の中で論ずるような状況ではないと私はそういうふうに考えますので、そういう立場からこの陳情に対しましては反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第2号について採決します。この採決は起立で行います。陳情第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立少数です。したがって、陳情第2号、地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情は不採択とすることに決定しました。

日程第19、陳情第3号、「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情を議題とします。

お諮りします。本案は、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

次の定例会までに審査を終了するよう希望いたします。

日程第20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員長から所掌事務のうち、会議規則第74条の規定によって次期議会の会期、日程等、議会の運営に関する事項等について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第21、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして平成20年3月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前10時47分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 7 番 門 脇 直 樹

同 署名議員 8 番 菊 地 薫

同 署名議員 9 番 福 司 憲 友